

平成28年 第4回

身延町議会定例会会議録

平成28年12月5日 開会

平成28年12月9日 閉会

山梨県身延町議会

平成 2 8 年

第 4 回身延町議会定例会

1 2 月 5 日

平成28年第4回身延町議会定例会（1日目）

平成28年12月5日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第94号 身延町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について
- 日程第5 議案第95号 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第6 議案第96号 身延町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第97号 身延町甲斐黄金村・湯之奥金山博物館条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第98号 身延町下部リバーサイドパーク条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第99号 平成28年度身延町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第10 議案第100号 平成28年度身延町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第11 議案第101号 平成28年度身延町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第102号 平成28年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第13 議案第103号 平成28年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算（第4号）
- 日程第14 議案第104号 平成28年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第15 同意第7号 身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区管理会委員の選任について
- 日程第16 同意第8号 身延町大河内地区財産区管理会委員の選任について
- 日程第17 請願第3号 所得税法第56条廃止意見書の提出を求める請願書
- 日程第18 発議第2号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書
- 日程第19 一般質問

2.出席議員は次のとおりである。(14名)

1番	赤池	朗	2番	田中	一泰
3番	広島	法明	4番	柿島	良行
5番	芦澤	健拓	6番	松浦	隆
7番	河井	淳	8番	福與	三郎
9番	草間	天	10番	川口	福三
11番	渡辺	文子	12番	伊藤	文雄
13番	深澤	勝	14番	野島	俊博

3.欠席議員は次のとおりである。

なし

4.会議録署名議員(3人)

6番	松浦	隆	7番	河井	淳
8番	福與	三郎			

5.地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(20人)

町	長	望月幹也	教	育	長	鈴木高吉				
総務課	長	笠井祥一	会	計	管	理	者	竹ノ内強		
政策室	長	佐野文昭	財	政	課	長	村野浩人			
税務課	長	佐野和紀	町	民	課	長	熊谷司			
福祉保健課	長	穂坂桂吾	観	光	課	長	柿島利巳			
子育て支援課	長	望月由香里	産	業	課	長	遠藤基			
建設課	長	水上武正	土	地	対	策	課	長	埜村公文	
水道課	長	望月真人	環	境	下	水	道	課	長	羽賀勝之
下部支所	長	佐藤成人	身	延	支	所	長	佐野昌三		
学校教育課	長	笠井喜孝	生	涯	学	習	課	長	高野博邦	

6．職務のため議場に出席した者の職氏名（2人）

議会議務局長 佐野 勇夫
録音係 大村 隆

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（佐野勇夫君）

相互にあいさつを交わします。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（野島俊博君）

まず冒頭でございますが、ここにカメラの設置がございます。このことにつきましては、広報委員会の皆さまが過日、昭和町議会への研修においてよいことは取り入れるとのことでありますので撮影の許可を出しました。

議員各位、また町長以下執行部各位にはどうかご理解とご了承をお願い申し上げます。

それでは、本日は大変ご苦労さまです。

平成28年第4回身延町議会定例会に議員各位ならびに町長をはじめ執行部各位にはご出席をいただき心からお礼を申し上げます。

本定例会は望月新町長の初の定例会であります。新たなまちづくりに向かって活発な意見が交わせるよう望むものであります。

また本定例会には条例の制定1件、条例の一部改正4件、補正予算6件、同意2件、請願1件、発議1件が提案されます。議員各位には慎重な審議、ならびに円滑な議会運営に格段のご協力をお願い申し上げます。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第1号により執り行います。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第126条の規定によって、

6番 松浦 隆君

7番 河井 淳君

8番 福與三郎君

を指名します。

日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日から12月9日までの5日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月9日までの5日間と決定しました。

日程第3 諸般の報告を行います。

本定例会に町長から上程される案件についてはお手元に配布のとおり条例案5件、補正予算

案6件、同意2件の計13案件となっております。

これらの説明のため、本日の説明員として地方自治法第121条の規定に基づき出席通知のありました者の職氏名につきましては、一覧表としてお手元に配布したとおりです。

また今定例会までに受理した請願書は、お手元に配布しました請願文書表のとおりです。

次に9月定例会以降の議会関係の諸行事については、お手元に配布した議会関係諸行事報告書により報告としますので、ご了承をお願い申し上げます。

以上で諸般の報告を終わります。

ここで町長からあいさつの申し出がありましたので、これを許します。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

改めましておはようございます。

本日ここに平成28年身延町議会第4回定例会を招集しましたところ、議員の皆さまには師走に入り何かと気忙しい中、全員のご出席をいただき誠にありがたくお礼を申し上げます。

今定例会は私にとって初めての定例会となるものであります。開会にあたり所信の一端と諸報告等を申し述べ、議員の皆さまや町民の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げたいと存じます。

さて山梨県は10月14日、平成27年度の市町村普通会計決算の概要を公表いたしました。この中に財政の弾力性を示す経常収支比率があります。本町の経常収支比率は69.4%となり、前年度の74.4%と比較すると5%減少しましたが、県内の経常収支比率の平均も前年度より2.1%減少し83.8%となり、本町は県平均を大きく下回っております。

しかしながら一般財源の確保はますます厳しくなる状況であることから、町民サービスの低下を招かない中で引き続き行財政改革に取り組み、職員一人ひとりが創意と工夫を重ね経常的経費の削減に努力するよう徹底したところであります。

次に平成29年度予算編成会議についてであります。

去る11月21日、平成29年度予算編成会議を開催いたしました。この中で予算編成担当職員等に対し平成27年度から地方交付税合併算定替えの縮減が始まったことを考慮に入れ歳入歳出の両面から事務事業の徹底した見直しを行うことはもとより施策の優先度を厳しく精査するとともに限られた財源の重点的・効率的配分を行うなど、最小の経費で最大の効果が得られるような予算を編成すること、また現在、鋭意進めております「身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく事業について積極的に予算計上することなどを指示したところであります。

次に移住定住対策事業の状況についてであります。

本町では平成26年度の国の補正予算の地方創生先行型交付金を活用して空き家の状況を把握し貸し借りや売買が可能であるかの調査を行い、利活用を図っていく「空き家情報台帳活用業務」を実施いたしました。本年度はこの台帳を活用して空き家バンク事業を進めてまいりましたので事業の途中ですが状況を報告させていただきます。

本年度は10月末までと前年度との成約件数の比較を申し上げますと売買は本年度4件、前年度は1件です。賃貸は本年度14件、前年度は3件であります。合計で本年度は18件、前年度は4件で14件の成約件数の増加となりました。この成果は平成27年度に町内の空き家の実態調査を行い、空き家所有者への空き家バンク登録の呼びかけにより登録数が増え紹介物

件が増えたことが大きいですが、今年度から移住を検討している者に対して適切な情報提供や相談対応の支援を行うことができるものとして「移住コーディネーター」を設置し、専門に対応できることにより従来と比べ、より細やかな対応が移住を促進することにつながったと考えます。また併せて東京など都市部への移住相談会の出展や空き家ツアー、先輩移住者との交流会開催、移住者向けパンフレット作成などを積極的に取り組むことにより、より広く移住希望者に対する情報提供、相談対応を行ったことも利用者数の増につながったと考えられます。

今年度の途中から地域おこし協力隊員として従事している3名の採用も東京での相談会や情報提供が応募への契機となりました。

以上のさまざまな取り組みが相乗効果により着実な移住定住へとつながっております。

次に障害児通所支援利用者負担額助成事業についてであります。

山梨県では就学前の障害児に対する福祉サービスとして児童福祉法に規定する障害児通所支援にかかる利用者負担を助成する市町村に対し補助金を交付する制度を創設し、本年4月1日にさかのぼり適用することとなりました。県の補助事業は第2子以降で、かつ3歳未満の障害児にかかる利用者に対し適用されるものですが、本町におきましては障害を持つお子さんを養育するご家庭の経済的負担を軽減するため、一定の所得要件を満たす世帯に対し3歳以降の期間も含め第1子から助成対象とすることとし、本年4月1日以降の利用者負担から適用したいと考えております。その関連予算につきまして17万1千円を「まち・ひと・しごと創生事業費」の20節に計上し本議会に提案させていただいたところであります。

次に民生委員・児童委員の一斉改選についてであります。

今年は3年に一度、民生委員・児童委員の一斉改選が行われる年にあたりまして過日12月1日付けをもって、本町においては102名の方が厚生労働大臣から民生委員・児童委員に委嘱され、私から新任50名、再任52名の皆さまへ委嘱状を伝達させていただいたところであります。民生委員・児童委員には地域に密着した活動を通じ身近な相談相手として、また住民と行政とのパイプ役として地域福祉の推進に大きな役割を果たしていただいております。

町といたしましても新たに委嘱された委員の皆さまと連携を密にしながら今後も福祉のまちづくりに努めてまいります。

なお、今回の一斉改選にあたり11月30日をもって民生委員・児童委員を退任された50名の皆さまへささやかではありますが、長年のご苦勞に対し町から感謝状を贈呈させていただいたところであります。

次に教育委員会の構成についてであります。

11月18日に任期満了を迎えた望月忠男教育委員の後任として佐野邦夫氏が就任いたしました。佐野氏については本年第5回身延町議会臨時会において議会のご同意をいただき11月17日に任命をいたしました。任期は平成28年11月19日から4年間となります。

教育委員会の構成は次のとおりです。

教育長職務代理者、片田駿三さん。委員、今村文子さん。同じく委員、若狭千春さん。同じく委員、佐野邦夫さん。教育長、鈴木高吉さん。

以上でございます。

次に身延中学校の校歌・校章の制定についてであります。

昨年11月、身延中学校統合準備委員会から教育委員会へ統合に向けての提言がありました。この中で校歌・校章については中学校の象徴となるものであり、新たな歴史の1ページづくり

に学校全体で取り組むことを願い平成28年度中に制定するとの内容でありました。

この提言を受け教育委員会では身延中学校校歌及び校章制定準備会を設置し校歌・校章の制定に向け協議・検討を重ねていただきました。校歌につきましては作詞を本町下山在住の佐野源左衛門一文先生、作曲を梅平在住の山田勇先生にお願いし10月5日に完成いたしました。また校章については望月歩夢さん(2年B組の生徒)のデザインが採用され山梨県工業技術センターのご協力をいただき製作をいたしました。

校歌・校章が完成し校章を印した校旗もでき上がりましたので11月19日、身延総合文化会館において身延中学校校歌・校章制定校旗樹立式を挙行了したところでございます。校歌は全校生徒の合唱により披露していただき校旗は私から身延中学校 井上校長へ授与いたしました。

全校生徒の熱い思いや校歌・校章の制定に関わっていただいた大勢の皆さまの熱意が素晴らしい優れた作品として完成したものだと思います。

今回、誕生しました校歌・校章が未永く皆さまに愛され、身延中学校の象徴として受け継がれていかれることを祈念しております。

次に学童保育室の実施場所についてであります。

このことについてはご承知のとおり、本町学童保育事業は町内6カ所で開催してまいりましたが来年度下部・原・下山小学校の統合に伴い平成29年度より原学童を身延地区公民館下山分館に移設し下山学童保育室に改称いたします。下部学童は現行のまま継続して1学区2施設体制となります。原学童の移設の理由ですが、下山分館には学童保育に適した多目的に使用可能な部屋があり、併せて施設周辺が開けているため野外で遊ぶことができ、また小学校の隣地にあることから子どもたちが徒歩で容易に行くことができます。原分館については建設から37年が経過し施設の老朽化、学習や読書のスペースが狭く子どもたちが一緒になって学習等をすることが困難であることです。下部学童は現行のまま存続の理由ですが、施設も新しく学童専用の部屋があり、図書館などその他の設備も十分であること、仮に下山学童1カ所とすると施設利用定員を恒常的に超過することが想定されることから、2カ所で事業を実施し定員を超えないようにする必要があるのであります。

以上のことにつきましては、11月24日に保護者説明会を実施し周知を図ったところであります。

次に中部横断自動車道新清水ジャンクションから増穂インターチェンジ間連絡調整会議についてであります。

現在、国土交通省および中日本高速道路株式会社、山梨県は中部横断自動車道新清水ジャンクションから増穂インターチェンジ間は、平成29年度全線開通に向けて整備を進めているところであります。

本年8月19日に第1回連絡調整会議が国土交通省甲府河川国道事務所主体のもと開催され工事の進捗状況等、課題について検討を行ってきたところであります。

11月22日には第2回連絡調整会議が開催され、会議では工事の進捗状況と工程精査の結果について説明がありました。

新清水ジャンクションから六郷インターチェンジ間のトンネル工事が掘削中の崩落、断面変形等により工事が難航しているため新清水ジャンクションから南部インターチェンジ間については平成30年度開通予定、南部インターチェンジから下部温泉早川インターチェンジ間については平成31年度の開通予定、下部温泉早川インターチェンジから六郷インターチェンジ間

については平成30年度の開通予定、六郷インターチェンジから増穂インターチェンジ間については当初の予定どおり平成28年度開通との説明がありましたのでご報告いたします。

次に地域おこし協力隊の委嘱とあけぼの大豆事業の推進についてであります。

あけぼの大豆を活用した地域活性化に取り組むため、年度当初から地域おこし協力隊を募集していましたが、このたび精鋭3名の協力隊を委嘱いたしました。この3名には本町の目指すあけぼの大豆の6次産業化の推進に携わっていただき、町の活性化の起爆剤となっていただけることと大いに期待をしております。

また10月に町内で開催されたあけぼの大豆枝豆体験フェアには県内外から約4千人の来場があり各会場では大変なにぎわいがありました。あけぼの大豆の人気は年々高まるばかりであります。12月からは大豆の収穫も始まります。今後、町では6次産業化に向けて味噌、豆腐、納豆等の加工品の製造開発にも積極的に取り組んでいきたいと考えております。

次に第7回身延町総合文化祭の開催についてであります。

第7回となる総合文化祭は10月16日に芸能発表会を行い、26団体220人が日ごろの学習成果を発表していただきました。また11月19日から27日にかけての文化文芸作品展には第16回やまなし県民文化祭美術展において入賞された作品を含め、文化協会を中心に町内保育所、小中学校、事業所の協力を得る中、48団体1,038点の力のこもった作品を出展していただき作品展を開催することができました。

次に秋季文化芸術事業についてであります。

身延町総合文化会館開館20周年記念事業として、9月10日に太田裕美ほかによる「オーケストラで歌う青春ポップス」、10月29日は身延シネマ鑑賞会、現代工芸美術館では9月30日から11月13日にかけての「加賀百万石・武家文化が生んだ工芸美術の華」と題し九谷焼展を開催いたしました。

また文化財普及啓蒙事業として、11月12日に「古写真と巡る身延山歴史探訪」を実施しましたが、町内また県外からの参加もあり身延町の歴史・文化に触れていただく機会を提供することができました。

図書館においては第21回ブックフェスタが11月12日・13日の両日行われ、23日には図書館座布団寄席、甲州弁講習会、バザー等が行われ参加した皆さまからはたくさんの笑顔がこぼれておりました。

次に町民いちスポーツ事業の一環での第1回みのぶスポーツフェスタの実施についてであります。

子どもから高齢者まで幅広い年齢層の健康づくりを図るため、昨年度まで開催していましたがみのぶ健康マラソンに各種軽スポーツ体験、ノルディックウォーキング教室等を新たに加え「第1回みのぶスポーツフェスタ」として11月20日にクラフトパークにおいて開催いたしました。

初めての試みでしたが中学生の参加者も大幅に増え、参加者約400名がスポーツの秋を楽しんでいました。

今後も心豊かな文化のまちづくり、町民の健康づくりを念頭に生涯学習の推進に努めてまいります。

なお、第3回定例会以降の主な行事につきましては、これまではここで読み上げておりましたけども文面にてお手元に配布したとおりでございますのでご確認いただきたいと思います。

結びといたしますけども、今年も残り少なくなってまいりました。この時期は町の来年度の当初予算の編成のときでもあります。当初予算の編成時に毎年思うことは私どもの町財政は大変厳しい状況にあるということでもあります。特に町の財政運営の命綱であります交付税の縮減が始まり、今年は昨年に比較して約2億8千万円という大幅な減額となり、29年度はさらに減額されることが予測されております。

このような状況の中、先ほども申し上げましたとおり平成29年度予算編成では施策の優先度を厳しく精査し、限られた財源の重点的・効率的配分を行い最小の経費で最大の効果が得られるような予算を編成するよう指示したところであります。

「生まれてよかった 育ってよかった 住んでよかった身延町」づくりに職員ともども全力で取り組んでまいりますので、町民の皆さまや議員の皆さまのご協力を心よりお願い申し上げましてあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（野島俊博君）

町長のあいさつが終わりました。

日程第4 議案第94号 身延町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について

日程第5 議案第95号 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

日程第6 議案第96号 身延町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について

日程第7 議案第97号 身延町甲斐黄金村・湯之奥金山博物館条例の一部を改正する条例について

日程第8 議案第98号 身延町下部リバーサイドパーク条例の一部を改正する条例について

以上の5議案は条例案でありますので一括して議題とします。

町長から本案について提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

ご指名をいただきましたので、提出案件のうち議案第94号から議案第98号までについての提案理由を説明申し上げます。

まず議案第94号 身延町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定についてであります。

身延町農業委員会の委員の定数等に関する条例の全部を改正する条例の議案を提出する。

平成28年12月5日 提出

身延町長 望月幹也

提案理由を申し上げます。

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行により、農業委員会等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、身延町農業委員会の委員の定数等に関する条例の全部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に議案第95号 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整

理に関する条例についてであります。

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の議案を提出する。

以下は省略をさせていただきますして提案理由を申し上げます。

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行により農業委員会等に関する法律の一部が改正されたことに伴い関係条例を整理する必要性が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に議案第96号 身延町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

身延町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の議案を提出する。

以下は省略をさせていただきますして提案理由を申し上げます。

児童扶養手当法の一部を改正する法律及び児童扶養手当等施行令の一部を改正する政令の施行に伴い身延町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する必要性が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に議案第97号 身延町甲斐黄金村・湯之奥金山博物館条例の一部を改正する条例についてであります。

身延町甲斐黄金村・湯之奥金山博物館条例の一部を改正する条例の議案を提出する。

提案理由を申し上げます。

湯之奥金山博物館の健全な運営を図るため、身延町甲斐黄金村・湯之奥金山博物館条例の一部を改正する必要性が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に議案第98号 身延町下部リバーサイドパーク条例の一部を改正する条例についてであります。

身延町下部リバーサイドパーク条例の一部を改正する条例の議案を提出する。

提案理由を申し上げます。

施設の利用形態の実情に応じて適切な管理を行うため、身延町下部リバーサイドパーク条例の一部を改正する必要性が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

以上であります。

なお、それぞれの議案の詳細につきましては担当課長より説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（野島俊博君）

次に議案第94号から議案第98号までの詳細説明を求めます。

遠藤産業課長。

○産業課長（遠藤基君）

議案第94号 身延町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について詳細説明をさせていただきます。

2ページをご覧ください。

この条例の制定につきましては、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律が平成27年8月28日に成立し、同年9月4日に公布されたことに伴い農業委員会等に関する法律が農地

等の利用の最適化を推進するために農業委員の選出方法を選挙制と市町村長の選任制の併用から市町村議会の同意を要件とする市町村長の任命制に変更し、農業委員とは別に各地域において農地利用の最適化を推進する農地利用最適化推進委員を新設する等の改正が行われ、平成28年4月1日から施行されました。

また本町農業委員の任期が平成29年7月19日に任期満了となることから今回の条例の制定をお願いするものであります。

このような法律改正から本条例は現行の身延町農業委員会の委員の定数等に関する条例の全部改正となります。

第1条は農業委員会の委員および農地利用最適化推進委員の定数を定める趣旨について規定するものであります。

第2条は農業委員の定数を14人と規定するものであります。

第3条は農地利用最適化推進委員の定数を12人と規定するものであります。

また附則の1により、この条例の施行期日を公布の日からとし附則2により現在の農業委員の残任期間における経過措置を規定するとともに附則3において新設される農地利用最適化推進委員の報酬について身延町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することを規定しております。

以上で身延町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について詳細説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（野島俊博君）

次に議案第95号の詳細説明を求めます。

笠井総務課長。

○総務課長（笠井祥一君）

議案第95号 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について詳細説明をさせていただきます。

議案集4ページをお開きください。

本条例は農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行により農業委員会等に関する法律が改正され、同法を引用する身延町職員定数条例および身延町証人等の実費弁償に関する条例中に条ずれが生ずることとなったため、所要の改正をお願いするものでございます。

以上で議案第95号の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（野島俊博君）

次に議案第96号の詳細説明を求めます。

望月子育て支援課長。

○子育て支援課長（望月由香里君）

議案第96号 身延町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の詳細説明をいたします。

より経済的に厳しい状況にあるひとり親の家庭に重点を置いた改善を目的とし、子どもが2人以上いる家庭の加算額の増額およびそれぞれの家庭の所得に応じて加算額が決定されるという今回、児童扶養手当法および同施行令の改正に伴い本条例の一部を改正するものです。

6ページおよび参考資料の新旧対照表の9ページをお開きください。

第4条については身延町ひとり親家庭医療費の助成を受けることができるものについて所得制限を定めています。

第4条1項第2号は児童扶養手当法施行令第2条の4を引用しており、これまで5項からなる条でありましたが、今回の児童扶養手当施行令の一部を改正する政令の施行に伴い第2条の4第3項から5項までが3項ずつ繰り下がることを受け、本条例での引用条文に項ずれが生じることから第4条1項第2号中、第2条の4第5項を第2条の4第8項に改めるものです。

以上で議案第96号の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（野島俊博君）

次に議案第97号および議案第98号の詳細説明を求めます。

高野生涯学習課長。

○生涯学習課長（高野博邦君）

議案第97号 甲斐黄金村・湯之奥金山博物館条例の一部を改正する条例について詳細説明をさせていただきます。

今回の一部改正は、博物館の開館時間の延長期間の変更と入館料の変更による一部改正となります。

新旧対照表の11ページをご覧ください。

はじめに第6条の開館時間については、現行第1項第1号において5月から9月までの期間が午前9時から午後6時、入館は午後5時30分まで。第2号において10月から翌年4月までの期間が午前9時から午後5時まで、入館は午後4時30分までと規定されております。これにより5月から9月の5カ月間を夏季期間として開館時間を1時間延長した運用を平成9年4月の開館当初から行っております。夏季期間を設けた背景には下部温泉郷を訪れる観光客、主に宿泊客の誘客を図ることを目的としてですが、現状を見ますと5月および6月の2カ月間は時間延長による入館者は多くはありません。また労務管理、経費の節減等の観点からも見直すべきと判断しました。

したがって第1項第1号中、5月から9月までの夏季開館期間を7月から9月までに、第2号中、通常の開館期間を10月から翌年6月までと改正するものであります。

次に第8条の入館料について説明をさせていただきます。

入館料については入館対象者の区分が4種、入館区分が観覧料、体験料および観覧料と体験料がセットになった共通券の3種に規定されております。

今回の改正では現行の体験料それぞれを一律100円値上げするものであり、これに付随して共通券も同額上がることとなります。

改正の背景として現行の入館料は平成9年4月に制定されたものですが、当時から現在に至るまでの社会的経済情勢の変化、特に金の地金の価格上昇により体験で使用する砂金の仕入れ価格も開館時と比較すると大幅に上昇しているため、これを踏まえての改正に至りました。

なお、料金改定にあたっては全国の類似施設の料金体系と比較検討し運営委員会での審議を経る中で博物館の教育施設として果たす役割である金山文化歴史の継承を進めていくため、校外学習また調査・研究等による映像シアターの視聴、展示室の観覧の観覧料金は現行料金で据え置くこととしました。

最後に附則として施行期日を平成29年4月1日とし、施行日前日までの入館料についての経過措置を設けてあります。

以上で議案第97号の詳細説明を終わります。

続いて議案第98号 身延町下部リバーサイドパーク条例の一部を改正する条例について詳細説明をさせていただきます。

今回の改正は既存施設の廃止に伴い、その跡地を用途変更するための一部改正となります。新旧対照表の13ページをご覧ください。

条例第4条に定められている設置施設のうち第2号、テニスコートについてはメロディ橋を挟んで上流と下流に2面設置されていましたが、設備の老朽化と利用者の減少によりここ十年来、貸し出しをしていませんでした。現在、テニスコートの一部は下部地区からの要望を受け公民館活動の一環としてグラウンドゴルフコースとして利用していただいているほか、下部温泉郷で行われる行事で利用されていますが、現在の利用状況および今後の利用形態等を勘案しテニスコートを廃止して多目的に利用していただけるよう実情に合わせて見直すものであり、第2号に定める施設名「テニスコート」を「イベント広場」と改称するものであります。

施設名称の変更に伴い第5条に規定する利用の許可を必要とする施設のうち「テニスコート」を「イベント広場」と改めます。

また7条に定める使用料ですが、イベント広場の利用については使用料は賦課しないとするものです。

なお、附則として施行期日を平成29年4月1日とするものです。

以上で議案第98号の詳細説明を終わります。よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長（野島俊博君）

以上で町長の提案理由と担当課長の詳細説明が終わりました。

日程第9 議案第99号 平成28年度身延町一般会計補正予算（第5号）

日程第10 議案第100号 平成28年度身延町介護保険特別会計補正予算（第4号）

日程第11 議案第101号 平成28年度身延町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）

日程第12 議案第102号 平成28年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）

日程第13 議案第103号 平成28年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算（第4号）

日程第14 議案第104号 平成28年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第4号）

以上の6議案は補正予算案でありますので一括して議題とします。

町長から本案について提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

それではご指名をいただきましたので、議案第99号から議案第104号について提案理由を説明申し上げます。

まず議案第99号 平成28年度身延町一般会計補正予算（第5号）についてであります。

平成28年度身延町の一般会計補正予算（第5号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,619万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ87億2,035万9千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条、地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。

平成28年12月5日 提出

身延町長 望月幹也

次に議案第100号 平成28年度身延町介護保険特別会計補正予算(第4号)についてであります。

平成28年度身延町の介護保険特別会計補正予算(第4号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億8,898万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,523万9千円とする。

以下は省略をさせていただきます。

次に議案第101号 平成28年度身延町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)についてであります。

平成28年度身延町の介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ32万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ827万5千円とする。

以下は省略をさせていただきます。

次に議案第102号 平成28年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)についてであります。

平成28年度身延町の簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ600万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,635万9千円とする。

以下は省略をさせていただきます。

次に議案第103号 平成28年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算(第4号)についてであります。

平成28年度身延町の農業集落排水事業等特別会計補正予算(第4号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ131万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,275万円とする。

以下は省略をさせていただきます。

次に議案第104号 平成28年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第4号)についてであります。

平成28年度身延町の下水道事業特別会計補正予算(第4号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ68万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3,027万7千円とする。

以下は省略をさせていただきます。

以上であります。なお、それぞれの議案の詳細につきましては担当課長より説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(野島俊博君)

議事の途中ですが、ここで暫時休憩とします。

再開は10時10分とします。

休憩 午前 9時55分

再開 午前10時10分

○議長(野島俊博君)

休憩前に引き続き、議事を再開します。

次に議案第99号から議案第104号までの詳細説明を求めます。

村野財政課長。

○財政課長(村野浩人君)

議案第99号 平成28年度身延町一般会計補正予算(第5号)について詳細説明をさせていただきます。

5ページをお開きください。「第2表 地方債補正」であります。

過疎対策事業債を1,940万円増額し限度額を1億2,450万円とし、合併特例事業債を200万円増額し限度額を4億9,800万円といたしました。これは8款2項2目道路新設改良費に充当するため増額するものであります。

8ページをお開きください。

歳入ですが12款1項1目民生費負担金に126万7千円を増額いたしました。広域入所児童の増加に伴う増額であります。

14款1項1目民生費国庫負担金に342万6千円を増額いたしました。障害児通所支援事業利用者の増加に伴う国庫負担金の増額であります。

2項2目民生費国庫補助金に77万1千円を増額いたしました。地域生活支援事業利用者の増加に伴う国庫補助金の増額であります。

15款1項1目民生費県負担金に171万3千円を増額いたしました。障害児通所支援事業利用者の増加に伴う県負担金の増額であります。

2項2目民生費県補助金に38万5千円を増額いたしました。地域生活支援事業利用者の増加に伴う県補助金の増額であります。

4目農林水産業費県補助金に607万2千円を増額いたしました。中山間地域等直接支払制度事業および中山間地域所得向上支援対策事業、ならびにやまなしリンケージ農園利用促進事業に対する補助金の増額であります。

16款1項2目利子及び配当金に30万7千円を増額いたしました。積立基金の利子を精査し増額したものであります。

9ページをご覧ください。

17款1項2目指定寄附金に21万5千円を増額いたしました。生涯学習および福祉保健事業への指定寄附金であります。

18款1項2目地域福祉基金繰入金に2万6千円を増額いたしました。果実運用型である福祉基金の利子を高齢者保養施設費に充当するものであります。

19款1項1目繰越金に10万8千円を増額いたしました。前年度からの繰越金であります。

20款4項1目雑入に50万円を増額いたしました。西嶋和紙・和紙の里活用推進事業に充当するため峡南ふるさと創生事業助成金であります。

21款1項3目土木債に2,140万円を増額いたしました。「第2表 地方債補正」で説明しましたとおり道路新設改良費に充当するための増額であります。

次に歳出であります。10ページをお開きください。

2款1項1目一般管理費、11節に85万3千円を増額いたしました。身延町管内図の印刷製本代と会計課の金庫の扉補強および庁舎換気扇フードの修繕費であります。

3目財産管理費、11節に28万1千円を増額いたしました。旧中富中学校の自動火災報知機取り替え修繕であります。

14節に1万9千円を増額いたしました。旧中富中学校の敷地内に国有地が存在し、原則買い取るようになっていますが、県と国との協議に時間がかかり今年度は賃貸借となったためあります。

4目企画費、19節に13万1千円を増額いたしました。在来種曙大豆種子生産事業への補助金であります。

7目バス運行対策費、11節に124万7千円を増額いたしました。バス路線変更に伴う音声合成放送装置の取り替え修繕費であります。

9目まち・ひと・しごと創生事業費、11節に358万1千円を増額いたしました。しだれ桜の里づくり事業にクラウドファンディング事業を活用することに伴う消耗品であります。

20節に17万1千円を増額いたしました。未就学障害児の児童発達支援センターへの通所支援助成金であります。

3款1項3目高齢者福祉費、28節を2,162万9千円減額いたしました。居宅介護サービス事業費等の減額に伴うものであります。

5目障害福祉費、20節に839万7千円を増額いたしました。地域支援事業利用者および障害児通所支援事業利用者の増額に伴うものであります。

6目高齢者保養施設費、11節に115万2千円を増額いたしました。門野の湯の排水設備改修費であります。

11ページをお開きください。

3款2項1目児童福祉総務費、11節に27万1千円を増額いたしました。西嶋学童保育室の電気料であります。

4目久那土保育所費、7節を20万1千円減額いたしました。臨時職員の交代に伴う特別賃金の減額であります。

4款1項2目予防費、19節に65万3千円を増額いたしました。飯富病院への補助分の交付税が再配分されたためであります。

3項1目簡易水道運営費、19節に50万円を増額いたしました。根子集落の小規模水道改修費の補助金であります。

28節の429万1千円の増額は簡易水道事業特別会計繰出金の増額であります。

12ページをお開きください。

6款1項3目農業振興費、15節に120万6千円を増額いたしました。やまなしリンクージ農園利用促進事業により対象農地の圃場と給水施設を整備するものであります。

19節に54万円を増額いたしました。中山間地域等直接支払事業として上之平地区および中山地区との新規協定による増額であります。

4目農林土木費、11節に167万円を増額いたしました。用排水路等の改修4カ所分であります。

13節に500万円を増額いたしました。中山間地域所得向上支援事業に伴う所得向上計画策定業務の委託料であります。

15節に266万円を増額いたしました。梅平地区の水路改良工事1件と西嶋地区の排水機場蓄電池の取り替え工事であります。

19節に375万円を増額いたしました。身延南部地区の農地耕作条件改善事業の負担金であります。

5目山村振興費、11節に39万5千円を増額いたしました。道の駅しもべの空調機の改修費であります。

13ページをお開きください。

2項3目農林土木費、15節に146万1千円を増額いたしました。相又上地区の小規模治山流路工事費であります。

7款1項1目商工振興費、11節の11万円の増額は下部温泉会館浴槽用の塩素滅菌器の取り替え修繕であります。

2項1目観光費、12節に66万4千円を増額いたしました。毎年4月に発行されていた広告掲載雑誌の発行月が3月に変更されたための増額であります。

8款2項1目道路橋梁維持費、14節の54万円の増額は除雪用重機の借上料であります。

2目道路新設改良費、13節に127万2千円を増額いたしました。県道の電線地中化に伴い歩道を合わせて町道西谷線の電線地中化を行うため、NTTおよび東電に工事業務を委託するものであります。

15節につきましては、町道西谷線改良工事の事業拡張に伴い田原鴨狩線等の改良工事を縮小し補助金である社会資本整備総合交付金を町道西谷線へ充当したため、その補助金分を起債で補うため財源組み替えであります。

5項1目住宅管理費、15節に240万9千円を増額いたしました。角内地区の町営住宅、市路団地の解体工事費であります。

14ページをお開きください。

6項1目下水道総務費、28節の190万5千円の増額は下水道事業および農業集落排水事業等の特別会計への繰出金の増額であります。

9款3項1目防災費、19節に95万9千円を増額いたしました。波木井三区、下山仲町区、塩之沢区の防犯灯建設費補助金であります。

10款2項1目学校管理費、11節に281万5千円を増額いたしました。下山小学校の電気料増額分と児童用机の天板取り替え修繕費の増額分であります。

12節の90万5千円の増額は小学校統合に伴う理科試薬品の廃棄処分費であります。

13節の118万8千円の増額は小学校統合に伴うパソコン等の移動および設定変更業務の委託料であります。

4項2目公民館費、18節の12万円の増額は指定寄附金を充当し会議用のテーブルおよびイスを購入するものであります。

15ページをお開きください。

3目図書館費、18節につきましては指定寄附金を充当し財源を組み替えるものであります。

5項1目文化財保護費、19節に8万3千円を増額いたしました。町の指定文化財であります若宮八幡神社、随神門の保存修繕のための補助金であります。

6目和紙の里運営費、12節に10万円を増額いたしました。特許権利用存続のための手数料であります。

6項1目保健体育総務費、19節につきましては指定寄附金を充当し財源を組み替えるものであります。

4目身延学校給食費、15節に455万7千円を増額いたしました。身延給食センターの空調設備にかかる工事費であります。

13款1項基金費につきましては、それぞれ増額した利子分を補正するものであります。

以上、議案第99号の詳細説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（野島俊博君）

次に議案第100号および議案第101号の詳細説明を求めます。

穂坂福祉保健課長。

○福祉保健課長（穂坂桂吾君）

最初に議案第100号 平成28年度身延町介護保険特別会計補正予算（第4号）について説明をいたします。

今回の補正は平成28年度が第6期介護保険事業計画期間の中間年にあたり平成29年度の予算編成へ向け年度前半の歳出予算執行状況から今年度の実績見込みを推計し、介護保険特別会計における保険料等の一般財源の確保状況や基金の取り崩しの必要性等を把握することを主眼に全体を見直したものであります。

6ページをお開きください。まず歳入から説明いたします。

1款1項1目第1号被保険者保険料の1節現年度分特別徴収保険料、2節現年度分普通徴収保険料ですが保険料本算定の結果を受けて合計で5,010万円を減額いたします。

次に4款1項国庫負担金2,884万5千円、4款2項1目調整交付金896万3千円、5款支払基金交付金5,019万3千円、6款1項県負担金2,941万5千円、8款へ飛びまして1項1目介護給付費繰入金2,240万7千円、それぞれ減額補正ですが歳出2款の保険給付費の補正に合わせて国・支払基金・県・町それぞれの負担割合に応じて減額するものです。

次に4款2項へ戻りまして2目地域支援事業交付金10万7千円、6款2項県補助金5万3千円、8款1項2目地域支援事業繰入金5万4千円、それぞれ増額補正ですが歳出5款の地域支援事業費の財源に充てるため国・県・町のそれぞれの負担割合に応じ増額するものです。

次に7款財産収入9千円の増額ですが介護保険給付費支払準備基金の利子分を計上しました。

次に8款1項3目その他一般会計繰入金72万4千円の増額ですが、歳出1款総務費にシステム改修費を計上し、その財源に充当いたします。

次に10款諸収入1万円の減額ですが、当初予算において先ほどの基金の利子の受け入れ先

としてこの科目を予定したのですが、財産運用収入は7款財産収入で受け入れるのが正しいため、この予算を全額減額といたしました。

8ページをご覧ください。歳出について説明をいたします。

1款総務費72万4千円の増額は制度改正に伴うシステム改修業務委託料です。介護保険料の所得段階に関する基準について、現行の所得指標である合計所得金額から長期譲渡所得および短期譲渡所得に関わる特別控除額および公的年金等に関わる雑所得を控除した額を用いることとされ、平成30年4月1日施行するものですが国において今年度改修予算を手当するとの情報があり、峡南5町では同じシステムを用いている都合上、歩調を合わせて平成28年度中にシステム改修を行うこととしました。

次に2款保険給付費の補正ですが1項介護サービス等諸費から10ページの6項特定入所者介護サービス等費まで当初予算の見積もりにおきまして、過去数年間の給付実績を参考に予算を推計しましたが、今年度約半年の執行状況を勘案し、今年度の必要額を見通した結果、それぞれ増減の補正を行いました。この中で特に金額の多い8ページの2款1項介護サービス等諸費のうち1目、3目、5目について説明をいたします。

1目居宅介護サービス給付費の1億7,800万円の減額ですが、主な要因として本年4月から定員18人以下の通所介護が地域密着型サービスに位置付けられたことによるものです。これまで通所介護の費用については居宅介護サービス給付費の中で処理してきましたが、通所介護の利用者のうち4月から130人ほどが地域密着型サービスの通所介護へ移行し徐々に利用者が増加傾向を示している状況であります。これを受けまして3目の地域密着型介護サービス給付費を1億3,600万円増額いたします。

5目施設介護サービス給付費1億4,600万円の減額についてですが、施設介護サービスに関わる給付費は、平成25年度の約9億円を頂点に減少傾向にあるものの平成27年度から新規の入所要件が要介護3以上となり、平成28年度当初予算の見積もりにおきましても給付単価の高い層が新規に利用することに備え、8億7千万円ほどの予算を見込んでいたがみのぶ荘の地域密着型特養の開設などにより施設介護サービス利用者数は減少傾向を示しており今回減額としたものであります。

以上が大きなところでありまして、2款保険給付費全体での補正額は1億7,926万円の減額といたしました。

次に10ページをお開きください。

4款1項1目給付準備基金積立金の9千円の増額です。先ほど歳入で介護保険給付費支払準備基金の利子を計上いたしました但当該利子を基金へ積み立てるためのものであります。

次に5款2項1目介護予防ケアマネジメント事業費の12節手数料27万6千円の増額ですが青年後見開始の町長申し立てを行うための費用で当初予算に1人分を計上していましたが、もう1人分を追加する必要があるが生じ今回、補正するものであります。

次に7款1項償還金及び還付加算金の1目第1号被保険者還付金12万円および2目第1号被保険者保険料還付加算金5千円の増額ですが、所得修正による過年度分保険料を還付するためのものであります。

次に8款予備費の1,086万円の減額ですが今回の予算の見直しの結果、特別会計における一般財源が1,086万円不足することとなったため、繰越金を財源として計上していた予備費を減額し、その不足分に充てることとしました。

以上で介護保険特別会計補正予算の説明を終わりました、引き続き議案第101号 平成28年度身延町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)について説明をいたします。

6ページをご覧ください。歳入から説明いたします。

3款1項1目繰越金に32万円を計上いたしました。

7ページをご覧ください。歳出について説明をいたします。

1款1項1目介護予防サービス計画事業費、13節委託料の32万円の増額につきましては介護予防サービス計画の作成等に関わる業務の一部を指定居宅介護支援事業者に委託するものです。当初予算においては1月当たり33件の委託を見込んでいましたが、現在40件を超える委託件数となっているため増額補正をお願いするものです。

説明は以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(野島俊博君)

次に議案第102号の詳細説明を求めます。

望月水道課長。

○水道課長(望月真人君)

それでは議案第102号 平成28年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)について詳細説明をさせていただきます。

歳入から説明させていただきます。6ページをお願いいたします。

2款1項1目簡易水道負担金、1節加入者負担金につきましては中山間地域総合整備事業、市之瀬地内水路改良工事に伴う配水管布設工事の山梨県からの受託工事負担金であります。100万円を追加補正するものであります。

5款1項1目簡易水道一般会計繰入金、2節公債費繰入金につきましては429万1千円の増額補正であります。

6款1項1目繰越金、1節の繰越金70万9千円の増額につきましては平成27年度の繰越金であります。

次に歳出について説明させていただきます。7ページをお願いいたします。

1款1項1目簡易水道管理費、11節需用費500万円の増額であります。夏から秋にかけて大口の修繕が相次ぎ、また施設の老朽化に伴い今後、施設の修繕が見込まれるためでございます。15節工事請負費につきましては100万円の増額補正であり、歳入でも説明しましたが中山間地域総合整備事業に伴う配水管布設工事費であります。

2款2項1目簡易水道建設費、15節工事請負費200万円の減額、19節負担金補助及び交付金200万円の増額につきましては中富南部簡易水道事業県道南アルプス公園線管路埋設に伴う舗装本復旧を負担金により受託工事として山梨県に実施していただいておりますが、増高が見込まれるため中富南部簡易水道事業費内において工事費を減額し負担金を増額するものであります。

3款1項1目元金につきましては1款1項1目簡易水道管理費、修繕費予算増に伴う財源組み替えでございます。

以上で議案第102号の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(野島俊博君)

次に議案第103号および議案第104号の詳細説明を求めます。

羽賀環境下水道課長。

○環境下水道課長（羽賀勝之君）

それでは議案第103号 平成28年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算（第4号）について説明をさせていただきます。

6ページをお開きください。歳入から説明をさせていただきます。

2款1項2目小規模集合排水事業繰入金131万4千円につきましては、一般会計からの繰入金により北川小規模集合排水事業の維持管理費に131万6千円を増額し公債費2千円の減額をするものです。

2款1項3目戸別浄化槽整備事業繰入金1千円につきましては、一般会計からの繰入金により維持管理費に充当するための増額をするものです。

3款1項1目繰越金1千円につきましては前年度からの繰越金の充当をするものです。

次に歳出の説明をさせていただきます。7ページをご覧ください。

2款1項1目北川地区維持管理費委託料131万6千円を増額につきましては、平成27年度決算および地方公営企業会計決算統計資料をもとに北川地区小規模集合排水事業についての経営基盤の強化を図ることを目的とし、中期的・長期的な経営計画を策定し健全運営を行うための指針とするための業務委託料です。

2款2項1目元金につきましては、一般会計からの繰入金2千円を減額し前年度繰越金2千円を償還金利子及び割引料へ充当するため、これに伴う財源組み替えをお願いするものです。

3款1項1目戸別浄化槽整備事業維持管理費につきましては、一般会計からの繰入金1千円を減額し前年度繰越金を充当するため、これに伴う財源組み替えをするものです。

以上で議案第103号の詳細説明を終わらせていただきます。

続きまして議案第104号 平成28年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について詳細説明をさせていただきます。

6ページをお開きください。

3款1項1目中富下水道事業一般会計繰入金88万1千円につきましては、公債費繰入金の減額をするものです。

3款1項2目帯金、塩之沢下水道事業一般会計繰入金8千円につきましては、公債費繰入金の減額をお願いするものです。

3款1項3目角打、丸滝下水道事業一般会計繰入金61万7千円につきましては、維持管理費繰入金62万3千円を増額し公債費繰入金6千円を減額するものです。

3款1項4目身延下水道事業一般会計繰入金86万9千円につきましては、維持管理費繰入金89万6千円を増額し公債費繰入金2万7千円の減額をお願いするものです。

3款1項5目下部下水道事業一般会計繰入金8千円につきましては、公債費繰入金の減額をお願いするものです。

3款1項6目下水道事業一般会計繰入金1千円につきましては、総務費管理費繰入金の増額をお願いするものです。

4款1項1目繰越金9万4千円につきましては前年度からの繰越金を充当するものです。

次に歳出を説明させていただきます。7ページをお願いいたします。

1款1項1目下水道事業総務費、12節役務費につきましては繰入金1千円を充当し一般財源1千円を減額とする財源組み替えをお願いするものです。

1 款 2 項 1 目中富下水道事業維持管理費、2 7 節公課費 8 3 万 5 千円の減額につきましては平成 2 7 年度の消費税納付額が確定し税務署への納付が完了しましたので公課費残額分 8 3 万 5 千円の減額をお願いするものです。

1 款 2 項 3 目角打、丸滝下水道事業維持管理費、修繕費 6 2 万 3 千円につきましては角打地内のマンホール内にポンプ 2 基設置のうち 1 基が経年劣化により動作不能の状態となったためポンプ 1 基分の修繕費として増額をお願いするものです。

1 款 2 項 4 目身延下水道事業維持管理費修繕費 8 9 万 6 千円につきましては、県道身延線門内地内のマンホール周辺部分の段差の舗装修繕と身延浄化センター内にあります非常用発電機、非常用電源バッテリーの交換修繕として増額をお願いするものです。

1 款 3 項 1 目中富下水道事業元金につきましては、一般会計からの繰入金 8 8 万 1 千円を減額し使用料 8 8 万 1 千円を償還金利息及び割引料へ充当するため、これに伴う財源組み替えをお願いするものです。

1 款 3 項 4 目帯金、塩之沢下水道事業利息、1 款 3 項 5 目角打、丸滝下水道事業元金、1 款 3 項 7 目身延下水道事業元金、1 款 3 項 9 目下部下水道事業元金につきましては一般会計からの繰入金をそれぞれ減額し前年度繰越金を充当するため、これに伴う財源組み替えをお願いするものです。

以上で議案第 1 0 3 号および議案第 1 0 4 号の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（野島俊博君）

以上で町長の提案理由と担当課長の詳細説明が終わりました。

日程第 1 5 同意第 7 号 身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区管理会委員の選任について

日程第 1 6 同意第 8 号 身延町大河内地区財産区管理会委員の選任について

以上の 2 案件は財産区管理会委員選任の案件でありますので一括して議題とします。

町長から本案について提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

ご指名をいただきましたので、同意第 7 号と同意第 8 号の提案理由について説明を申し上げます。

まず同意第 7 号 身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区管理会委員の選任についてであります。

身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区管理会委員に下記の者を選任したいので、身延町恩賜県有財産保護財産区管理会条例第 3 条の規定に基づき議会の同意を求めます。

身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区管理会委員

住所、氏名、生年月日の順に読み上げたいと思います。なお、敬称は省略をさせていただきます。

住 所 身延町大崩 1 5 2 番地

氏 名 佐野馨

生年月日 昭和 6 年 9 月 1 4 日生まれ

住 所 身延町大島 2 0 7 3 番地 2 2
氏 名 依田喜美雄
生年月日 昭和 1 9 年 1 1 月 1 8 日生まれ
住 所 身延町大島 1 2 1 1 番地
氏 名 片田健彦
生年月日 昭和 2 2 年 7 月 2 1 日生まれ
住 所 身延町帯金 3 9 0 3 番地 1
氏 名 鈴木厚
生年月日 昭和 2 5 年 1 1 月 2 8 日生まれ
住 所 身延町帯金 2 7 3 4 番地
氏 名 鈴木克昌
生年月日 昭和 2 7 年 1 月 1 日生まれ
住 所 身延町大島 1 4 8 3 番地
氏 名 若林浩氣
生年月日 昭和 2 8 年 3 月 6 日生まれ
住 所 身延町帯金 3 5 4 9 番地 1 2
氏 名 松野拡
生年月日 昭和 3 2 年 1 0 月 1 7 日生まれ
平成 2 8 年 1 2 月 5 日 提出

身延町長 望月幹也

提案理由につきましては、身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区管理会委員の任期が平成 2 8 年 1 2 月 2 4 日をもって満了するため新たに委員を選任したい。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に同意第 8 号 身延町大河内地区財産区管理会委員の選任についてであります。

身延町大河内地区財産区管理会委員に下記の者を選任したいので、身延町財産区管理会条例第 3 条の規定に基づき議会の同意を求めます。

身延町大河内地区財産区管理会委員

同じく住所、氏名、生年月日の順に読み上げ敬称は省略をさせていただきます。

住 所 身延町角打 9 5 9 番地
氏 名 乗松洋一
生年月日 昭和 1 8 年 1 1 月 2 0 日生まれ
住 所 身延町帯金 6 5 9 番地 1
氏 名 吉野賢造
生年月日 昭和 2 0 年 5 月 2 0 日生まれ
住 所 身延町大島 9 7 1 番地
氏 名 片田善男
生年月日 昭和 2 4 年 1 0 月 4 日生まれ
住 所 身延町上八木沢 9 9 番地
氏 名 佐野治仁
生年月日 昭和 2 4 年 1 2 月 2 9 日生まれ

住 所 身延町和田 2 8 1 4 番地

氏 名 雨宮邦夫

生年月日 昭和 2 5 年 7 月 2 5 日生まれ

住 所 身延町帯金 2 7 8 2 番地

氏 名 早川志高

生年月日 昭和 2 9 年 1 1 月 3 日生まれ

住 所 身延町角打 2 2 1 6 番地 2

氏 名 佐野昇

生年月日 昭和 3 0 年 8 月 2 1 日生まれ

提案理由につきましては、身延町大河内地区財産区管理会委員の任期が平成 2 8 年 1 2 月 2 4 日をもって満了するため新たに委員を選任したい。

これがこの議案を提出する理由でございます。

以上であります。よろしくご審議の上、ご同意をいただけますようお願いを申し上げます。

○議長（野島俊博君）

以上で提案理由の説明が終わりました。

本案については詳細説明を省略します。

日程第 1 7 請願第 3 号 所得税法第 5 6 条廃止意見書の提出を求める請願書を議題とします。

紹介議員の説明を求めます。

芦澤健拓君、登壇してください。

○5 番議員（芦澤健拓君）

請願第 3 号について説明を申し上げます。

件名は所得税法第 5 6 条廃止意見書の提出を求める請願でございます。

請願書、住所、氏名は山梨県笛吹市石和町四日市場 3 2 番地、山梨県商工会連合会婦人部協議会、会長 古屋洋子。

紹介議員は私でございます。

のちに総務産業建設常任委員会に付託される予定でございます。

請願の趣旨は所得税法第 5 6 条を廃止する意見書を政府関係機関へ提出することということでございます。

請願書の 2 枚目に請願書が掲げてございますけれども、要するにこの所得税法第 5 6 条というものは中小企業の家族の所得を認めていないということで、家族全体の労働によって支えられている中小零細業者は大変これに不満を持っているということでございます。

意見書の案がございしますが、地域経済の担い手である中小業者の営業は家族全体の労働によって支えられている。しかし日本の税制は家族従業者の働き分、自家労賃を所得税法第 5 6 条、事業主の配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しないという趣旨によりまして必要経費として認められておりません。

家族従業者の働き分は事業主の所得となり配偶者 8 6 万円、配偶者以外の家族 5 0 万円が控除されるのみで最低賃金にも達していません。

青色申告による場合とちょっと取り扱いが違うということで、第 5 7 条には青色申告による場合の規定がございすけれども、今の 5 6 条では女性に不利益を与える、あるいは家族のい

ろんな、車の購入ですとかそういうものに関して認められていないということで、この56条の廃止を求めるといった意見書が各地区で出されております。

全国で474自治体、これ2016年10月20日現在ですけれども、474自治体から意見書が提出されております。

それから県内では甲州市、大月市、中央市、甲府市、市川三郷町とこの4市1町から出されておりますけれども、今回、身延町議会にこういうふうな請願が出されまして意見書の提出をお願いするということになっておりますのでよろしくご審議いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（野島俊博君）

紹介議員の説明が終わりました。

請願第3号は所管の総務産業建設常任委員会に付託しますので審議をお願いします。

日程第18 発議第2号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書を議題とします。

提出者の説明を求めます。

柿島良行君、登壇してください。

○4番議員（柿島良行君）

それでは発議第2号についてご説明を申し上げます。

発議第2号

平成28年12月5日

身延町議会議員 野島俊博殿

提出者 柿島良行

賛成者 広島法明

” 田中一泰

地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり身延町議会会議規則第14条第1項および第2項の規定により提出します。

提案理由

現在、全国の町村議会が掲げる問題の1つに議員のなり手不足の問題があります。議会が住民の代表としてまちづくりに関わっていくためには幅広い世代の議員が求められます。

このため新たな人材確保の観点から議員の年金制度を時代に相応しいものにする必要がある。これがこの議案を提出する理由であります。

意見書です。

地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書

地方分権時代を迎えた今日、地方公共団体の自由度が拡大し自主性および自立性の高まりが求められる中、住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任が格段に重くなっている。また地方議会議員の活動も幅広い分野に及ぶとともにより積極的な活動が求められている。

しかしながら昨年実施された統一地方選挙において町村では議員への立候補者が減少し無投票当選が増加するなど、住民の関心の低下や地方議会議員のなり手不足が大きな問題となっている。

こうした中、地方議会議員の年金制度を時代に相応しいものにするのが議員を志す新たな

人材確保につながっていくと考える。よって国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から地方議会議員の厚生年金制度加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出者は山梨県南巨摩郡身延町議会議員 野島俊博。

提出先は内閣総理大臣、内閣官房長官、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、衆議院議長、参議院議長としております。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野島俊博君）

提出者の説明が終わりました。

議事の途中ですが、ここで昼食のため休憩します。

再開は午後1時からとします。

休憩 午前11時08分

再開 午後1時00分

○議長（野島俊博君）

それでは休憩前に引き続き、議事を再開します。

日程第19 一般質問。

質問の通告者は8名です。

本日は3名の一般質問を行います。

これから通告順に行います。

それでは通告1番、芦澤健拓君の一般質問を行います。

芦澤健拓君の質問を許します。

登壇してください。

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

トップバッターとして、はじめに望月幹也新町長へのご就任のお祝いを申し上げます。ご就任、誠におめでとうございます。

町長が覚えておいでかどうか分かりませんが、私はある人の前町長への表敬訪問に同行したことがあります。あいにく前町長が不在のため当時、副町長であった現町長にお会いし町長選へのご出馬を要請いたしました。もちろんそのことが今回のご出馬に影響があったかどうかは定かではありませんが地方創生総合戦略策定会議の中で町長のお人柄、洞察力、発想力、実行力などを非凡なものがあると感じておりましたので、今後の町政を司るにふさわしい人物であると考えてご出馬を要請した次第でございます。

それでは質問に入ります。

しかし町長は無投票で当選したこともあり町長の顔を見たことがないとか、町長が町をどのようになりたいと考えているのか分からない、そういう町民が多いのではないかと考え、今回、議会広報や議会のホームページに掲載されるこの一般質問で町長のことをいくらかでも分かってほしいという思いで質問をいたします。

はじめに憲法改正についてお聞きします。

昭和21年11月3日に日本憲法は公布されました。私も昭和21年の生まれでございますので、ほぼ憲法と同じ70年を生きてまいりました。日本国憲法がどのくらい素晴らしいかということは皆さんもよくお分かりだと思いますけども、この70年間の間に日本人が戦争で一人も殺していないし一人も殺されていない、これはこの平和憲法が本当に素晴らしいものであったからであると私は考えています。

この憲法の99条には天皇または摂政および国務大臣、国会議員、裁判官、その他の公務員はこの憲法を尊重し擁護する義務を負うという条文で立憲主義について定めております。その立憲主義というのは総理大臣をはじめとする国務大臣、国会議員、公務員などあらゆる権力側に立つものが憲法を順守しなければならない。そういう定めになっているわけです。

ところが安倍政権では本来、憲法を守るべき立場の内閣総理大臣自身が憲法改正を提案するという異常な事態になっております。

安倍首相が総裁を務める自民党が野党時代に作成したという憲法草案を提出し、国会の憲法審査会でこれを検討することを提案しております。この自民党憲法草案では国歌を君が代に、国旗を日の丸に、そういう国家主義、それから個人ではなく家族を尊重するという家族主義という前時代的な考え方、自衛隊を国防軍にというふうな危険な考え方が書かれております。

憲法第9条に定める平和主義を否定し、戦争法案に尊重されるような軍国主義への移行などを意図していて、現日本国憲法の精神を否定する方向に進んでいると私は考えております。

町長はこの憲法改正についてどのような考えをお持ちなのか、はじめにお聞きいたします。

○議長（野島俊博君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

芦澤議員のご質問にお答えしたいと思います。大変、重い大きな質問であると認識しております。

憲法審査会は、日本国憲法および日本憲法に密接に関連する基本法制について広範かつ総合的に調査を行い憲法改正原案、日本国憲法に関わる改正の発議、また国民投票に関する法律案等を審査する機関であると理解しております。その憲法審査会が審査を再開した以上、その審査結果を私としては見守りたいと考えております。

私は昭和34年生まれでございますので、現憲法下のもとで生まれ育ち慣れ親しんできたわけでございます。しかし、何がなんでも憲法を変えたら駄目だとは実は思っておりません。社会環境も変化、この70年でしておりますし、時代にそぐわなくなっている面、例えば文言なんかもだいぶ改正が必要な部分もあるんじゃないかということも思っております。その時代時代に国民の生活に即した憲法が私は望ましいと考えております。

今回、憲法審査会が審査を再開したことにより憲法についての議論が盛り上がり、結果として憲法への理解が深まることを期待しております。

以上でございます。

○議長（野島俊博君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

憲法改正についてのお考えは大体理解いたしました。ただ私はこの憲法改正について、国が

提案したり国会が審査会で審査をしたりということの前にやはり国民にもう少し、分かりやすい憲法改正論を知らせるべきで、われわれ自身もやはりこの憲法改正がどんなふうなものなのかということをよく理解していかなければならないというふうに考えております。

次に国と地方の借金を合わせて今年度末には1,070兆円を超えるという予想がされております。今年度の国の予算100兆円のうち税収は57兆円で、あとは赤字国債に37兆円を頼る、そういうふうな現状でございます。

広報みのぶ11月号の町長あいさつの中に「行財政改革」という言葉はありませんでしたが、本町の予算もできる限り縮小し小さい役場を目指すべきであるというふうには考えております。これまでも小さい役場という考え方はこの議場でも何回か議論されてきておりますが、私は自分自身の考えとしては職員数、職員給与、職員手当等を減らすことも一つの方策ではないかというふうに考えております。

小さい役場という考え方について町長のお考えをお聞きします。

○議長（野島俊博君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

お答えいたします。

地方自治法第2条第14項に地方公共団体はその実務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに最小の経費で最大の効果をあげるようにしなければならないと規定されております。

本町歳入の40%以上を占める地方交付税が平成27年度から6年間で段階的に縮減されております。今年度は27年度に実施しました国勢調査での人口減少も影響し前年度より約2億8千万円の減少となります。これに対処するために合併以来、身延町行政改革大綱の達成目標として小さくて効率的な役場運営を掲げ事業を精査し、起債発行を制限するとともに繰上償還を行い起債残高の削減に努めるとともに、職員数につきましても定員適正化計画に基づき職員の削減を実施してまいりました。

しかし町民の皆さまの福祉増進を推進するためには、身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく事業など必要な事務事業につきましては、しっかり実施していかなければなりません。今後も引き続き行財政改革を推進する中で、住民サービスの維持を図っていく必要があると考えております。

以上です。

○議長（野島俊博君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

大変良い考え方であるというふうに私も評価いたします。これから本当に厳しい時代になってまいりまして、町長のお力も十分に発揮されないとこの町は成り立っていかないのではないかというふうに考えますので今後のご活躍を期待しております。

次に町民と議員との懇談会で、学校統廃合で旧下部町には学校がなくなってしまうが各地区に1校でも残すことはできなかったのかという質問が当の下部地区以外の場所で出されました。身延には身延中学校、身延小学校、下山小学校、2つの小学校、1中2小が残ります。中富には西島小学校が残ります。しかし下部では下部小・中学校、久那土小・中学校の4校がなくなっ

てしまって学校が1つもなくなってしまう。これまでもこの場で何回も何回もこの統廃合については質問をしまいいりましたけれども、これで不公平ではないというそういう行政側の判断でこういうことが起きてまいりました。

町民からは学校がなくなれば子育てをする若い人がいなくなる。人口も今以上に減っていく。下部は本当に大丈夫なのかという声がよく聞かれます。3地区のうち下部の人口減少率が最も高いという、そういう現状でございます。当然のことながらますますこの傾向は強まっていくと思います。

1中3小の学校配置条例に賛成した議員を中心に新中学校を町の中央部に建設すべきという意見書が提案されました。私はこの意見書を議会が町や教育委員会に出すという、そういう考え方そのものにも反対でしたが、学校配置条例に賛成した人たちが町民への言い訳に過ぎないようなこういうものを出してきたというそういう思いもありましたので、この意見書提出にも反対してまいりました。

その後、この意見書に基づいて学校建設検討委員会が行われ、委員会のまとめとして提言書が出されましたけれども、中央に新中学校を建設すべきであるという議会からの意見書も下部・中富の保護者の希望も一切叶えられないような内容の両論併記の提言書でございました。

町の中央に新中学校を建設すべきであるという問題につきまして議会では引き続き継続審議していくことになっておりますけれども、学校問題はまち・ひと・しごと総合戦略策定にも大いに影響があるはずでありますし、町長の基本項目の6番目には教育の充実を図ると書かれております。町長は中富・下部の保護者や町民の希望を叶えてあげたいという議会からの意見書についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（野島俊博君）

町長。

○町長（望月幹也君）

まず学校の統廃合につきましては、私、昨年4月、県から副町長でまいりまして、その時点では前年度の12月に議会で1中3小ということで条例がもう決められていましたので、私とすればそれを尊重してまいりました。

今言われましたとおり学校統廃合と新中学校を町中央に建設すべきという意見書について、まずどのように考えるかについてお答えしたいと思います。

私が町長に就任して1カ月経過した11月19日の土曜日になりますけれども、身延中学校校歌・校章制定ならびに校旗樹立式が正副議長さまや校歌・校章の制定に関わっていただいた皆さま、保護者の皆さまなど大勢の皆さまにご出席をいただきまして身延町総合文化会館において実施されました。

生徒のデザインによる校章が印された校旗を私から井上校長先生に授与し、校歌については全校生徒と先生方の合唱により披露していただきました。また校歌・校章制定、校旗樹立式終了後には身延中学校第1回合唱発表会が開催され、私も最後まで聞かせていただきましたが、クラス合唱、学年合唱、全校合唱と素晴らしい歌声を聞き、生徒の生き生きした表情を拝見し大変感動したところであります。

今年度の身延中学校の生徒会スローガンですけれども「開花」、花が咲く開花だそうです。具体的な行動目標としては、生活面のスローガンは「それぞれ自立し山梨県一の学校を目指そう」、学習面のスローガンですけれども「自分たちで学習への意識を高め学力を向上させよう」。最後に

行事面のスローガンは「団結して絆を深め身延中の文化を築こう」ということになっております。この3つのスローガンを定めているそうですけども、まさしく今回の合唱の発表は行事面でのスローガンである「団結して絆を深め身延中の文化を築こう」を私どもに披露してくれたものであると実感いたしました。生徒たちは目標を定め着実に身延中学校の新たな歴史の一步を歩み始めております。

今回の小中学校の統合は実際、私自身も思い出の詰まりました久那土小学校、久那土中学校と母校が閉校したり、地域から学校がなくなったり非常に残念でさみしい思いを覚えます。しかし町や教育委員会は教育の目的であります人格の完成を目指し、平和で民主的な国家および社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な子どもたちを育成するため、よりよい教育環境を整えなければならない責任があります。そのためには後期統合計画の推進は必要な決断であり町議会議員の皆さまや地域の皆さま、保護者の皆さまのご理解とご協力を賜り推進していかねばならない重要な施策だと考えております。

次に中学校を町中央に建設すべきという議会から教育委員会に提出された意見書についてですが、平成26年9月12日付けで身延町立中学校新校舎建設推進検討委員会設置に関する意見書が議会から教育委員会へ提出されたこと、また教育委員会ではこの提出された意見書を重く受け止め身延町立中学校新校舎建設検討委員会を平成27年7月8日に設置し協議・検討を進めていただいたこと、検討委員会は本年10月までの間に8回の会議を重ね慎重に審議をした結果を身延中学校の配置および建設等に関する提言として教育委員会へ提出したこと、それからその提言書の内容も私は承知しております。

これから教育委員会では議会の意見書、建設検討委員会の提言を斟酌し中学校校舎建設に関する検討を進めていくことになると思います。先に述べましたとおり私は児童生徒が通う学校、ハード面もソフト面も充実したよりよい教育環境を整備していかねばならない責任がありますので、今後教育委員会と協議・調整をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野島俊博君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

学校の中学校建設検討委員会というのは本来、議会としては建設を目的に検討してもらいたいという意図で意見書を出したと思います。しかし現在行われているというか、つい8月ごろまで行われていた建設検討委員会の内容はそういう建設に向けてというのではなく、むしろ建設をどういうふうにするればやめられるのかみたいな、そういう感じの委員会であったというふうに私は傍聴した感想として思いました。中富、下部の保護者が述べる意見を身延側の委員の人たちがほとんど斟酌せず、これは完全に提言書を出すといっても両論併記だなという、そういう考えに陥らざるを得ないような、そういう内容の話し合いでございました。

今後、この1中を中央にという多くの町民の希望を叶えていただきたい、そういう思いで今、この場で質問をさせていただいておりますけども、ぜひとも町長の新しい政策として新しい学校を中央にということを進めていっていただきたいというふうに考えます。

4番目にいきます。

11月号の広報みのぶに町長のあいさつとして「生まれてよかった 育ってよかった 住んでよかった身延町」というスローガンと安心・安全に暮らせるまちづくりを推進する、結婚・

出産・子育ての充実を図る、観光・農業・地場産業の振興を図り雇用の創出を図る、移住・定住の推進を図る、町民が元気で幸せに暮らせる福祉優先のまちづくりを進める、教育の充実を図る、町民優先で将来に希望の持てるまちづくりを進めるという7つの実施項目が掲げられております。

スローガンは前町長の「住んでよし 訪ねてもよし おらが身延(まち)」に似ているような気もいたしますけれども、この「生まれてよかった 育ってよかった 住んでよかった身延町」というスローガンに込めた町長の思いと7項目のこの基本項目ですけれども、地方創生総合戦略の内容とほぼ一致しているように思いますけれども、そういう理解でよろしいでしょうか。

以上について、お聞きします。

○議長(野島俊博君)

町長。

○町長(望月幹也君)

お答えします。

議員さんのおっしゃるとおり地方創生総合戦略を進めていくための目指すところといたしております。私は昨年4月1日に望月仁司前町長の要請によりまして、先ほども言いましたけども副町長としてまいりました。本年8月29日までの1年5カ月の間、主に身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定とその関連施策の実施に努めてまいりました。

本町における一番の課題は、誰もがご存じのとおり少子高齢化による著しい人口減少であります。国立社会保障人口問題研究所の試算では、このまま何もしないと44年後の2060年の本町の人口は3,687人と推計されました。すでに本町の高齢化率は1990年、平成2年ですけども24.1%で超高齢社会となっており、本年11月1日の住民基本台帳人口では43%となっております。

このように大変厳しい現状ではありますが、平成31年度までの総合戦略期間と私の任期がほぼ一致いたしますので、主にこの4年間は総合戦略の関連施策を確実かつ効果的に実施して人口減少に少しでも歯止めがかかるよう努めてまいり所存でおります。

以上です。

○議長(野島俊博君)

芦澤君。

○5番議員(芦澤健拓君)

私も同じように考えておりましたので、町長のこの4年間の政策施策に期待しております。

この7つの実施項目の5番目に町民が元気で暮らせるまちづくりを進めるとして高齢者福祉、介護福祉、障害者福祉や子育て支援を図り人にやさしいまちを目指すというふうに述べておられます。政策を進めるにあたって直近の国政選挙の勝利だけを目的にしているような安倍首相のもとでは福祉政策の財政的な裏付けとなるような必要な消費税増税を先延ばしにすることで年金抑制、介護保険・後期高齢者保険などの福祉関係予算の削減等々、どんどん福祉を後退させるような方向に向かっているというふうに考えております。

このような中で町長はどのように福祉優先の施策を進めようとしておられるのか、国からの福祉関係予算は削減されており、交付税も削減される中で福祉関係の財政負担はどのように考えておられるのかお聞きいたします。

○議長（野島俊博君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

お答えいたします。

地方自治体の役割は住民福祉の増進を図ることを基本としております。言い換えれば町民誰もがこの身延町で共に支え合い、可能な限り自立して暮らし続けることができるよう人にやさしい地域社会を形成していくことが地方自治体に課せられた役割であると考えております。

その地方自治体が担う行政は少なからず国の政策の影響を受けざるを得ませんけども、一方で国以上に町民の生活に密着しているのが地方自治体であります。町民の生活課題は一様ではありませんが、とりわけ高齢者、障害者、子どもたちが元気で暮らせる社会はすべての町民にとって暮らしやすい社会であるとの思いから町民が元気で暮らせる福祉優先のまちづくりを進めるといふ項目を掲げた次第であります。

どのように進めるかというお尋ねですけども、すでに総合戦略の中に取り込んでいるところもありますが、ただいま私が申し上げた視点を常に職員には意識してもらい身延町総合計画を上位計画とした各種計画に基づき施策の具体化に取り組んでまいりたいと考えております。

本議会に補正予算を提案いたしました。障害児通所支援利用者負担金に対する助成につきましては、県の補助事業では補助対象の障害児は第2子以降かつ3歳未満であります。本町では3歳以降の期間も含めて第1子から助成対象とし、障害を持つお子さんを養育するご家庭の経済的負担を軽減したいと考えたのも一例であります。子育て支援課においては、利用者の声をお聞きする中で学童保育の開所日等の見直しについて検討しているところでもあります。このような形で施策を積み重ね、私の目指すまちづくりへ向け努めてまいりたいと思います。

また財政的な負担についてのお尋ねですが、当然、財源には限りがありますし貴重な税金を投入するわけですからあれもこれもではなく、あれかこれか、より効果的な施策を取捨選択した上で必要な財源を手当てしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野島俊博君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

大変結構な考え方であるというふうに評価いたします。町民優先で将来に希望の持てるまちづくりを進めるといふ7番目の項目の実現のために広く町民の皆さまの声を聞き、力を合わせてやすらぎと活力にあふれた開かれたまちづくりを進めますとしております。今まで望まれていたことがまさにこのことであったと思います。本日、傍聴にお見えのようですけども前町長は自分を支持してくれる人たちのところにはよく顔を出していたそうですが、先ほども言ったような学校問題で反対している私たちのような町民のところには一切顔をお出しになることはありませんでした。新町長にはそのような不公平なことのないように広く町民の声を聞き、町民と力を合わせて開かれたまちづくりを進められるよう努力していただきたいと思います。

今議会に上程されるという中富青少年自然の里の無償譲渡にしても賛成反対があるのは当然のことです。議員だけでなく、どちらかに偏ることのないよう賛否両方の町民の声を十分にお聞きになって進めることが重要であると思っておりますけれども町長のお考えをお聞きします。

○議長（野島俊博君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

お答えします。

私が掲げた「生まれてよかった 育ってよかった 住んでよかった身延町」これを実現するための実施項目の7番目に掲げた町民優先で将来に希望の持てるまちづくりを進めますとの項目であります。偏ることなく広く町民の皆さまの声を聞き、力を合わせてやすらぎと活力にあふれた開かれたまちづくりを進めてまいりますので、皆さまのご助言やご協力をお願いいたします。

なお、青少年自然の里の件につきましては、別途説明する機会を設けていただきましたのでそのときにご説明させていただきます。

以上です。

○議長（野島俊博君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

次に教育長にお聞きすることになりますけども、町の中央に身延中学校の校舎を建設するということについてですが、身延町立中学校新校舎建設検討委員会というものの提言書、先ほどから話をしておりますけども、建設賛成派と反対派の両論併記とでも言うべきものでありまして到底、新中学校の建設を希望する町民の意向を組み入れたものとは言い難いものであると思います。できるだけ早く新中学校を建設することを検討するために建設検討委員会の設置を要望した教育委員会への意見書を提出した議会としては今後も提言書の内容の検討、建設への道筋などについて討議を重ねていくということを決定しておりますが、教育委員会としては建設検討委員会の提言書をどのように今後、対処していく予定があるのか教育長にお聞きします。

○議長（野島俊博君）

鈴木教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

お答えをいたします。

教育委員会は議会から提出をされました意見書を受けまして、中学校新校舎建設検討委員会を設置し、身延中学校の配置と建設について慎重に審議をしていただきました。1年3カ月、8回に及ぶ会議を重ね10月11日に提言書を委員長からいただいたところでございます。

議員各位にも提言書の写しをお渡しいたしましたのでご存じのことと思いますが、提言は身延町立身延中学校の新校舎建設については中期的な展望に立ち、町の中央付近へ建設することが望ましいが現在の校舎周辺に生徒の居住分布が多いことを考慮して判断されたいとの内容でありました。

これまでも教育委員の皆さまには、新校舎建設検討委員会の審議状況を逐次報告をしてまいりましたが、提言書を受け取りましたので10月の教育委員会定例会に議案として提案をいたしました。各委員から質疑や意見が出され、次回以降の定例会において教育委員会としての方針を協議することとし継続審議となりました。

継続審議となったこの案件につきまして、11月18日開会の教育委員会定例会において審議をし、その結果は全会一致で学校施設の総合整備計画の策定に平成29年度着手する。身延

中学校の校舎は町の中央付近に建設する方向で本計画の中で検討すると決しました。

今後につきましては、町長と協議・調整を図る中で専門業者等に委託をする業務の内容や予算などの見積もりなど準備をしていかなければならないと考えているところであります。

以上です。

○議長（野島俊博君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

ちょっと確認ですけども、ということは建設をするという方向で今後検討していくという理解でよろしいですか。

○議長（野島俊博君）

鈴木教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

繰り返します。

学校施設の統合整備計画の策定に平成29年度着手をする。身延中学校の校舎は町の中央付近に建設する方向で本計画の中で検討するというところでございます。

○議長（野島俊博君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

ということは町の中央、どこになるか分かりませんが、そこに建設する方向で今後検討していくということで理解しました。

先ほどもちょっと申し上げましたけども、建設検討委員会の最後の委員会を傍聴いたしました。その議論の中で議会においてもそうなんですが、一部の人たちが主張しているオール身延という言葉は単に旧身延町の身延であり、身延町全体を表す言葉ではないというふうに私は理解しております。すべて旧身延のためというのがオール身延であるというふうに旧身延地区の人たちは考えているのではないかと、そういう感じが私としてはしております。

先ほどもちょっと申し上げましたけども、学校統廃合の議論の中でもこの1中3小の学校配置は不公平であるというふうに私はここでも何回も申し上げまして、町長や教育長の答弁をいただいたわけですけども、そういう不公平であるとは思わないというふうにずっと答えられてきております。4つの中学校の中で最も古い校舎の現身延中学校ですが下部中、久那土中、中富中の子どもたちの通学への負担を公平にするためにも中学校を中央に建設してもらいたい、そういう願いで建設検討委員会が設置されたわけでございますので、今後ぜひともその中央に学校を建設するという考え方で進めていただきたいというふうに思います。これはもちろん教育委員会だけではなく、町としての大きな事業になると思いますのでその点について真の意味のオール身延実現のためにということで町長のお考えをお聞きします。

○議長（野島俊博君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

中学校の建設については先ほど教育長が申し上げましたとおり、これから教育委員会と私のほうで議論を重ねた上で、一番良い方法で結論を出したいと考えております。

そして先ほどオール身延という言葉が出ましたけども、私は本来、山梨県職員として長くお

りましたので、もとはといえばオール山梨県で仕事をしてまいりました。それが今回、副町長で去年来させていただきまして、私にとっては実は旧町ってあまりありません。すべてこの身延町は1つだと思って、これまでも行動をとってきたのでそこはぜひそういうことでお考えいただければと思っております。

○議長（野島俊博君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

下部地区の懇談会で、ある町民から梅平地区は南海・東南海大地震の際に液状化現象が発生しやすい地域であるということ指摘されました。これは同僚議員からも何回かこの場で指摘されてきておりますけれども、町では当然、この点について調査済みであるというふうに思いますけれども、その調査結果を町民に明らかにして安心・安全を証明する必要があると考えますけれどもいかがでしょうか。

○議長（野島俊博君）

笠井学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

本年9月、第3回定例会の一般質問で東海地震による液状化現象の発生の危険性が高い地域に建っている身延中学校の安全性についてご答弁した内容と一部重複いたしますが、お答えいたします。

平成25年3月に山梨県総務部防災危機管理課が作成した東海地震による液状化危険度マップは平成15年度から平成17年度の3カ年で実施した東海地震の被害想定調査の液状化危険度をベースに作成したもので液状化の起こりやすさを示したものだそうです。この危険度マップを作成した県防災危機管理課防災企画担当に問い合わせをしたところ、県としては梅平地区の地質調査を実施していない。地質データは国土交通省の全国地下水資料台帳から梅平地域の地下柱状図を参考にした。梅平地域の地質は上から砂質、礫岩、堆積岩の地質である。身延川、波木井川と釜土沢に挟まれた地形から河川の堆積地の特徴が認められる。堆積地は人が住む以前の時代に土石流が発生した可能性がある。これらのデータをもとに川に挟まれた地形である1つ目の要件としまして地形的要件、砂質土がたまりやすい地形である2つ目の地質的要件、それから東海地震の危険度が高く地質的影響が大きい地域である3つ目の要件としまして強震度による影響予想、以上のことを総合的に判断して液状化の危険度を判定したそうです。実際に液状化現象が発生するかは地震動の大きさや揺れの長さ、地盤の特性や地下水の状況などにより異なるそうです。

このように液状化の危険度は危険とされている梅平地域内のすべての施設が同じ可能性ではなく、実際に建物が建っている場所の地質調査や地下水調査を行い判定することが必要となります。中学校校舎の地質データはありません。数十メートル離れた身延中学校グラウンド脇の武道館、これは平成9年度建築なんです、これにつきましては地質調査を行っております。2カ所、ボーリング調査を行いました。その結果は1カ所は地表から3.15メートルがシルト混じり砂礫、もう1カ所は5メートルまでがシルト混じり砂礫、その下は玉石混じり砂質層であり、地下水が高くなければ液状化の危険性はないとの報告でありました。また身延高校建設時に調査した地質調査では地下1メートルに支持地盤があり、やはり液状化の心配はない地盤であったそうです。また公共下水道身延処理区の地質調査業務では身延高校グラウンド

東側、この地点に10メートルのボーリング調査を行った結果は地表から85センチが盛土、1.4メートルまでが礫混じり砂質シルト、2.7メートルまでが砂礫、6.3メートルまでがシルト混じり砂礫、それ以下は玉石混じり砂礫層であり地下水位は8.9メートルでありました。このように数十メートル離れただけでも地質や地下水位が変わります。

以上のことから各施設の安全性につきましては個別の調査が必要であり、教育委員会では先の質問で教育長がお答えしたとおり来年度から学校施設整備計画を策定したいと考えております。この計画の中で既存施設の安全性も調査し、整備計画に反映してまいりたいと考えておりますのでご理解をお願いいたします。

○議長（野島俊博君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

中学校の地盤うんぬんということはちょっとまだ、それは調査していないというふうなお話ですけども、周辺のある程度の地形というか地質は調査しておられるようなので、このことをやはり町民に知らせるべきであると思います。というのは常に液状化現象うんぬんということと言われるわけですけども、私たち自身にもやっぱり液状化現象が起きるのかどうかというのはまったく、その時になってみなければ分からないということもありますし、今後もし中央に1中をとということが具体的に進められていく場合でも、どこへ建てれば安全なのかということを考えていかなければいけないと思いますので、今、相当細かい資料をお持ちのようなので、このことをもう少し一般にも知らしめていただきたいというふうに希望いたします。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（野島俊博君）

芦澤健拓君の一般質問を終わります。

議事の途中ですが、ここで暫時休憩とします。

再開は13時55分とします。

休憩 午後 1時42分

再開 午後 1時55分

○議長（野島俊博君）

休憩前に引き続き、議事を再開します。

報告します。

松浦議員は急用により退席することになりました。

ご了承をお願いいたします。

それでは次は通告2番、深澤勝君の一般質問を行います。

深澤勝君の質問を許します。

登壇してください。

深澤君。

○13番議員（深澤勝君）

通告に基づきまして一般質問を行います。

私は率直に質問に入ります。

まず最初に温室ガス削減に向けた取り組みについてでございます。

温暖化の影響により気候変動等の異常気象で局地的なゲリラ豪雨が大きな被害をもたらし、また一方では少雨、少ない雨による干ばつと農作物への影響も深刻さを増している状況から、ある識者は温暖化問題は社会の安定を脅かす問題であると指摘をなされております。温暖化対策は国際的な課題とはいえ、家庭があり地域があり国を形成している以上、各家庭における二酸化炭素 CO_2 の排出量抑制に向けた対策を町が示し、町民の皆さまの意識改革を促すべきと考えます。

そこでは私は省エネに特化した内容で各家庭で実行できるチェックシートを作成、配布することにより節電、節水等、家計費の節約と合わせて温暖化対策の推進につながるチェックシートの作成を提案します。

例えばこのチェックシートは何点かの項目を設けて二酸化炭素の排出量や節約できる電気・水道などを表示、合わせて地球温暖化や節電効果など数字の見える化にすることにより町民の意識改革が図られ、温室ガス削減に向けた対策を行うべきと思いますがチェックシートの作成も含めて町のお考えをお伺いいたします。

○議長（野島俊博君）

羽賀環境下水道課長。

○環境下水道課長（羽賀勝之君）

お答えをいたします。

温室効果ガスには二酸化炭素 CO_2 、メタン、一酸化二窒素、フロンガスなどがありますが中でも二酸化炭素 CO_2 は地球温暖化に及ぼす影響が最も大きな温室効果ガスです。

平成10年10月に制定された地球温暖化対策の推進に関する法律で定められ、地方公共団体は自らの事業において抑制措置を講ずるものとしております。平成18年4月に身延町地球温暖化対策実行計画を策定し、温室効果ガス削減に取り組んできました。今年度より平成32年度までの5年間で平成26年度比8%の削減目標を掲げて29の公共施設、91台の公用車を対象に二酸化炭素 CO_2 の削減に取り組んでいるところであります。

現在、山梨県の森林環境部で配布している環境家計簿というチェックシートがあります。内容については各家庭において1カ月の電気、ガス、水道、灯油、ガソリン等の使用した数量を様式に記入する方法で二酸化炭素 CO_2 の排出量がチェックできる用紙となっております。職員に依頼して実施していますが各家庭には行き渡っていない状況です。

ご指摘のチェックシートの配布についてでございますが、各家庭でもう一度認識を新たにし温室効果ガス削減に取り組んでいただくことは大変重要なことだと思っております。各家庭で分かりやすい内容で取り組みが可能なチェックシートを新年度に向けて内部で検討し、全世帯へ配布する方向で取り組んでいきたいと考えています。また広報、町のホームページを利用して周知を行い、より一層、町民の意識の高揚を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（野島俊博君）

深澤君。

○13番議員（深澤勝君）

今、答弁をいただきました。各家庭でしっかりチェックが可能なシートを配布することにより温暖化対策とともに電気、水道、ガス等の節約につながります。このため新年度、29年度当初予算に反映され、早期に対応されますようお願いをいたすところであります。特に日本は

温室ガス排出国であり、世界で5位にランクされておることから責任ある取り組みが求められております。町民へのPR等も含めて対応をされますようお願いをいたしまして次の質問に移らせていただきます。

次は公共施設における二酸化炭素排出量抑制による経費削減についてであります。

町内の街路灯、防犯灯および公共施設の照明を発光ダイオードLEDに交換することにより電気料の経費削減と二酸化炭素排出量の抑制が可能とされております。過日、小菅村の実例が山梨日日新聞に紹介されておりました。それによると民間事業者を活用し村管理の街路灯や公共施設の照明である蛍光灯および水銀灯、合わせて1,132基を発光ダイオードLEDに交換。これにより電気料や維持管理費に約390万円がかかっていた費用がその4分の1程度に抑えることができ、さらに二酸化炭素の排出量抑制につながるとしております。

そこで本町においては街路灯は各集落が独自で設置、また防犯灯は規則の定めにより経費の2分の1の助成金をいただき各集落で設置、維持管理していることから町が維持管理している施設は存在しないと思われませんが、その実態はどういう状況でしょうか。

なお、公共施設のLED化の推進状況について併せてお伺いいたします。

○議長（野島俊博君）

笠井総務課長。

○総務課長（笠井祥一君）

お答えさせていただきます。

町で管理するものは道路照明および防犯灯で、町内全体で279基あります。これにつきましては合併前から町で設置し管理しているものでございます。

公共施設のLED化につきましては役場本庁舎、両支所など主な施設29カ所中、施設すべてがLED化されているのは中富浄化センターが1カ所でございます。その他の施設につきましては部分的にLED化はされているものもございますが、施設全体のLED化は進んでおりません。公共施設のLED化に向け今後も引き続き取り組んでいかなければならないと考えております。

○議長（野島俊博君）

深澤君。

○13番議員（深澤勝君）

公共施設のLED化につきましてはこれからという感じがいたしますが、行政が範を示して積極的に推進を図られるようお願いをすることでございます。

なお、町で維持管理している街路灯および防犯灯が数多く存在している、279基という説明でございます。それ自体、なぜ存在するのか驚きました。存在している街路灯と防犯灯のそれぞれの設置数をお伺いするとともに、これらの電気料は町が負担していると思いますが、その点もお伺いします。さらに最終設置年度は、最後の設置は何年度か、合併前ということですが、もしお分かりになったら教えてください。

○議長（野島俊博君）

笠井総務課長。

○総務課長（笠井祥一君）

ご質問の道路照明および防犯灯の内訳でございますけれども、大変申し訳ございません、今、ちょっと手元に資料がございませんので、あとで報告をさせていただきたいと思っております。

また設置した最終年度でございますけども、それにつきましても合併前ということでありまして、申し訳ないんですけども今ちょっと手元に資料がございませんので、これにつきましても併せてあとで報告をさせていただきたいと思っております。

町全体279基、町が設置したものにつきましては、町が電気料について支払いを行っております。

以上です。

○議長（野島俊博君）

深澤君。

○13番議員（深澤勝君）

今、答弁がございました。最終設置年度が平成16年の合併以前に設置であるというふうに理解をしたところでございます。しかし、町の条例規則には町が維持管理する規定はどこにも見当たりませんので、この件は調査検討の上、現状を明らかにするとともに今後の対応をどうするのか後日、報告をされるよう要望をさせていただきます。

○議長（野島俊博君）

深澤君、要望を要望書にまとめて出されたほうがいいと思うので、そのへんのところはしっかり要望書にまとめて、今の件は出してやってください。

○13番議員（深澤勝君）

分かりました。私は個人的に出すのか、議会として……。

○議長（野島俊博君）

議会として、議会経由で出されたほうがいいと思っております。

○13番議員（深澤勝君）

分かりました。そういうことで要望書を提出させていただきますので、よろしく取り計らいをお願いいたします。

なお、条例規則にない街路灯、防犯灯を町が維持管理をし電気料も町が負担している状況から各集落間における行政サービスに不公平感を覚えます。この件に対して、実態に対して町長どう受け止めているかどうか、もし答弁がいただけるのであればお願いをしたい。

○議長（野島俊博君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

先ほど総務課長が申し上げましたとおり、まだ実態がここで今、申し上げられませんので、のちほど実態を把握した上でどのような影響が出ているかを研究したいと思っております。

以上です。

○議長（野島俊博君）

深澤君。

○13番議員（深澤勝君）

3回を数えましたので、次の3番目の質問に移行します。

上水道施設の老朽化等についてでございます。

蛇口をひねると安全でおいしい水が出る、世界でも有数の恵まれた日本の水道は町民生活においても不可欠なインフラであります。これらの上水道の水道管および施設の老朽化が全国的に急速に押し寄せている状況にあるといわれております。

そこで本町の施設の老朽化についてお尋ねします。

管路の法定耐用年数は一般的に40年といわれております。そこで第1点目は40年を超える管路の延長および老朽化率について、2点目は老朽化等の影響により漏水修繕は年に何件くらい発生しているのか、さらに3点目としてこれら水漏れによる利用者に届く有収率は何%くらいなのか併せてお伺いをいたします。

○議長（野島俊博君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

水道施設は住民の生活に欠かせないライフラインであることは確かであります。施設の老朽化への対応は安心・安全に暮らせるまちづくりを推進するための重要かつ喫緊の課題と認識しております。もちろん予算的な制限はありますが、しっかりと今後対応してまいりたいと考えております。

なお、ご質問への詳細につきましては担当課長より説明いたしますのでよろしくお願いたします。

以上です。

○議長（野島俊博君）

望月水道課長。

○水道課長（望月真人君）

上水道施設等の老朽化について詳細の回答説明をさせていただきます。

法定耐用年数は会計上、減価償却費を算出するため地方公営企業法で定められたものであり管路では40年とされています。本町では管路の大半が組管理の時代が長く、また現在、管路の台帳整備途中であるため老朽管率の正確な数値は算出できませんが法定耐用年数を超えた老朽管率の全国平均が約10%であることから、それ以上に老朽化が進んでいると思われま

す。本町の平成27年度の有収率が約70%であることを基準として他の自治体を参考に推定すると老朽管率は約20%、延長にして約60キロメートル以上が耐用年数を超えていると思

います。管路の老朽化により漏水も多発しており、本町では大小合わせて毎年100件以上発生し修繕しております。管路の法定耐用年数は40年とされておりますが一般的には管の種類によっても変わってきますが、実際に使用できる年数はこれより長いと考えられ、また一方、埋設当時の施工不良、管路の置かれている環境等によっては耐用年数以前にも漏水は発生しております。漏水が発生する1つの特徴として、ある程度まとまったエリアに発生する傾向があり、やはり管路の置かれている環境、背景によるものが大と考えられます。

今後、法定耐用年数を超える管路は急速に増加する見込みであり、厳しい財政状況下ではありますが管路の更新は耐震化と合わせライフラインとして喫緊の課題として取り組まなければなりません。取り組みの一例として本庁舎西側の切石地内、国道52号下り線においては過去たびたび漏水が発生しておりました。国道下であることから1回当たり多額の修繕費がかかり、また渋滞等により住民生活等へ多大な影響を及ぼしてきました。本町では昨年度創設された国の生活基盤施設耐震化等交付金を早速活用し昨年、今年と2カ年にわたり集中して整備した結果、切石配水区において有収率を約2割改善することができました。漏水は博多駅前の道路陥没等、二次災害を誘発する恐れもあります。今後も漏水調査を充実し厳しい財政下ではありま

すが国庫補助金等を最大限活用しながら整備するエリアを特定・集中することにより、より効果的・効率的に管路の更新、併せて耐震化を図り安心・安全に暮らせるまちづくりを推進していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野島俊博君）

深澤君。

○13番議員（深澤勝君）

今伺ったとおり本町の水道施設、水道管も含めまして老朽化が著しく進んでいると思われます。安全な水の確保が心配されるところでもあります。水道事業は未来の投資であります。必要な改善策を講じなければ後世に負債を残す結果につながると思われます。老朽管の解消に向けて積極的に取り組まれますようお願いをすることでございます。

水道事業は生活に欠かせない大事なインフラであり、せっかくの水道水が水漏れ等による有収率が最大の課題とも思われます。また今後、人口減が進む中で各戸の水道料金が膨らむ可能性も大であることから、効率的な運営と各種事業の選択に注視して取り組まれますようお願いをいたしまして次の質問に移ります。

最後の質問でございます。

町が行う入札行為等に関する検討委員会の設置の必要性について伺います。

まず昨年の身延中学校大規模改修工事設計委託料の入札においては落札価格376万円、予定価格の59.9%の落札でありました。

なお、設計委託料と大規模改修工事請負費が同時に予算計上されている関係から設計委託業者は入札前にすでに設計が完了し、工事費が算定されている状況にあったと私は思えてなりません。そこでこれら正当性を確保するためにも公共工事や業務委託、さらには物品購入に関する入札契約手続きを対象に入札参加資格を設定した経緯や随意契約を行った理由等を審査する第三者委員会を立ち上げ、さらなる公正で透明性の高い入札等であることを知らしめるためにも第三者による検討委員会の設置の必要性についてのお考えを伺います。

○議長（野島俊博君）

村野財政課長。

○財政課長（村野浩人君）

お答えをいたします。

本町におきましては入札および契約の公正を期すため、一般競争入札にあつては庁内組織による入札参加資格委員会において入札参加資格の審査を行い、一般競争入札につきましては入札者の参加者資格および参加者数を公表し適正に実施しております。

入札および契約の過程ならびに契約の内容の透明性を確保すべく中立・公正の立場で客観的に審査を行うことができる学識経験者等の第三者による監視を受けることは入札適正化に取り組む有効な手段の一つであると考えてはおりますが、規模の小さな町村においては必ずしも有効的ではない場合もあります。国土交通省の調べによりますと県内においては山梨県富士吉田市、都留市、南アルプス市において入札監査委員会が設置されておりますが、町村においては未設置となっております。

今後の動向を勘案しつつ地方自治法第195条に規定する監査委員などの既存組織の活用や近隣市町村との共同設置の検討をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野島俊博君）

深澤君。

○13番議員（深澤勝君）

入札の審査をしているということで、これは内部調査でしょうか、内部の組織でしょうか。ちょっと再度伺います。

○議長（野島俊博君）

村野財政課長。

○財政課長（村野浩人君）

これは内部組織であります。

○議長（野島俊博君）

深澤君。

○13番議員（深澤勝君）

さまざま検討されているようですけども、私は問題を指摘しているわけではございません。決して。正当性を知らしめるために第三者委員会を立ち上げて透明性を高めるといふ、そういうお話をしているわけございまして、ぜひ周辺自治体との連携のもとというようなお話もありましたけども、そういう部分で連携を図る中でもそういう第三者委員会を立ち上げて公平性をさらに高めて透明性のあるそういう執行、事務をしていただきたいなど、そういうことを願っているところでございます。ぜひ前向きな検討をお願いいたしまして私の質問を終わります。

○議長（野島俊博君）

深澤勝君の一般質問を終わります。

次は通告3番、赤池朗君の一般質問を行います。

赤池朗君の質問を許します。

登壇してください。

赤池君。

○1番議員（赤池朗君）

通告に従いまして一般質問を行います。

本年10月24日に第4代身延町長として就任しました望月幹也町長ですが、まずはお祝いを申し上げます。おめでとうございます。

平成27年4月から身延町版まち・ひと・しごと総合戦略を策定、実施するために県より副町長として迎え入れられました。それから本町の総合戦略推進の旗頭として一生懸命行ってきたのは承知のとおりです。

前町長は8月22日に今限りでの引退を表明して、その後継者として望月幹也町長を推薦しました。その時点で町長自身はしばらく考えさせてほしいと発言しました。そして熟慮を重ねて立候補を決断されたと思います。そして本年10月に町長選挙が実施され見事当選されました。

現在、本町は少子高齢化、人口減少、地方交付税の削減、全国的な景気低迷など多くの課題を抱えています。そのようなときに立候補を決断したわけですが、立候補を決断するまでにはいろいろな葛藤があったと思いますが、立候補をすることを決断した経緯を答弁ください。

○議長（野島俊博君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

お答えいたします。

先ほど議員さんもおっしゃっていただいたように、8月22日の議員全員協議会において望月仁司前町長が退任を表明し、併せて私を後任にと言っていただきました。その後も町民の皆さまをはじめ各方面からの力強いご支援と温かいご厚情を賜る中、熟慮に熟慮を重ね私が生まれ育った自慢のふるさとであります、ここ身延町を少しでも元気な町にしたいとの思いを強く持っております。その上で私が県職員として、また副町長として培った経験、ノウハウ、人材のネットワークを身延町の行政運営の中でフルに活用することができるのではないかという思いから立候補を決意した次第であります。

以上です。

○議長（野島俊博君）

赤池君。

○1番議員（赤池朗君）

ただいま町長より今まで培った経験をこの身延町のためにフルに活用できるのではないかという思いで立候補を決意して町長になられたわけです。そんな中、副町長時代と町長に就任されてから1年8カ月ほど経過しました。その間、本町の状況を粒さに見てきたと思いますが現在の身延町の状況をどのように捉えているか、ご答弁ください。

○議長（野島俊博君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

お答えいたします。

この身延町はご存じのとおり旧3町が平成16年9月13日に合併してから本年で12年が経過し、先人の皆さんの努力によりまして素晴らしい地域づくり、まちづくりが展開されてきたと理解しております。しかし合併時1万7,227人だった人口は本年10月1日現在1万2,824人に減少し約12年間で4,403人減少いたしました。これは1日に1人減少したことになります。また高齢化率も合併時35.21%が本年10月1日現在では43.02%と上昇を続けております。

本町歳入の40%以上を占める地方交付税が平成27年度から6年間で段階的に縮減されていきます。今年度は27年度に実施されました国勢調査での人口減少も影響し、前年度より約2億8千万円の減少となりました。今後も少子高齢化による人口減少と厳しい財政状況が続くものと思われまます。このような厳しい状況の中、最高で2年遅れはするものの中部横断自動車道および国道300号改修の完成が目の前に迫っていることは、本町にとって大きなチャンスがやってくるものと期待しておるところでございます。

○議長（野島俊博君）

赤池君。

○1番議員（赤池朗君）

ただいまの答弁にあるように誰が見ても本町の状況は厳しいと認識していると思います。その中で中部横断自動車道および国道300号改修工事が若干時期は遅れるものの開通するとい

うチャンスがあるんだと、そういうふうにご答えております。十分それを生かしていただきたいと思ひます。

こつうこ厳しい状況にあることを皆さん認識していると思ひますが、こつうこときだからこそ町のトップである町長の手腕に関わってくるではないかと考へます。町長自身、任期であるこれからの4年間をどのような考へで進めていくのか答弁ください。

○議長（野島俊博君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

先ほど来、申し上げましたとおり私は昨年4月から本年8月29日まで副町長として皆さまとともに町政運営に取り組んでまいりました。その間、今後5年間のまちづくりの指針となります身延町版まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定および実施に携わらせていただきました。この総合戦略に基づき「生まれてよかった 育つてよかった 住んでよかった身延町」を町の目指すところとして掲げ、活力と幸せを実感できる町をつくるために7つの実施項目を掲げさせていただきました。

先ほど芦澤議員さんも質問の中でおっしゃっていただいたんですが、改めて7つを申し上げたいと思ひます。

1つとして安心・安全に暮らせるまちづくりを推進します。2つとして結婚・出産・子育ての充実を図ります。3つとして観光・農業・地場産業の振興を図り雇用の創出を推進します。4つとして移住・定住の推進を図ります。5つとして町民が元気で幸せに暮らせる福祉優先のまちづくりを進めます。6つとして教育の充実を図ります。7つとして町民優先で将来に希望の持てるまちづくりを進めます。この7項目をもとに今後のまちづくりに取り組んでまいりたいと考へております。

以上でございます。

○議長（野島俊博君）

赤池君。

○1番議員（赤池朗君）

ただいま町長より幸せを実感できる町をつくるため7つの実施項目を挙げていただきました。この7つを実現するために町、職員、議会が一緒になりまして強力に進めてまいりたいと思ひます。

また町を経営する立場になって町長、執行部、職員だけでは難しいと考へますが町民の中にはどうせ町で決めたことだからどうにもならないというあきらめ感が一部の方にあるように感じますが、情報の発信として広報やチラシ、防災放送等で広報していますが意外とそんなことを知らなかったという人がいるのも事実です。自分たちが暮らす身延町ですから、町民一人ひとりが町の経営者であるという意識を持ち自ら情報を求めて行動することが必要と思ひます。町民や議会が身延町をよりよくするために町長としてお願いや期待することはありますか。それはなんでしょう、お答へください。

○議長（野島俊博君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

お答へしたいと思ひます。

身延町を住みよい町にするために町民の皆さまがいろいろな意見を出し合い、意思決定していくことが地方自治の基本的な考え方だと思っております。この地方自治を行うため、町民の皆さまの声を議会へ届けていただくのが町議会議員の皆さまだと思えます。よく行政と議会は車の両輪であるといわれます。両輪が同じ方向に動かないと進みません。大きさが違ってもしっかり進みません。常に議会と行政が切磋琢磨し、町民の皆さまのために進んでいくことが大切だと考えております。

私は今後のまちづくりを進める上で、町民優先で将来に希望の持てるまちづくりを進めることを掲げました。議員の皆さまをはじめ広く町民の皆さまの声を聞き力を合わせて「生まれてよかった 育ってよかった 住んでよかった身延町」の実現を目指したいと思っておりますので何とぞご理解とご協力をご期待し、お願いを申し上げます。よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（野島俊博君）

赤池君。

○1番議員（赤池朗君）

私たちが今後のまちづくりを進める上で、町民優先で将来に希望の持てるまちづくりを進めること、常に議会と行政が切磋琢磨し町民の皆さまのために進んでいくことが大切だと思えずと答弁がありました。まったくそのとおりだと思えます。私たち町民一人ひとりがふるさと身延町のために発言し行動することが大切だと思えます。

次に中学校建設検討委員会の提言について質問します。

先ほど同様の質問を芦澤議員が質問しましたが、重なることがあると思えますがお許しください。

提言の内容は身延町立身延中学校の新校舎建設については、中期的な展望に立ち町の中央部付近へ建設することが望ましいが現在の校舎周辺に生徒の居住分布があることを考慮し判断されたいとありました。

この提言について先ほど教育長から29年度には整備計画の策定に着手するとの答弁がありました。確認の意味も含め再度します。この提言につきまして、教育長はどのように受け止めているのかご答弁ください。

○議長（野島俊博君）

鈴木教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

先ほど芦澤議員の町の中央に身延中学校を建設することについての一般質問に対し教育委員会の対応をお答えしたとおりですが、中学校建設検討委員会の提言を受けまして教育委員会において審議をした結果、中学校の校舎だけでなく教育委員会が所管をする学校施設全体の整備計画の策定に平成29年度に着手することとし、その計画策定の中で身延中学校校舎は町の中央に建設する方向で検討をすることとされました。

今後は町長と協議、あるいは調整を図りながら事業の実施に向け準備をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（野島俊博君）

赤池君。

○1番議員（赤池朗君）

町長にも同様の質問を通告してありますが、先ほど芦澤議員のところでも答弁していただきましたので省略させていただきます。

次に新校舎を建設する場合の財源の確認です。平成26年9月定例議会で同僚である深澤議員が今、保護者会の皆さんは通学距離、通学時間、これに不安を持っている。中央へなんとか建設していただきたい。これが保護者の皆さんの願いである。そのための学校を建設するための財政的内容について質問しました。そのときの学校教育課長の答弁では、統合校舎の新築事業ではまず国庫補助率で過疎法の適用となり、補助率はほぼ建設費の全体の2分の1。次に最も有利な過疎対策事業費が利用でき、さらに教育施設整備基金の繰り入れ等があり建設費の不足財源といたします。さらにこの基金は平成25年度末残高で約3億5千万円。別途公共施設整備等事業基金10億9千万円強の基金の活用も可能となっているとの答弁がありました。つまり中学校建設には十分可能な財源が確保されている、資金的には問題ないということでした。検討委員会のメンバーの中には発言の中で建設費用の心配をしている発言がありました。そのへんがまだ周知徹底していなかったように傍聴して感じました。

そこで現在の財源の確認をしたいのですが説明してください。

○議長（野島俊博君）

村野財政課長。

○財政課長（村野浩人君）

お答えをいたします。

公立の小中学校を建設する場合において、過疎地域である本町においては国の補助金が事業費の約2分の1と見込まれます。そのほか新築の時期にもよりますが合併特例事業債、充当率95%、交付税算入率70%、または充当率100%、交付税算入率70%の過疎対策事業債が充てられると思われます。また既存の基金にいたしましては教育施設整備基金が約3億5,300万円。公立施設整備基金が約10億9,800万円。これが積み立てられております。

以上であります。

○議長（野島俊博君）

赤池君。

○1番議員（赤池朗君）

現在においても中学校建設に対する費用は十分可能な財源確保がなされているわけで資金的に問題はないということで理解いたします。

また建設費用、通学費用、用地選定の検討はいつから始めるのかという質問も通告しましたが、先ほどの答弁で教育委員会が所管する学校施設全体の整備計画の策定に平成29年度に着手することとし、その計画策定の中で身延中学校校舎は町の中央に建設する方向で検討すると非常にうれしい答弁がありました。さらに補足するような内容はありますか、答弁ください。

○議長（野島俊博君）

笠井学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

先ほど教育長がお答えしたとおり、また今、議員さんがおっしゃったとおり来年度学校施設整備計画の策定に着手いたします。この中で事業実施に向け工程等の年次計画、概算工事費、財源計画等の概要について策定をしまいたします。その後、年次計画に基づきまして各施設の

実施計画を策定する、そのような予定であります。費用や用地等の概要につきましては、来年度計画を策定する中で計画をいたします。

以上です。

○議長（野島俊博君）

赤池君。

○1番議員（赤池朗君）

ただいま、来年度から身延中学校校舎は町の中央に建設する方向で検討するという芦澤議員と私の質問に対しても明快な答弁がありました。この検討する中でぜひ町民、保護者、特に生徒の意見を十分取り入れた方向で検討していただきたいと思います。

特に北部地域の生徒の保護者は一日も早く町の中央に学校ができることを望んでおります。これから実際の建設に当たってはさまざまな課題が出てくると思いますが、町の総力をあげて取り組んでいただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（野島俊博君）

赤池朗君の一般質問を終わります。

以上で本日の日程はすべて終了しました。

これをもちまして、本日は散会とします。

ご苦労さまでした。

○議会事務局長（佐野勇夫君）

相互にあいさつを交わします。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時40分

平成 2 8 年

第 4 回身延町議会定例会

1 2 月 6 日

平成28年第4回身延町議会定例会（2日目）

平成28年12月6日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

日程第1 諸般の報告

日程第2 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。（14名）

1番	赤池	朗	2番	田中	一泰
3番	広島	法明	4番	柿島	良行
5番	芦澤	健拓	6番	松浦	隆
7番	河井	淳	8番	福與	三郎
9番	草間	天	10番	川口	福三
11番	渡辺	文子	12番	伊藤	文雄
13番	深澤	勝	14番	野島	俊博

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(20人)

町	長	望月幹也	教	育	長	鈴木高吉				
総務課	長	笠井祥一	会	計	管	理	者	竹ノ内強		
政策室	長	佐野文昭	財	政	課	長	村野浩人			
税務課	長	佐野和紀	町	民	課	長	熊谷司			
福祉保健課	長	穂坂桂吾	観	光	課	長	柿島利巳			
子育て支援課	長	望月由香里	産	業	課	長	遠藤基			
建設課	長	水上武正	土	地	対	策	課	長	埜村公文	
水道課	長	望月真人	環	境	下	水	道	課	長	羽賀勝之
下部支所	長	佐藤成人	身	延	支	所	長	佐野昌三		
学校教育課	長	笠井喜孝	生	涯	学	習	課	長	高野博邦	

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名(2人)

議会事務局長 佐野勇夫
録音係 大村隆

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（佐野勇夫君）

相互にあいさつを交わします。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（野島俊博君）

本日は大変ご苦労さまです。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第2号により執り行います。

日程第1 諸般の報告を行います。

本日の説明員として地方自治法第121条の規定に基づき、出席通知のありました者の職氏名につきましては、先の会議で一覧表として配布したとおりでございます。

ここで総務課長から発言の申し出がありました。

これを許します。

総務課長。

○総務課長（笠井祥一君）

貴重なお時間をいただきまして申し訳ございません。

昨日の深澤勝議員の一般質問の中で、町が経費を負担する防犯灯等279基の内訳についての質問がございました。お答えをさせていただきたいと思えます。

防犯灯が191基、道路照明が88基でございます。

以上でございます。

○議長（野島俊博君）

総務課長の発言の申し出が終わりました。

日程第2 一般質問。

通告の4番、田中一泰君の一般質問を行います。

田中一泰君の質問を許します。

登壇してください。

田中一泰君。

○2番議員（田中一泰君）

通告に基づきまして質問をさせていただきます。

まず今回の質問、望月町長が新たに就任なされたということで基本的には望月町長の行政に対する基本的な考え方を聞きたいという思いで質問をさせていただきます。

まず11月号の広報みのぶの町長あいさつにおいて行政改革、財政改革についての言及がありませんでした。これからの人口減の対応として避けては通れないと思えますが、町長としてはどういようにこの行財政改革を進めていこうと考えているのかお伺いします。

○議長（野島俊博君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

お答えしたいと思います。

田中議員さんのおっしゃったとおり広報みのぶには、行財政改革についてはあえては触れておりませんでした。しかし、11月号で私の指針となります「生まれてよかった 育ってよかった 住んでよかった身延町」を町の目指すところとして掲げ、活力と幸せを実感できる町をつくることといたしたところであります。目指すところの実施項目としては昨日も申し上げましたけども7項目を挙げさせていただきました。

昨日の芦澤議員のご質問に対して答弁をさせていただきましたけども、本町の地方交付税は平成27年度から平成32年度までの6年間で段階的に縮減されていきますので非常に厳しい財政運営が予想されます。これに対応するため、これまでも身延町行政改革大綱の達成目標として小さくて効率的な役場経営を掲げ、事業を精査し起債発行の制限や繰上償還を行い起債残高の削減に努め定員適正化計画に基づき職員の削減を実施してまいったところであります。

今後も引き続き行財政改革を推進する中で住民サービスの維持を図っていく必要があると考えております。しかし、町の活性化や町民福祉の向上につながる身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく事業など必要な事業等につきましては、有利な交付金等を確保する中でしっかり実施していくことが必要であると考えております。

以上でございます。

○議長（野島俊博君）

田中君。

○2番議員（田中一泰君）

今のお答えの中で小さい行政、効率化・軽量化、町長はスピード化ということもよく言われていると思うんですけども、実際問題として私たちの分かりやすい指標で考えたときに人口の割合、そして行政の例えば職員の割合というものは一番、納得しやすい数字だと思うんですけども、今現在10月1日現在でもう1万3千人を身延町の人口は割っています。1万2,824人と昨日言われましたけども、それを単純に今の職員の数203人とすることで考えると町民64人に対して1人の職員が働いているという状況になっています。そして聞くところによりますと現在この50歳から60歳の職員の方が75名いらっしゃる。ということは10年間で75人の方が退職なさって人員が変わっていくということですよ。そうすると27年度もそうですけども、28年度においても8名ぐらいの新しい採用をしているから、ということは10年で75人なくなるので毎年8人ぐらい採用しておけば、今の203人の体制で町政を行っていくという考えなのかなというように単純に考えました。

ですが実際問題として10年先の2025年ぐらいになったときに、身延町民の予想の人口というのは1万人を割るのではないかという状況ですよ。その中で今と同じペースで採用が行われた場合、200人の職員が維持されていた場合には1万人を割ったときには今度、町民50人に対して1人の役場職員が働くというような、効率化とはちょっと違う状況になることを危惧するわけです。普通、効率化とか軽量化となるとそこのところは逆のことを考えなければいけないし、50人に1人の職員ではなくて極端に言うと100人の町民に対して1人の職員が働いているとなると効率化が上がったんだなというように感じますけども、実際、今、定

員適正化計画ということに立って、今の状況を見ていると10年で75人退職していくので毎年8人近い人数を採用していくことによって今の行政の規模が保てる。そして町民に対する政策を行っていくというようにしか考えられませんが、そういう考え方でいいのかどうか。実際に小さい行政ではなくなりますよね。1万3千人で200人の状況から1万人で200人の状況になるということは総体的に行政は大きくなるというように感じますが、そのところ、そして実際問題として今言ったように去年も2億からのお金が、2億8千万円から減っている。そして人口が、1万3千人が1万人になると23%ぐらい減るわけですよね。そうすると地方交付税の人口割の金額も当然それに合わせて減るという中では、よっぽど財政を切り詰めていくというか、節約していかなければ町は成り立っていかないのではないかと私は危惧します。そういう意味で10年先には何人ぐらいで、1万人のときに何人ぐらいで行政を動かしていったらいいのかというようなところも、今、町長がもし数をイメージしているんですしたらそのところもお聞きしたいところです。そして例えば減らすとなると結局、毎年、例えば50人、10年で減らそうとしたら毎年5人は減っていかないと辻褄が合いませんよね。そのところの人員の予定を教えてくださいたいと思います。

○議長（野島俊博君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

田中議員さんがおっしゃるとおり、10年ぐらいで75人ぐらいは退職することは事実だと思いますけども、今、身延町の現状を申しますと分庁方式ということで役場のあり方自体が実はあまり効率的ではない。やはり三方に分かれた中で人員配置をしておりますので一概に10年で何人減らすとかということはこの場でははっきり申し上げられませんが、今後の役場のあり方とかそういうものも今後検討されると思いますので、そういう中で一番効率的な人員配置というものを検討していかなければならないとは思っております。

なお、今の定員適正化計画につきましては、総務課長のほうから説明を申し上げますのでよろしくお願いたします。

○議長（野島俊博君）

笠井総務課長。

○総務課長（笠井祥一君）

田中議員さんの現在の定員適正化計画について説明をさせていただきたいと思います。

現在の計画につきましては、平成27年度から31年度までの5年間の計画となっております。10年先というものは、今のところまだ計画の中では謳ってございませんけれども、最終年度、31年度で204名という計画で現在、定員適正化計画につきましては204名ということになってございます。

○議長（野島俊博君）

田中君。

○2番議員（田中一泰君）

分かりました。基本的には今の人員がそのまま31年まではいくと。31年、4年後ですかね。実際、行政改革といったときに今まで10人でやっていたものを例えば9人でやるとか8人でやるというのはなかなか、普通の事業なんかを考えたときに改革はできないんだそうです。10人でやっていたところを5人でやるためにはどうしたらいいかというような切羽詰まった

状況の中で改革というものは進むというように言われています。そして実際、この人口減は確実にくるということが分かっていますので、それに向かって対応するのもやっぱり10年ぐらゐの感覚でしなければならぬかなど。一度に例えば20人、30人削減するなんてことは当然できることではないということで、これから先、1万人を割るような状況が訪れたときにも身延町がスムーズに運営できていくようにそのへんよく検討を始めてもらいたいと思います。

やっぱり先にこういう数字的な目標がなければ計画も当然立たないというように思いますので、そこのところを10年先にはではこういう形の身延町の行政組織にするというような計画をお願いしたい。これから出していただきたいと思います。

では続きまして2問目に入ります。

身延町の観光対策として身延山、下部温泉、本栖湖、和紙の里、クラフトパークなどの魅力を上げる施策が必要であると考えています。実際に今、集客しているところはそれらの場所があります。それらの場所をより外から魅力を感じてもらえるようにする施策が必要であり、そしてまずそういう、今ある資源を生かすことが一番と考えていますけども、それに対して町長の考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（野島俊博君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

お答えしたいと思います。

身延町の観光対策としましては今ある資源を生かすこと、魅力を上げること、そしてその情報発信が重要であると私も考えております。本町には全国にも名前の知られた、また歴史を有する身延山、下部温泉、西嶋和紙、さらには世界文化遺産の富士山の構成資産である本栖湖などいろいろな観光資源があります。これらの資源の魅力アップは総合戦略でも取り上げられており、観光資源の魅力アップ事業として本年度より日本一のしだれ桜の里づくり事業や下部温泉郷の大型PR看板の改修など実行に移してきているところでもあります。また情報発信の強化としてホームページのリニューアルを行い、動画での観光情報の発信や町内にある観光案内看板のインバウンド対応への改修、そして公共施設のWi-Fi環境整備などを実施しているところでもあります。食に関しましては、特産品でありますあけぼの大豆のブランドの確立に向けた事業も実施しているところでもあります。さらに町内には本栖湖のカヌーや富士川のラフティングなどアクティビティーもあります。そしてこのような各資源の魅力アップを図ると同時に今後これらの観光資源の連携による観光の魅力の強化も重要と考えております。

総合戦略事業やこれまでの町民総ガイド事業などを引き続き進める中で、住んでいる人が地域のよさを体験・実感し、それを発信していただくことにより住民が地域に誇りを持ちこのことにより交流人口の拡大、観光振興、地域振興につなげ町民誰もが活力と幸せを実感できるまちづくりを進めてまいりたいと思っているところであります。

以上でございます。

○議長（野島俊博君）

田中君。

○2番議員（田中一泰君）

素晴らしい回答というとおかしいんですけども考え方だと私も思います。そしてまず重要なことは年間を通して身延町の魅力を上げることが必要ということと例えば春は桜、夏はホテル

もやっていますし秋は大豆の収穫とか紅葉、たしかに富士川沿いの紅葉なんか私もこれはもっと宣伝していいのではないかなと思いますし、例えば門内の身延山にすればもっと紅葉の場を増やす努力が必要ではないかなというようにも感じています。冬は冬で、では何をメインにもってくるかと年間を通した考え方が必要でありますし、それを考えるためにはやはり一度に大きいことはなかなかできないので、地道にそれを、そういう施策をやり続けるということが重要だと思います。

そして観光の面での、特に町民の協力なしにはこの町を本当によくするということができませんけれども、特にハード面においては民間でやるということはなかなか難しいということで例えば身延山の門の中を考えてみましても、今、現状ではあそこの中を大型バスが通ると非常に歩いている人にも危険だし狭いし、大型バスにしてもこの身延に来るのはもう嫌だよと思われるような状況があります。ですから副町長時代のときにも身延山を見てもらっている状況があって、あの道路は広げたほうがいいという話も聞きます。ですからぜひそのところで道路状況を改善する。それは規模的には大きな仕事になるかもしれませんが、長い目でみたらやはり身延に来る人たちが安心して快適に身延の町を楽しめるためにはそういうことが必要である。そして下部温泉なんかにしても、そういうハード面の環境整備はやっぱり町が主導してやらなければ、それはなかなか民間の事業者が頑張るというふうなことではないということでそういう面にも町は積極的に投資、関わりを持ってやっていただきたいと思います。

そしてよく身延町は自然豊かな身延町と言いますが、自然が自然のまま、今の例えば山の状況を見ると自然なんだけども手が入っていないので荒れ放題みたいなところがあります。それは遠くから見たときにも手入れがされているきれいなところはやっぱり魅力的に見えますけども、そうでない手づかずでいるところはやはり魅力がないというような状況でありますので山林のことはまたのちほど聞きたいと思いますが、そういうような環境整備に徹底する、まず身延町自体のまちなみ、そして全体を何しろきれいにすることがすごく大切ではないかなと思います。それは来る人にも今現在、身延に住む人にも重要なことで、きれいな環境で生活したほうが気分もいいし、それが身延の町を誇りに思えるようになる。そのことは町民の本当に協力がなければできないことで、町は観光でこういう町にするために、こういう観光の町にするために頑張っているんで、町民の方たちもそこを理解してそれに協力してほしいというようなこと、その町の方向性、やっていることを町民に知らせることが大切であると私は考えています。そういう意味で今の町長が答えましたように観光をこれからも推進していくこと、そしてそれを皆さんに情報提供して町民の協力を得る体制をつくっていただきたいと思います。そして今、環境整備ということで聞きましたけども現在、例えば来年度の予算の中でそういった観光に対する取り組みについて何かありましたら教えていただきたいと思いますけど。

○議長（野島俊博君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

今やっているというか、実行している・・・。

○議長（野島俊博君）

田中君。

○2番議員（田中一泰君）

今、29年度の予算を考えているということですけども、そういう中で29年度に観光的な

ものの対策を考えているものがありましたら教えてもらいたい。

○議長（野島俊博君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

申し訳ありませんでした。

まずは先ほど田中議員さんがおっしゃっていた昭和通りの改修をどういように進めていくかということで今検討は進めております。実はそれは身延山、久遠寺さんとも、あとまた商店街の方々とも議論する中でさまざまな調整が今後必要になると思いますけども、中部横断道のオープンに合わせて改修が必要だろうということで考えております。ただ2年延びましたけども、できるだけ早く改修はしてもいいのかなということは感じております。

あとは下部の場合ですけども下部温泉郷の下部温泉駅、今、無人ですのでそこをどのようにしていくか。まだ結論は出ておりませんが、地元でもそのことを考える協議会みたいなものが民間の中で設立されたようでございますし、それに対して行政としてもできるだけ支援をしてまいりたいと思っております。

それとまた今日、全協がありましてそこでまたご説明しますけども、私どもとすれば今までの資産を活用することはとても大事だと思っていることは今お答えしました。ただ、この時期にありとあらゆることにチャレンジをしていって、この身延町をより元気にしていく、そして観光としての資産を増やしていくということも大事かなと思って、今、いろいろな施策も検討しているところであります。

以上でございます。

○議長（野島俊博君）

田中君。

○2番議員（田中一泰君）

ありがとうございます。たしかに計画の中に現在26年、160万人の、身延に来てくれる人たちが200万人にしようという目標も聞きました。そういうものをやはり先ほども言ったように町民がそこを、町はこういうように頑張っているんだよというところをやっぱり理解してもらえば協力もしてもらえるのかなと思いますので、どうぞよろしく実行していただきたいと思えます。

続きまして、農業についてお聞きします。

身延町の農業振興策がありますけども、今はどういう状態でありまして、そしてどのような農業形態を目指していくのか、そして何をどのように進めていくのか、要するに具体的に何をしていくのか。遊休農地の再活用を積極的に進める体制が必要であると思えますけど、それについてどう考えているのでしょうか。

○議長（野島俊博君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

お答えしたいと思います。

本町における農業振興策としては第1番に、先ほど議員さんがおっしゃったとおり遊休農地、耕作放棄地の解消であると考えております。町では遊休農地等の解消を図るため圃場整備等を積極的に推進しております。現在、中山間総合整備事業により2カ所の圃場整備に着手し農地

の有効活用と効率化を図っております。

今後も国・県のお力をいただき農地の集積集約化、遊休農地の発生防止や耕作放棄地の再生等に取り組んでまいりたいと考えております。また次世代の担い手として農業法人等の育成にも力を注ぎたいと考えているところであります。

現在、本町の農業振興のために地域おこし協力隊として3名の方が移住してこられました。3名の方々には身延町の魅力を肌で感じ、活発な活動を展開していただくとともに将来は本町で農業の担い手になっていただければと期待しているところでもあります。

ご存じのとおり本町は過疎化が急速に進み少子高齢化は顕著であり超高齢化であります。農業の担い手は不足し農業従事者は減少の一途であります。そのような環境ではありますが、私の目指す農業振興は農業による所得向上であります。取り組みの一例を挙げますと身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略による農業振興による新たな地域産業と雇用の創出にも掲げておりますあけぼの大豆の振興に全力を挙げて現在取り組んでいるところであります。この取り組みは本町の農業振興の起爆剤になるものと考えております。特に平成28年3月に発足したあけぼの大豆振興協議会は在来種曙大豆保存会、JAふじかわ、身延町商工会、町が一丸となって組織し、あけぼの大豆を素材とした農業振興に尽力しております。協議会を中心とした活動の中で本年10月に開催された枝豆収穫体験には、県内外から4千人を超える方々が各会場に訪れ、大変なにぎわいでもありました。

今後は収穫された大豆の加工品開発にも積極的に取り組み身延町版6次産業化を目指し、地産地消を推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野島俊博君）

田中君。

○2番議員（田中一泰君）

あけぼの大豆、本当は今の現状を見ても身延町の活性化の材料ですごく期待をしております。聞くところによるとまだまだ作付けが少なく生産量が足りないというようなことも聞いておりますけども、それは本当に農業振興の一つの柱ということでこれからもどんどん進めてもらいたいと思います。

そして農業の高齢化、そして遊休農地になってしまうということは結局高齢化がありまして、その作る人がいないという状況だと思うんですね。結局、今までの農作業、私、農作業の経験がないわけですけども、外から見させてもらっていても自分の土地を自分だけで耕しているような状況に見受けられます。だから自分ひとりではもうやり切れなくなってもう作らなくなる、そういう状況ではないのかなと思います。ですから隣近所、結局ある程度、小さいまとまりの中で、昔はそういうことがあったと思うんですけども何軒かの農地を数軒で耕作していくというような助け合いの中で農地を確保していくということも必要なことではないかなと思います。聞くところによりますと農事組合、そういうものとか法人化のところも身延町にいくつかあると思うんですけども、そういう組織をできるだけいくつもつくって、そういう中で農業を続けてもらうというようなことが必要だし、そこで農業がうまく、今、所得向上に役立つような形になっていけば、また若い人たちもそこに参入してきて農業をしてくれるのではないかなというような期待を持っています。

そういう中で今、問題なのは今の所得向上、結局、作った農作物がお金に変わらないという

ようなところではないかなというように思います。作ったものを、このへんの農業の形態を見ますと自分のところで食べるでいっばいだよ、あとは残って少し、余分なものが出れば隣近所に配ったり、親戚に配ったりというようなことで消費しているような農業だというようなことも聞きます。ということは販売する、作った農作物をお金に替える場所がなければそれはできないことで、地産地消と言いながらも作ったものは製品、商品として一般の人たちが買える状況が不足しているのではないかというように思います。よく、よそを見ても道の駅なんかでその地域の農産物がたくさん展開されていて、そしてその一番肝心なのは新鮮さがよくて買っていくというような状況のように思いますけども、そういう買うところ、作ったものを売れる場所を整備する必要があると思いますが、そういう考え方は役場の中では今あるんでしょうか。

○議長（野島俊博君）

遠藤産業課長。

○産業課長（遠藤基君）

お答えいたします。

町内にあります直売所等には、本町で生産されたさまざまな農産物が店頭に並んでいることは承知しております。今後の取り組みといたしましては、先ほど言いましたあけぼの大豆を枝豆や加工品に限らず関係機関と連携を取りまして農産物の直売所の充実を図るということで生産者が安心して農産物の出荷ができるようなシステムの構築も検討する中で地産地消による所得向上を目指していきたいと考えております。

以上です。

○議長（野島俊博君）

田中君。

○2番議員（田中一泰君）

たしかに、やはり作ったものがお金にならなければなかなかその農業を続けていくことは難しい。それでよく言われることは作るよりも買ったほうが安いということをよく聞きますけども僕はそれは違うと思うんです。やはり自分で作って安心なものを食べられることの豊かさというものはやっぱりそれは金額のことではなくて、そして生活ということで考えたときに要は安いものを買うために外へ行って働かなければならないという、なんか矛盾がありますよね。実際はその自分のところで作ったもので大半が賄えるとしたら、働くのも遠くまで行って大きなお金を稼がなければならぬということもなくなるのではないかなというように考え方もしています。そういう意味で今、身延町の中にある資源と考えたときに決してよその農業を、大規模にやっているところから見たら決して潤沢な農地があるというものではありません。その潤沢でない農地を休ませておくということは本当に資源の無駄遣いということでもありますので遊休農地をまずなくす、そしてそれを活用していくということに取り組んでいてもらいたいと思います。

それでは続きまして質問の4番目として、身延町は80%が山林ということで森林資源を守り活用することは山林を多く持つ身延町では重要なことであると思います。町ではこれから20年30年先の山林資源の保全・活用、いかに守り育てていくのか、山の保護と防災、そして水資源の確保のためにも重要なことであると思います。これについて、今の山林に対する考え方、これから山林をどうのように生かしていこうと考えているのか、そのところをお伺いいたします。

○議長（野島俊博君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

山林の活用については、これまでも幾度かご質問をいただいております。町としての考え方につきましては、私の考えも含めてですけれども産業課長のほうから答弁を申し上げたいと思います。

○議長（野島俊博君）

遠藤産業課長。

○産業課長（遠藤基君）

お答えいたします。

本町面積の約80%を占める森林は恵まれた気候、風土のもと緑豊かな自然を育てております。ご存じのとおり森林は生物多様性の保全、土砂災害の防止、水源涵養、地域温暖化の防止といった多面機能を有し町民生活に密接に関わっております。一方、戦後や高度経済成長期に植栽された人工林は本格的な伐採時期を迎え、森林資源の環境利用の観点から積極的に伐採し木材の利用を拡大していくことが求められております。

現在、町が直接、森林整備事業は展開しておりません。しかしながら町内にある身延森林組合、ならびに峡南森林組合への事業運営支援を行っております。また各組合は森林経営計画等に基づきまして国・県の補助事業を活用し人工造林、間伐、森林作業道の整備等を実施しており、本町の林業振興の一翼を担っていただいております。

現在、森林法の一部改正に伴い本町におきましては平成30年度までに林地台帳を整備することになっております。町が統一的な基準に基づき森林の土地の所有者等の情報を林地台帳として整備・公表することで森林組合や林業事業体が台帳利用をして効率的な施工集約化が可能となります。

今後、町では国における森林環境税の創設等の財源の地方配分も考慮いたしまして森林整備、林業振興、木材の活用に向けて鋭意検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野島俊博君）

田中君。

○2番議員（田中一泰君）

私たちが、山は広いですのでこの山をちょっと見たときに手が入ってその整備をしているというのがなかなか見えない状況だと思います。実際問題として、やっぱり間伐が本当は必要、今、課長が言われるように必要であるということを重ね承知していると思うんですけども、なぜその間伐が進まないのかと思いますけども、結局、間伐した材がお金にならない。そして間伐してもその場で腐らせてしまうようなことになるという、いろんなことで利活用の手段が問題であるのではないかと考えています。

今年の7月12日に議会では栃木県的那珂川町というところに視察に行きました。そこでの取り組みは、那珂川町も身延と同じようにほとんど山林の町ですけども、そこは平成24年にバイオマス活用推進計画というものをつくって現在はそのバイオマスで発電をしている、2千キロワットという発電をして、そして発電をするんですけども、間伐材は町民の自分の山を間伐した間伐材を持ち込んでもらったり、林業会社みたいな施設の中で間伐材を集めていたりし

て、まず発電をしています。そういうもの、そして建築材になるものは建築材にしている、そして利用して、今現在、実際にその発電事業が行われています。そういうようなものはすごく参考になると思いますけども、やっぱり身延でもこの80%も占めている山の資源を活用するか、しないかということはすごく大きなことだと思いますね。バイオマスが、例えばバイオマスをするとということができたならば、結局、発電ができる、その発電のお金というのは例えば外へは出ませんよね。身延町の中では電気を使うことによっては、山の木が電気になってみんな町民のために使われる。お金は、今の現状では電気を使えば東電の、外へみんなお金がいつてしまうような状況で身延の町に残らないような状況です。けども、ここにある多くの山林資源を例えば有効活用できれば、その分だけでも身延としての生産性が上がってお金を生むことができるというように考えられます。今はそのペレットにして暖房なんかにしても灯油を使うよりもそのペレットで暖房したり、薪ストーブを使ったりということをこういう那珂川町とか、そういう山林を有効利用しているところはそういうことに取り組んでいっています。それをやっぱり少なくともそういうことが可能かどうか、どういようにしたらそういうことができるかというような検討は十分に、一番してほしいことは今の山林の資源を利用する中で雇用先も設けたり、そしてそういうエネルギーをつくったりという方向を目指してほしいと、目指すべきだと私は思います。

そして今、例えば門内地区なんかを見てもほとんど杉、ヒノキの針葉樹が多くて、杉にすれば花粉症で本当に大変、門内の花粉の量というのは本当にすごいんですね。そういうことも、例えば観光的に考えてもあそこが広葉樹が出て、今の時期は紅葉がきれいだよということになればそれは観光資源としても十分その山が生きてくるというように思います。現状では杉の山が崩れて土砂崩れがよく台風なんかのときに起きていますけども、やはり紅葉樹林になれば根が張ってそういうことに対する、課長の答弁の中にもありましたけども、防災という面でもそれは必要。そして間伐がしっかりされれば当然、木も大きく育つ木が出ます。そして山の地には例えば山菜が出る、キノコが出る、そういう自然の恵みがどんどん広がっていくんじゃないか。そういう面でもそれは、観光面においても身延町の魅力を上げることになると思いますので、そういう取り組みをぜひしてほしいと思います。

普通に見るとこのへんの山は急峻だから無理だよということも聞きます。ですが昭和の、戦後にあれだけの山に植林をしたということは人が上がって行ってそこに植林をして山を守っていた事実がありますよね。そういうところで決して不可能なことではないと思います。今は特にそういう山林の機材というものもすごく発達してしまっていて、そういうものを活用する。そして間伐用の道路、それを造る中で間伐を進めていくということをまず、その可能性を考えてそういう山林を利用するための検討する場を設けてもらいたいなというように思います。この身延町の観光資源と、そしてあと残るのは本当に自然だけです。そこをまず生かしていかなければ、これから先、人口も減っていく中ですごく大変なことになるんじゃないかなというように思いますので、ぜひその検討をお願いしたいと思います。

以上で私の質問を終わりたいと思います。

○議長（野島俊博君）

田中一泰君の一般質問を終わります。

議事の途中ですが、ここで暫時休憩とします。

再開は10時ちょうどとします。

休憩 午前 9時46分

再開 午前10時00分

○議長（野島俊博君）

休憩前に引き続き、議事を再開します。

次は通告の5番、広島法明君の一般質問を行います。

質問の前に広島君から一般質問の参考資料の配布の申し出がありましたのでこれを許します。事務局から配布いたします。

（資料・配布）

それでは広島法明君の質問を許します。

登壇してください。

広島君。

○3番議員（広島法明君）

通告に従い一般質問をさせていただきます。よろしくお願いたします。

身延町の一住民より災害対策についてお手紙をいただきまして地域を思う心、町を憂う心に感銘をし昨年と同じく自主防災組織について質問させていただきます。

いつ発生してもおかしくないといわれています東海地震、また近年想定外といわれました大雪や大雨等々、身延町でも想定外の災害が発生しています。備えあれば憂いなしといわれていますが、災害物品等の品物の備えも大事ですがそれ以上に人的な備えも重要だと思います。被災時にはまず最初に自分で自分や家族を守る自助、次に地域の自主防災組織を中心とした共助、そして自助・共助を支える行政の支援としての公助が大切になります。特にひとり暮らしの高齢者の人たちは自主防災組織による共助が一番頼りになると思います。そこで自主防災組織に関わる質問をさせていただきます。

自主防災組織の責任者を区長さんが兼ねている区の割合は、昨年12月議会の答弁では自主防災のある134区のうち114区が区長兼務で85.4%という答弁でしたが、本年度の割合はどうでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（野島俊博君）

笠井総務課長。

○総務課長（笠井祥一君）

お答えをさせていただきます。

本年度の割合につきましては、身延町全体で134区あるうちの117区で87.3%でございます。年度当初開催されます区長会や防災訓練説明会の折などにできる限り区長と自主防災責任者の兼務は避けるようお願いをしているところでございます。

○議長（野島俊博君）

広島君。

○3番議員（広島法明君）

地区ごとの内訳が分かりましたら参考に。

○議長（野島俊博君）

笠井総務課長。

○総務課長（笠井祥一君）

まず中富地区でございますけども31地区中31。身延地区でございますが41地区中34。下部地区でございますが62地区中52でございます。

○議長（野島俊博君）

広島君。

○3番議員（広島法明君）

昨年より区長さんの兼務が増えたというのはちょっと残念ですが、一概に区長さんが自主防災責任者を兼ねることが悪いことではないんですが、ここで自主防災組織について再認識させていただきます。

通称、赤本といわれています身延町地域防災計画に自主防災組織について去年は地震編での自主防災組織のところを読ませていただきましたけども、今回は全体的な一般災害での自主防災組織についての項をちょっと朗読させていただきます。

災害対策基本法第5条に基づき自分たちの地域は自分たちで守るを基本に地域住民の自発的防災組織として区を単位とする自主防災組織が組織されており、避難訓練、初期消火訓練、炊き出し訓練等の訓練を行っている。町は今後も組織化の推進を図り、防災資機材等の配備についても計画的に推進し自主防災組織の育成強化に努める。

方針としまして自主防災組織の育成は第一義的には町の責務であるが、組織の性格および地域差等により、その組織の持続性には困難性が伴うと考えられる。しかし大規模地震が発生した場合には防災関係機関の防災活動が遅れたり、阻害されることも予想される。このような事態において被害の防止、または軽減を図るためには住民の自主的な防災活動、すなわち住民自らの情報の受理、伝達方法、出火防止、初期消火、避難誘導、救出、救護等を行うことが必要である。またこれらの防災活動を行うにあたり、住民各自がバラバラに行動するのでは効果的な防災活動は期待できない。住民が団結し組織的に行動してこそ、その効果が期待できるものである。したがって現在の自主防災組織を日ごろから震災の発生を予想した訓練等を積み重ねて、さらに強力なものとするように努めると記載されております。

先ほども言いましたけど、区長さんが自主防災組織の責任者を兼ねることが一概に悪いとは言いませんが迫りくる東海地震や大雪、大雨の災害時に備え本当に現状で大丈夫かなと各区で話し合った結果、やっぱり区長さんが責任者でいいではないかということで決めた区はいいんですが、前から区長さんが責任者をするようになってきているからという、慣例だからということできている区は、また29年度の区の役員選出を話し合う時期が迫ってきていると思いますので、その際にはもう一度しっかりと協議することを町でも育成・指導の意味でお願いしたらどうかと思いますけど、その点の答弁をお願いします。

○議長（野島俊博君）

笠井総務課長。

○総務課長（笠井祥一君）

町では来年度に向けまして今後、各区長さん、それから組長さん等の名簿等の提出をお願いしております。またその際、自主防災組織の責任者につきましても提出をしていただくことになっておりますけども、その際、今、議員さんがおっしゃいましたように各自主防災組織、それから区のほうの責任者につきましても、なるべく別に記載していただくような形でお願いをしてみたいと思います。

○議長（野島俊博君）

広島君。

○3番議員（広島法明君）

現実問題がどうかということになりますので、ここで先ほど述べました一住民からの手紙を抜粋して読ませていただきます。

災害対策についての相談ですが近年大災害が続き、いつ身延が被災地になると不安を感じています。身延町としてもその対策はいろいろと立てておられると思います。私の住む区も自主防災組織ありと町には届けていると思います。しかし、気がかりなことはその自主防災組織が実態のないものに思えてならないことです。私の住む区では自主防災組織の責任者を区長が兼任していますが具体的に班編成もなく、その活動内容が周知されていることもないので大災害が起きれば区長一人がすべてを采配せざるを得ず、混乱の極みになるのではないかと恐れています。

身延町発行の災害対策ガイドマップには、自主防災組織の班編成や平常時と災害発生時の活動内容等が記載されています。それを自分なりに解釈しますと班編成で所属する班が決まった班員は班員同士で必要物品を用意・点検したり、段取りを話し合ったり、要配慮者の把握をしたり、また班員・組織構成員同士のコミュニケーションを図る中で自分たちの地域は自分たちが守るという意識の熟成もできるかもしれません。

そのような平常時から築き上げた地域のつながりが災害時に大きな力を発揮する、それが自主防災組織の狙いではないかと私は解釈しています。そしてそのような実効性のある組織ならば大災害が起きそうな今、非常に心強い気がします。しかし、もし身延町が自主防災組織を災害対策に欠かせないものと位置付けておられるならば、実態を把握された上で手助けの必要な地域への協力や指導とお力を貸していただけたらありがたいです。

実態のない組織のままではなく真に災害防止に役立つ組織に代わるよう行政側の働きかけをお願いしたいと思いますということで、個人宛てに身延町一住民よりということで手紙をいただきました。もともと議員は町民の代弁者ということで発言させていただきました。

ここで提案ですが、今年の自主防災組織役員についての質問に各区の実情もあると思います。今後は統一した自主防災組織の整備に向けてお願いをしていきたいという総務課長の答弁でした。この赤本の自主防災組織の防災会の規約が1014ページにありますけど、ここに第6条、本会に次の役員を置くということで会長、副会長、幹事監査役とありますけども、現実なことを考えれば自主防災組織を自主防災会として会長、副会長、そしてこれ自体は下部地区が現状でも自主防災組織としての報告を、会長・副会長の報告を受けている。そして身延地区では自主防災責任者、そして自主防災責任者代理、そして情報責任者の報告を受けている。中富地区は区長さんがもう必然的にというか、もう自主防災の責任ですよということで自主防災組織としての報告は受けていないということですけども、もう合併して12年経った今、統一してもいいではないかということで、そこで提案ですけど最終的にまた話し合っただけでもらえればいいと思いますけど、自主防災組織を各区の自主防災会として会長、副会長、そして情報責任者、その三者の名称を統一して各区から町へ報告していただく。その区の実情においては、人もいなくて区長さんがすべてしなければならぬよということもあるかもしれませんが、それでも10戸以上、20戸以上の区だったらせめて会長、副会長2人で相談の上で災害時には対応する。そしてもう1つは情報責任者、町と区との連絡役を誰が責任持つのか。それは会

長というか、会長なり区長さんなりで構わないと思うんですけども、それもしっかり話し合った上で、そうすれば町は有事の際にはその会長というよりも情報責任者にしっかりと連絡する。被害情報というか状況把握をするためにはそういったことが必要ではないかなと思います。そういった名簿の提出を促すことによって、そのために各区で話し合うことによって防災意識の高揚につながるのではないかなと思います。

新町長の目指すところの実施項目の7項目の1項目め、安心・安全に暮らせるまちづくりを推進します。地震等の自然災害から町民の命を守るため、防災対策の充実や安心・安全なまちづくりを推進しますとありますが、町民自らが自分の命は自分で守る気持ちが強くなければせっかくの町長の気持ち、思いが達成することは大変だと思います。自分が思うには、それぞれの責任をしっかりと共有してもらいたい。各地区の責任、町の責任、それらをお互いに責任分野を広げることによって有効な防災活動につながると思います。

そこで参考に配布しました、この身延町のホームページ。ホームページを開くと赤い枠の中に救急救命防災情報ということで、この項目がすべていつでもどこでも見られます。だけどこれは年配者というか、普通、一般の人はほとんど見ることはないと思います。だけど今は子ども、孫、また早い子は中学生とか高校生とかもスマートフォン、携帯電話のスマートフォンを持っていると思いますけど、それらを持っている人なら自由にいつでも見られます。だから高齢者とか一般の人がそんなものは縁がないよという人でも近くにスマホを持っている人がいれば有事の際にはこういったことが見られますよということも知っておく必要があるのではないかなと思います。

それでは3つ目の質問をさせていただきます。

避難所一覧表に38カ所の避難所が掲載されていますが、その災害の内容、規模にもよりますが高齢者や障害者とはどうしても近くの集落公民館への一時避難が必要になってくると考えられます。実際、私の集落でも台風や大雨のときにはひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯の人は自主避難ということで自主防災責任者に連絡して天候が落ち着くまで集落公民館を借りたいということで実際に利用しています。そして一昨年、区の会議でそういったというか、もう少し大災害を想定して、ある程度の自主防災組織としての責任で防災用品等も必要ではないかということで毛布、非常食は常備するようにしました。

災害に対しては、先ほど言いましたけども町と区との責任の共有、区でできることは頑張るから町でも可能な範囲でサポートしてほしいという気持ちを強く持ってもらえればいいと思います。集落によっては条件が何かと違うとは思いますが、とりあえずの避難所は自主防災組織の責任で、自主避難等で集落公民館もできる範囲で活用したらどうですかということも必要だと思いますけど、その点、町ではどう思いますか。

○議長（野島俊博君）

笠井総務課長。

○総務課長（笠井祥一君）

お答えをさせていただきます。

身延町地域防災計画では避難場所として避難地と避難所を定めております。避難地のうち一時的に集合し、避難所への中継点とする集合地と集合した人々の安全が確保できるスペースを有する避難地がございます。避難地にはグラウンド等74カ所を指定しております。

避難所は災害等により居住場所を確保できなくなった方々を収容し救護・復旧等の拠点とな

る施設であり38カ所を指定しております。

災害が発生した場合、必ずしも避難所へ行くことは避難ではなく地域の安全な場所への避難が基本となります。地域の災害の状況、被害の程度などにより自主防災組織の判断で被災していない集落公民館など安全な場所への一時避難につきましては、実施をしていただきたいと思っております。まず安全な場所へ避難することが一番だと思っております。なお、その場合は災害対策本部等へ避難状況等を連絡していただきたいと思っております。

災害時における避難行動要支援者についてですが、平成25年度災害対策基本法の改正によりまして避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援がなされるよう市町村には名簿作成が義務付けられ、本人の同意があった場合、避難支援等の関係者へ情報提供することが定められました。

また災害発生の恐れのある場合は、本人の同意の有無にかかわらず名簿情報を避難支援関係者等に提供できることとなり、本町においても福祉保健課から各自主防災の会長に名簿を配布し常日頃から地域での見守りをお願いしているところでございます。今後も自主防災組織への啓発も行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野島俊博君）

広島君。

○3番議員（広島法明君）

本町にこの防災計画にしても台風、また大地震等を中心ということでありますけど、その2年半前というか、26年2月の大雪等も本当に近くの避難所ということが求められると思っておりますので、その点は各自主防災組織の責任でしっかりと事前準備というか日ごろの心構えをお願いしますということも、町のほうからお願いをすることも必要ではないかと思っております。

それでは自主防災組織に関係する最後の質問ですが防災の日、9月1日に近い日曜日に各区において防災訓練を実施していると思っておりますが、広く町民が見学・体験できるような総合防災訓練を各地区で持ち回りが実施できないかと思っております。現状は一応、総合防災訓練ということで役場のほうで情報訓練を中心にといいことでしてはいますが、例えば身延町を10ブロック、旧身延町というか身延地区は身延、下山、豊岡、大河内の4地区、下部は下部、古関、久那土の3地区、中富は原・曙の1ブロック、静川ブロック、大須成・西嶋ブロックとして3ブロック、計10ブロックを持ち回りすれば10年で各地区を一回りするような総合防災訓練ができるんじゃないかなと思っております。

ちょうど自分が前、関わったというか参加した平成14年度の旧身延町ですけども、身延町総合防災訓練の資料が家にありましたので参考に持ってきましたけど、総合防災訓練となれば協力機関にお願いがしっかりできるということで、これには峡南広域行政組合中部消防署、南部警察署、そしてこのときは持ち回りでちょうど豊岡地区で旧の身延南小グラウンドで実施されましたが豊岡地区の各地区自主防災会日赤奉仕団、安協豊岡支部、身延町アマチュア無線クラブ、そして小学校の児童、そして東電、身延町LPGガス組合等々の協力のもとに訓練項目とすれば地震情報伝達訓練、避難訓練、情報収集訓練、救助・救出訓練、これは車両からの救出とか倒壊建物からの救出、そして救急救護訓練、消火訓練、この消火は油火災やLPGガス等、そして炊き出し訓練、被害状況収集訓練、電力設備復旧訓練、水防訓練、非常時無線通信訓練ということで、言い忘れていましたけどこの総合防災訓練につきましては主催は身延町と身延

町消防団の2者で主催ということで、先ほど言いました機関が協力者ということで総合防災訓練を実施していました。

こういった形で総合的に防災訓練を実施すれば、その持ち回りの地区の一般町民の人たちにも見学してもらっただけでも防災意識の高揚につながると思います。小さい集落だと現状、防災訓練といっても本当に近くの集落公民館への避難訓練のみ、そしてやっても家庭用消火器とかでの消火訓練のみという区が率からすれば結構あるのかなと思います。本当に自主防災会がしっかりしていて、ある程度の訓練はしているよという区はいいんですけど、先ほどの手紙にもありますけども、名ばかりの自主防災会の区もあるんじゃないかと思います。そういったことで実際に聞くよりはやっぱり目で見てもらうことが必要ではないかと思います。そういったことで、この総合防災訓練を全町的に持ち回りするようなことが計画できないかどうか質問させていただきます。答弁をお願いします。

○議長（野島俊博君）

笠井総務課長。

○総務課長（笠井祥一君）

町では各自主防災組織や消防団におきまして自助・共助の観点から地域の実情に応じました防災訓練の実施をお願いしているところでございます。

今後、総合防災訓練の実施につきましては関係機関とも協議をする中で検討をしてみたいと思います。

○議長（野島俊博君）

広島君。

○3番議員（広島法明君）

計画するのも難しいことだと思いますけど、前向きな協議・検討をぜひお願いします。災害はいつくるか分からないということですので、思いついたときに吉日というような解釈でお願いしたいと思います。

それでは自主防災組織についての質問と今までのやりとりの中で、先ほど言いました望月幹也町長の目指すところの実施項目の1つ目の安心・安全に暮らせるまちづくりを推進しますということにつきまして、町長の気持ちというか考えをお答え願いたいと思います。

○議長（野島俊博君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

お答えしたいと思います。

ただいま広島議員さんから自主防災組織の重要性について、いろいろなご質問をいただきましてありがとうございます。

現状として町の安全・安心は行政の役割が大きいわけではございますけども、町内各区を中心に自主防災組織や消防団など各組織のご協力をいただく中で保たれていると思っております。その上でやはり町民一人ひとりがまず自ら自分の身を守っていただくことが一番大切であると思います。これが自助だと思えます。次に重要な役割を果たすのは、自主防災組織であり共助であると考えております。町民の皆さまの安心・安全が災害時等において早期に保持されるよう自主防災組織の構成や活動がさらに強化されるよう各地区と協力する中で鋭意努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野島俊博君）

広島君。

○3番議員（広島法明君）

本当に町ではいろんな情報発信を一生懸命しているんですけど、発信をしても受信が少ないとか、だからホームページ等での発信も十分しているということは分かるんですけど、やはりそれが通じていない部分が大きすぎるというか、だからそういったのをある程度は文書で区長宛てとかそういった形でしっかりと、場合によっては情報発信とか投げかけをする必要があるかと思います。その上で区の実情に応じて、いや、そうはいつでも私のところの区では区長さんがすべていいですよというなら、それはそれでもう区の責任ですから、投げかけだけはしっかりしていただきたいと思います。そういったことを期待して自主防災組織についての質問は終わらせていただきます。

次に中部横断道についての質問です。

過日の新聞にもありましたけど、当初、全線開通は平成29年度末を予定していましたが、地質の影響等で2年延長して平成31年度末開通予定に変更されたことはちょっと残念な部分もありますが、プラス思考で思えば開通に向け考える時間が増えたということになると思います。

近ごろ全国で高齢者による交通事故、そして高速道路での逆走が騒がれています。高齢者ばかりには限らないかもしれませんが、身延町のような山間地ではもう車がなければ生活も厳しいよというようなことで車が一番の交通手段になっている部分がありまして高齢者の免許所持率も高いと思います。自分ではしっかりしているつもりでも判断力が鈍ってきていると思います。自分自身ももう若干そういったところもありますけども、そこで質問ですが身延町内の3カ所のインターチェンジの出入口に逆走を防ぐような工夫のお願いができないか。工事主体は国交省ですので、あくまでもお願いするのみだと思いますけど、先ほども言いましたけども判断力が鈍るのを助けるような、見た目ですぐ判断できるようにの工夫、例えば入口側には青い舗装をしてゲートはおそらく付けないと思うんですけど、どこで色を変えるかは難しいかもしれませんが、そして出口側には赤色の舗装とかどういった工夫がいいのかということとはちょっと分かりませんが、その逆走防止を大げさにというか、それをすることによれば逆走防止が大きな目的なんですけど、特色ある整備をすれば話題性も出て、それでは今度あそこのインターチェンジに1回行ってみるかなということを利用して利用する人たちも増えるかもしれません。そういったことで国交省の現況の情報も踏まえまして答弁をお願いします。

○議長（野島俊博君）

水上建設課長。

○建設課長（水上武正君）

お答えいたします。

全国の高速道路の逆走はおおむね2日に1回の割合で発生しております。逆走車両だけではなく正しく走行している車両も巻き込まれる悲惨な事故が後を絶たない状況にあります。こうした背景から国土交通省では平成27年11月に2020年までに高速道路での逆走事故ゼロを目指す目標を公表し、その目標を達成するため高速道路での逆走対策に関する有識者委員会、高速道路での逆走対策に関する官民連携会議を設置し対策の方針、進め方について検討を進め

ているところでございます。

主な逆走対策メニューといたしましては、先ほど議員さんがおっしゃいましたカラー舗装や大型の路面標示による高速入口への誘導、またラバーポール設置による誤進入や逆走防止対策等でございます。

中部横断自動車道につきましては今後、山梨県交安委員会と正式協議を行う予定とのことでございます。本町には無料で活用できるインターチェンジが3カ所、設置されることから高速道路を安心して利用できるような効果的な逆走対策を関係機関に要望してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（野島俊博君）

広島君。

○3番議員（広島法明君）

本当に起きてからでは遅いというか、特に横断道なんかは身延町内のところは片側は一車線だと思いますので、事故が起きればもう半日、一日交通止めになる可能性もあるということですので、本当に事前に慎重な検討準備が必要だと思いますので町としても強く要望というか、お願いはしていただきたいと思います。

最後の質問ですが、町内の中部横断道沿線には地形的にパーキング設置は無理だと思いますがこれも住民の代弁ではないですけど、住民から富士川町でも立派な道の駅を造ったし、南部でも中野にちゃんとしたものを造るみたいではないかとか、身延では何も考えていないのかというようなことを言われて、現実、考えてもらえば分かると思うけど地形的に不可能というか無理だと思うよという話はしましたけど、それだったらインターチェンジ付近の土地を活用して1キロ、2キロ以内とかそういった形で道の駅のような農産物直売所を設置するようなことが考えられないかということで、この農産物直売所につきましては町民と議員との懇談会、5月行われた身延地区の豊岡、そして11月行われた下部地区の懇談会でも農産物直売所の話が出ました。町内ならいいけど、例えば富士川町の道の駅に持っていくと、その持ち込み料が割り増しで払わなければならないということで、現状、身延町でも52号線、300号線沿いに農産物直売所があるということは承知をしていますけども、すぐには言いませんけどいずれ中部横断道とリンクするような直売所の設置検討が必要と思われるんですが、その点について町長の構想に入っているかどうか質問させていただきます。

○議長（野島俊博君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

お答えいたします。

ご承知のとおり現在、町内において1カ所のインターチェンジ、下部温泉・早川インターチェンジ、2カ所の活性化インターチェンジ、身延山と中富インターチェンジでございます。この建設が進められているところであります。議員ご質問のインターチェンジ付近の土地を活用して道の駅、または農産物直売所の設置等についての質問であります。先ほども議員さん自らおっしゃってございましたけども、町内には各インターチェンジをおりてから5分から15分圏内に富士川クラフトパーク内にある道の駅みのぶ富士川観光センター、道の駅しもべ、また身延竹炭企業組合、ゆばの里とよおか、JAふじかわ中富生産物直売所、大島農林産物直売所な

ど地域の特産品や農産物を販売している施設が多数あります。

町では当面、中部横断自動車道が開通しましたら、とにかくインターチェンジからおりていただき、これらの施設を利用していただくとともに町内に少しでも長く滞在していただけるよう官民一体となって取り組むとともに並行してインターチェンジ付近への施設誘致についても検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野島俊博君）

広島君。

○3番議員（広島法明君）

本当に事業によってはすぐ取りかかなければならない事業、またその現状把握というか経過を把握しながら将来展望をしながら計画しなければならない事業等があるかと思えますけど、この道の駅的なあれは観光を踏まえた交流施設的なものをやはり身延町でも中部横断道、52号、300号、絡めた上での将来的な計画も徐々に詰めていかなければならないと思いますので、またその点の意識高揚をお願いしたいことを願ひまして私の質問を終わらせていただきます。

○議長（野島俊博君）

広島法明君の一般質問を終わります。

次に通告の6番、川口福三君の一般質問を行います。

川口福三君の質問を許します。

登壇してください。

川口君。

○10番議員（川口福三君）

早速、質問に移ります。

「身延町に力を」というキャッチフレーズのもとに町の活性化に向け、身延町長に就任いたしました望月幹也町長にとっては初の議会でもあります。今回7つの政策を掲げておりますが、そのうち3点についてお伺いいたします。

まず町の地域的な特色は、急峻な山と富士川本流や多くの支流河川のもとに集落が点在している町です。非常に行政サービスにおいては効率の悪い、職員といたしましても頭を悩まして努力していることと思います。中でも1級河川の富士川に6つの橋、早川水系に2つの橋、また完成間近な中部横断道の中富インターへ1つ橋が加わりますと町の1級河川に9つの橋が完成する。インターチェンジにおきましては、この約302平方キロの町に3つのインターチェンジができる。これはほかの町においてもおそらく例がない町ではないかと思えます。

こうした特色を生かしてこれからのまちづくりをどのように進めていくか伺うんですが、過日12月4日の日にSMB C日興証券の社長であり甲府市出身の清水喜彦さんの記事が載っておりました。「地勢生かし山梨の産業創出を」と。この山梨の産業創出をというのを私なりに「身延の産業創出を」というような形に置き換えて、この記事を見ました。

山梨は素晴らしい自然に囲まれています。ここは身延は素晴らしい自然に囲まれている。しかし欠点もあります。1つは見どころは多くあるのに周遊する交通インフラが不十分です。2つ目は旅人が自分で体験できるイベント数の少なさです。現在は見る観光から体験する観光に変わってきています。この山岳道との組み合わせ、歴史や宗教との文化面のコラボも必要です。

第3は里山の整備、間伐材や廃材の活用によりエネルギーの創出です。すべての方法が利用可能な山梨はと、これは置き換えれば身延は一大産業が可能な町となります。第4は素晴らしい自然を生かしたシニア層の移住もよいと思います。これに若者移住の税制優遇や子育て支援を合わせることによって将来性を担保できますと。

非常にこの記事を見て、うちの町に合った記事だなと思ったから今日皆さんに紹介いたしましたが山日の12月4日の新聞です。また帰ったら皆さんご覧になってみてください。

まず1点目の安心・安全に暮らせるまちづくりについて伺います。

この点については同僚議員が何人か質問をいたしました。町長として今までの答弁以外にまちづくりについてお考えがありましたら伺います。

○議長（野島俊博君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

これまで答弁したものの以外となるかどうか分かりませんが、答弁をさせていただきたいと思えます。

2011年の3月11日に発生いたしました東北地方太平洋沖地震はマグニチュード9.0で日本の観測史上最大規模の地震であり、死者・行方不明者約2万2千人が犠牲となりました。この震災は東日本大震災という名称で今も心に焼き付いております。また最近では本年4月14日と16日に発生した熊本地震です。2つの地震により多くの方が犠牲となり多大な被害が発生いたしました。東日本大震災、熊本地震で犠牲になられました皆さまのご冥福を心よりお祈り申し上げたいと思えます。

本町で心配されるのは東海地震で、近い将来マグニチュード8程度の大規模な地震が発生すると考えられております。また最近の異常気象による集中豪雨による被害もいつ発生してもおかしくない状況であります。平成31年度には中部横断自動車道が全線利用できるようになります。この開通により今まで豪雨や台風による雨量規制により町内の国道52号や県道などが通行止めになって住民生活に支障をきたしておりましたが、中部横断自動車道の開通により不安が解消されることとなります。一日も早く活用できることを期待しております。

なお、災害発生時にはまず自分の命を守っていただく。次に自主防災組織等で協力し合い助け合う。そういうことが必要だと思っております。町としては日ごろから防災への意識の高揚を高めるとともに積極的に地域防災リーダーの養成や避難所の運営訓練および耐震性貯水槽の整備、防災車両の更新等を進めてまいりたいと考えております。また国や県に対しましても管理する道路、河川、そういうことに対しての整備についても積極的にお願いしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（野島俊博君）

川口君。

○10番議員（川口福三君）

今、答弁をいただきましたがたしかに今は地球温暖化ですね。いつ起こるか分からない地震、大災害のまず源となる集中豪雨、これはやはり身延町にとって一番心配されるのは、集落は先ほど申し上げましたように各河川の近くに、山の麓に各集落がある。こうした点は里山整備をしっかりとすることによって山の保全が守られ、いわゆる土砂崩れ等の災害を防止できる。こう

した整備事業はやがて2項目にある観光にもつながると思うんです。身延町へ行ったら山の数は大変あるけど集落周辺の山の整備は素晴らしいなど。これは1つの大きな観光になると思うんです。それとまた、今言う地域を守るための安全策にもつながると。これはやはり行政でなければなかなかできない事業だと思います。個人的には今はもう昔の野良道もけもの道に変わるような時代ですから、せいぜい集落から300メートルないし500メートルくらいをずっと里山整備をすることによって、こういった災害保全、それから観光にもつながる、これは両面にも考えられると思います。これはやはり今後の町の政策の上で全体的にやることは非常に無理かと思います。モデル地区を選定して進めていった中で結局、全町的に広がるというような形態をと思いますがその点、町長のお考えは。

○議長（野島俊博君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

山林の整備につきましては、先ほども田中議員のほうからもご質問がありまして産業課長のほうでお答えさせていただいたんですが、今、見てのとおり身延町は山林80%を占めておりますし、特に民地、もう手が入らない状態で荒れ放題という言い方がどうかですけども、そういう状態です。荒れた山はもちろん災害にもつながりますし、今後、本当は整備を素早くしていけばいいんですが、木材の金額が伸び悩んでいるということと、あと山の働き手も少ないということで、なかなか思ったとおりに整備が進んでいないというのは、これは本町ばかりでなく県も国も同じような危機感を持って今やっているところであります。

今、モデル的ということをおっしゃっていただきましたが、そのへんも含めて、どういう山が今後この町にとって良い方向なのか検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（野島俊博君）

川口君。

○10番議員（川口福三君）

この山の中でも一番心配するのは針葉樹ですね。やはり針葉樹は先ほど同僚議員も質問の中で申し上げたように間伐さえされていないと。植えてそのままでもって、もう枝打ちもしていないような状況の針葉樹。これはやはり集落の上の針葉樹は、できるだけ早く今言うような政策のもとに整備する、それは必要なことではないかと思います。

では2点目に移ります。

これも今、1点目と合わせた中で質問いたしますが2点目の観光農業、地場産業の振興、雇用の創出、進出について伺いますが、この中に結局、観光と言えば当然、中部横断道も入ってくるのではないかと思ったんですが、中部横断道に対する計画が何も示されていないというような状況で町長はこの観光、農業、地場産業の振興、どのような形で進めていくのか伺います。

○議長（野島俊博君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

先ほども建設課長が申し上げましたとおり、国土交通省が10月22日に中部横断自動車道の増穂インターチェンジから新清水ジャンクション間の全面開通時期が早くとも平成31年度になることを発表したところであります。しかしながら本年度中には増穂インターチェンジが

ら六郷インターチェンジまでが開通いたします。また平成30年度には当初予定より1年は遅れますけども六郷インターチェンジから下部温泉早川インターチェンジまでと南部インターチェンジから新清水ジャンクションまでが開通する予定です。このように確実に中部横断道の利用ができるようになることは事実であります。中部横断道の開通によりまして人や物流および通勤時間の短縮による定住確保などが期待されております。すでに町では総合戦略に掲げた事業を実施することを進めておりますが、特にあけぼの大豆の六次産業化による商品開発を進め、まずは町内の旅館、宿坊などでの活用や町民の食育を推進し、その後は販路の拡大を目指したいと考えております。また町の木であるしだれ桜を町内一円に植栽し日本一のしだれ桜の里を目指すプロジェクトも動き出しております。

このようにあけぼの大豆を活用した地産地消の推進や観光産業を軸として町内への観光客の誘客を図ることにより、本町の活性化が進むことで雇用の創出へとつながるものと考えております。また中部横断自動車道の開通は、新たな企業誘致へも追い風となりますので積極的に推進してまいりたいと考えております。併せて既存の事業者にとって中部横断道の開通は待ち望んでいた開通です。雨量規制による国道52号や県道の通行止めによる影響が減少し、物流にとって大きな役割となることが期待されております。一日も早い開通を望んでおるところであります。

以上でございます。

○議長（野島俊博君）

川口君。

○10番議員（川口福三君）

今朝の山日に後藤知事が所信表明の中に中部横断道沿線自治体と連携し、開通後の横断道を活用した地域づくりに積極的に取り組むというような記事が載っておりました。県でもこうして横断道に対する地域活性化については相当、力を入れてくれると思いますが、先ほど同僚議員から道の駅というような質問もありましたが、今、身延町は下部の道の駅、それから身延豊岡のゆばの里、直売所自体は伊沼に直売所がありますが、私はかつて旧町、中富のころ、私はまだ議員の立場ではなかったんですが、西嶋のバイパスが完成した時点に今のセレモニーの場所が横浜の建設業者によって田んぼの砂利を採取して、砂利屋が倒産してしまった。結局、それを町でどうしたらいいかということで悩んだんですが、当時の町長にあそこ、町で買い取ったらどうだというような提言をしたわけです。買い取って、あんなところどうするんだというから、当時、旧中富は役場のこの広場で夏、富士川まつりを実施していました。役場の庭で実施している富士川まつりを今度西嶋でやったり、飯富でやったりするような形でもって祭りを広げることも必要ではないかというような話もしたんですが、そのときにあそこを町で買ってあげば和紙の里もあれほど奥へ行かなかったというような過去の事例があります。その時点に、話のついでですから話をしますが峡南勤労センター、あそこが県から移管されたときにあそこへ女子短大を誘致したらどうだと。もう35年以上前ですね。というような話もしましたが、もう今、それは時遅しです。行政政治は何をするかというと先を見越してやること。今、町長が進めようというしだれ桜の日本一計画も先を見越しての計画だと思います。そうした先を見越した計画の中で、元鯉沢町長の柳沢勇町長、あの町長とも本当に昵懇にお付き合いさせていただいた中で、町長を退職してその後、旅行先で「おい川口。ちょっと土産屋に行こう」というような誘いを受けました。町長いわく「私はこうして土産屋を歩くのは、買い物好きではな

いんだ」と。「見ることによって勉強になるんだ」と。「私は町長はしたけども、政治にも行政にも経験がなかったけども町長をやらせてもらった」と。最初とにかく町長室へ行って座って見たら大法師が目に入って、あそこへとりあえず桜でも植えるかということから今の桜百選に選ばれる名所になったわけです。

しいて言えば、あの大法師の桜は鯉沢の今の宿というか、宿通りを行ったでは、運転しながらではおそらく桜は気が付かない場所にあったと思うんです。今度はバイパスに出たから、あの通りを通れば堤防際の桜、それから大法師の桜が車に乗っても眺められるんですが、当時はとにかく車に乗って「いい桜だ。次に見に来よう」というような地形ではないはずだったんです。その当時、今言う峡南勤労センターは八日市場のバイパスの対岸、いわゆる勤労センターのグラウンド脇へ桜の1千本も植えたらどうだという提言もしました。おそらくそのとき植えておけば相当、良い桜になったと思います。それが行政であり政治であると思うんです。私はいつも思うんです。言うんです。不可能を可能にしてこそ行政や政治の力だと。今はよしではなくてですね、ですから先ほども町長の答弁では直売所もこういうふうにあると言いながらも、これから身延町に3つインターが出る中で一番、この国道52号へ出入りする車が多い橋はどこか。まず私は個人的に峡南橋だと思います。峡南橋ということになるとインターチェンジが違うではないかという話になるかもしれませんが、今の町の形態を見ますと先ほど申し上げたように下部地区には下部の道の駅、身延にはいわゆる南側のゆばの里、今度、北側へ町の駅、そこへ先ほども盛んにあげばの大豆の推奨を町長も語っておりましたが、そこをあげばの大豆の一つの大きい看板をかけて拠点として、今言う農産物の直売所、できればセレモニーの反対側あたりに設置すれば、それは町としてまた峡南地方のちょうど中心的な位置になります。峡南地方の総合観光案内所も兼ねたような施設、そこへ観光でいらっしゃる受け皿として大型トイレを設置して大型バスの対応ができる施設、それはこれから観光で進める以上は絶対必要な設備ではないか。やはりトイレというのは今の時代は、昔はドライブインを民間でつくって、バスのいわゆるトイレ休憩をしたんですが、今はそういった民間の施設がなくなった状況です。これから身延町が観光へ力を入れて、いらしてくださいというのであれば広場と、できれば立派なトイレを設置することによってお客さんも安心して身延町へいらっしゃってくれるのではないかと。クラフトパークが道の駅になっているといっても、あそこにはトイレ休憩で入る車が何台ありますか。やはり国道52号、いわゆる生活道路を基盤とした中でもって、これからの観光というものを進めていかなければ、安易に他所にあるからというような考えではお客さんは来てくれません。

ついでに私が小豆島へ行ったときに島巡りをしました。その島巡りをしたあとロープウェイに乗って下りたわけです。そうしたら直売所のおばさんが「どちらからいらしたんですか」「山梨から」「山梨からせっかくここまで来てくれたなら町でもって1億円かけたトイレがそこにありますからぜひトイレへ寄ってってください。」そのトイレはやはりそこへ行った人しか使わないトイレ。逆にでは身延町で、あそこへ1億円のトイレを造ったということになれば通る車、おそらく列をつくってトイレに並ぶと思うんですよ。だからそういう逆の考えかもしれませんが、やはり行政としてどういう形で客を迎え入れるか、その体制づくりは執行部、町の考えとして進めるべきではないかと思います。その点、町長の考えを伺います。

○議長（野島俊博君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

身延町は実は玄関口と呼ばれるのが私の考えですと、西嶋がそうですし、また下部の道の駅の300号もそうでしょうし、そして豊岡もそうでしょうし、県道沿いの大島もそうでしょうし、そしてそれに3つのインターがやはり玄関口となると思っています。その中で先ほど来言っていました六郷インターは、そこで有料から無料になるということで、場合によると静岡方面のほうから来る方が有料を避けておける可能性もありますし、いろいろこれから来年、六郷インターまでは3月に開通しますので、静岡側からは来ないですが、車の動向等を見たいと思っています。

そして私としてもやっぱり先ほど言っていたように今やるべき施策と将来を見据えた施策、こういうものというのはやっぱり混在してやっていくべきだと思っています。今だけ見ても将来のまちづくりにはなりませんし、将来だけを見ても今がよくなりません。だからそういうもののバランスをやはり私としては考えながら施策を展開していきたいと思っています。

この道の駅につきましても、またもちろん既存のものもうまく使わせてもらうんですけども、先ほどの広島議員さんのときも申し上げましたけども、それと並行して本当にいい場所があればそういうこともまた検討してまいりたいと思っています。

以上でございます。

○議長（野島俊博君）

川口君。

○10番議員（川口福三君）

それはたしかに時期的な問題等もあります。だけど今、もしあそこをやるという腹が決まれば、今のバイパスまで地上げしなくても、そういう施設は多少道路から低くてもいいと。その残土は中部横断道をはじめ、これから搬出されるリニアの土が出ますね。そういった利用策のもとに結局、施設広場は可能だと思うんですよ。ですから今のそういった道路開発問題と合わせた中での進め方とすれば、今が絶好のチャンスではないかと思います。

もう1点は結局、今、中学校も中央へというような形で昨日、教育長も答弁いただきましたが、今、身延町でも北部地区が非常に活気がない。ですからその活気を取り戻す上においてもそういった町としての政策も必要ではないかと。私をはじめ、かなり多くの人が野菜作り等もやっています。私も議員にならさせていただいてからいろいろ作物を作るようになりました。なぜかというに行けばお年寄りが何を作ってもサルやイノシシにやられて作るものはないという話しか聞かないわけです。それはやはり自分が作ってみなければ人にも話ができないということから、よその畑、いわゆる荒れ果てた畑を三本歯のクワでもって掘り起こして、それでそれから畑をつくっていますが、今現在もやはり作ったものを直売所へ持っていけばいいんですが、私のことですからあっちへやりこっちへやり、喜んでくれます。ですからこの農家で作って、そういう施設へ出すということは非常に年寄りにとっても励みになるわけですね。日本の道の駅のいわゆるグランプリを獲った豊富の道の駅、駅長をやった萩原さんがここは農家ばかりではないんですよ。家の先で咲いた花を4、5本束ねて持ってきておけばお客さんが買ってくれるというんですよ。ですからそういった施設はやはり農家ばかりでなくて多くの人が利用できる。そしてお客さんも寄る。それがやはり道の駅としての効果ではないかと思います。

ですから町長の今言うあけぼの大豆に対する施策の中心的な場所として、あけぼの大豆の大

きな看板を立てたりして、北口の玄関口としてまた中部横断道の開通後のいわゆる52号の寄り場として、ぜひともその施設をお考えいただきたいと、このように思っております。またその観光についてはやはりもう口が酸っぱいぐらい身延山、下部温泉、和紙の里、本栖湖というように言われるんですが、全町的な観光は何かと。これは身延町のこの地形ですよね。この富士見山へ登っての朝の富士川の朝霧のかかった情景、これは素晴らしい、よそにない情景だと思います。この自然の身延町の財産、これを観光に結び付ける、全体をですね。それには先ほど申し上げましたように里山整備等もした中で進めていくと。だから事業とすれば大きな事業になるかもしれません。しかしこれからのまちづくりは、そうした点をこの自然財産をいかに活用するかがこれからの行政としての進め方ではないかと思えます。

それでは最後の教育の充実について、過日、中学校新校舎建設検討委員会からの提言が示されました。この提言内容について町長のお考えはどのようなお考えであるか。

○議長（野島俊博君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

昨日も回答はさせていただいたんですが、中学校の新校舎建設検討委員会の提言、これは町の中央に中学校を建設することについてですけども、複数の議員より意見を求められておりました、すでに今も言いましたとおりお答えをしたとおりであります。議員の意見が教育委員会に提出されまして、教育委員会は中学校建設検討委員会委員を委嘱いたしました。検討していただき、そのあと提言を受けたところであります。これからは教育委員会が建設検討委員会の意見を斟酌して中学校建設について方針なり目標なりを定めていくこととなります。

今後、教育長、教育委員の皆さんとは中学校の建設について協議・調整をしていかなければならないと考えております。今、お答えできることはそれぞれの立場の皆さまが、また大勢の町民の皆さまが町の宝である子どもたちの健全育成と教育環境の整備・充実について議論していただいていることに感謝するとともに、私も教育環境の充実に向け鋭意努力してまいり所存であります。

以上でございます。

○議長（野島俊博君）

川口君。

○10番議員（川口福三君）

今の中で、この総合計画について、今後進める上においては委員会というかそういった組織も組みまれると思うんです。その人選はどのような形でもって人選をされていくのか伺います。

○議長（野島俊博君）

笠井学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

学校教育課の現体制は出先の部署を除くと教育総務担当が2名、それから学校教育担当が3名、学校統合推進担当が2名であります。私を含めまして8名体制で行っているところであります。

学校統合推進担当は、平成27年度は中学校の統合準備を主な業務とし1名でありました。平成28年度は中学校の統合関係のまとめ、それから小学校の統合推進などの業務がありまして前年度に比較して業務量が増加したため2名体制で今、担っているところであります。

平成29年度は学校統合の業務は平成30年4月に統合する身延小学校と大河内小学校の準備が主な業務となります。よって本年度の事務量と比較すると減少いたしますので、学校統合また学校施設の整備を同じ担当に担ってもらおう、そんなふうを考えているところであります。

今後、担当名の変更も含め人的体制の確保を教育長、町長にお願いしてまいりたいと、そんなふうと考えているところであります。

○議長（野島俊博君）

川口君。

○10番議員（川口福三君）

今の今後の進め方については伺いましたが、この統合について昨日、身延中学校へ統合してから私も初めて行って、校長先生にお会いしようと思っていったら校長先生が留守で教頭先生とお話ししてきたんですが、この統合に向けては教育委員会ではクラブ活動がチームプレーができる、いわゆるクラブ活動にするのも1つの目的だとかこういうような答弁もされました。しかし過日の野球にしても鯉沢・増穂が連合でチームを組まなければチームにならない。そしてクラブ活動自体も今、スポーツが5部、文化部は吹奏楽部1つだと。結局スポーツクラブへ属さない、吹奏楽にも入らない子どもはどうしているんですかといったら文化部という部をつくったと。では文化部ってどんな部ですかと言ったら結局内容はまだあまり決めていないと。とにかく寄って手芸をやったりするような、文化部というからこれは演劇部かなと思ったらそうした部もないというような状況。しいて統合する前、中富中の場合、たしか生徒数も少なかった。しかし9人の野球のメンバーを含めて対外試合もやっていたんですよ。そうあって結局、昨日行った中で5つの部のうち、今の流行のサッカー部はないんですかと言ったら、いやサッカー部はありませんというような状況です。

ですから今後中学校のこういうクラブ活動をはじめ文化活動にしても学校が統合したらどんな状況か。今、この5つあるスポーツクラブにしても男女があるのはバドミントンとテニスだけ。あとは男の野球、柔道、それからバレーは女子だけというような状況です。だから結局、今言う数からして子どもが増えた割合、クラブ数が少ないなど感じて帰ってきたんですが、このへんやはり町の義務教育の中で一番必要なことは、もちろんこうしたクラブ活動も必要ですが地域の行事、その地域における伝統文化を継承するような行事への参加、それもなかなかしかならないというような答弁をいただきました。やはり義務教育というのは何か。地域の人たちと「おはよう」「こんにちは」「こんばんは」のあいさつもできないバス通学、こうしたことが果たして子どもたちにとっていいのかな、ただ生徒数が多くなってその中で切磋琢磨することがいいのか、そういう会話もない通学の中で学校に通うのがいいのか、非常に私も疑問を感じて帰ってきましたが、やはりこの教育環境の中にはそうした地域と連携をしながらの教育、これが絶対必要ではないかと。小学生を対象にした郷土愛を育む教育と町長も掲げておりますが、このへんでは西嶋の沢奥のお神楽なんかもその一つです。ですからそういう地域行事に積極的に参加できるような形の子どもの育てる、ぜひともまた教育委員会をはじめ町当局もその考えを持って進めていただきたいと、このように願って私の質問は終わります。

以上です。

○議長（野島俊博君）

川口福三君の一般質問を終わります。

議事の途中ですが、ここで昼食のため休憩とします。

再開は午後1時からといたします。

休憩 午前11時28分

再開 午後1時00分

○議長（野島俊博君）

議事再開前ですが、ここで鈴木教育長の発言の申し出と資料の配布の申し出がありましたのでこれを許します。

鈴木教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

大変、貴重な時間をいただきまして誠に申し訳ありません。

本日の山梨日日新聞の、お手元にお配りしてございますけどもこの記事が載ったわけですがこの文面を見ますとこれを見た方においては誤解を与えるような記事になっておりましたので真実を申し上げたいと思います。

中学校の新校舎建設につきましては、昨日の一般質問におきまして私のほうから学校施設の総合整備計画の策定に平成29年度着手をする。それから身延中学校の校舎は町の中央付近に建設する方向で本計画の中で検討すると答弁をいたしました。これがすべてでございます。しかし、この新聞の記事を見ますと例えば冒頭に「身延中、町中央へ移転」だとか右のほうの見出しの中にも2行目に「町の中央付近に新校舎を建設する方針を明らかにした」とか私が意にしていない部分が掲載をしております。このへんはぜひ議員の皆さまには昨日答弁したことがすべてでありますので誤解のないようにぜひお願いしたいと思います。

また本文の中で2つ目の区切りの中に「鈴木教育長は取材に対し住民の要望を考慮して、ここまではいいんですが「町中央付近へ校舎を新築することにした」とはっきり書いてあるわけですが、こんなことは私は申しておりませんので、一応この点につきましてははっきり私のほうから申していないということを議員の皆さまにお知らせをするわけであります。ぜひご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（野島俊博君）

鈴木教育長、この新聞社への抗議はどういうようにしますか。

鈴木教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

すみません、言葉足らずでした。

そして私はこの新聞記事を今朝、配られましたので見ました。びっくりしたわけですがすけども、今朝、登庁をして早速この記者のほうに直接、電話をいたしました。私はこのようなことは言った覚えがない。それから私の意としているところと違うということをはっきり申し上げたところでございます。

以上です。

○議長（野島俊博君）

それでは休憩前に引き続き、議事を再開します。

次は通告の7番、柿島良行君の一般質問を行います。

柿島良行君の質問を許します。

登壇してください。

柿島君。

○4番議員（柿島良行君）

通告に従いまして一般質問を行います。

1番目の質問でございますけれども国道52号線利用者の休憩拠点として豊岡ゆばの里周辺の環境整備について伺います。

先ほど同僚議員の質問の中で北の玄関口という言葉で質問、お話がありましたが私は国道52号線に対する身延町の南の玄関口ということで質問させていただきたいと思います。

このことについては私が昨年3月定例会において、中部横断自動車道開通後における国道52号線利用車両の減少予測に対する対応について質問した内容に関連します。

中部自動車道の全線開通は平成31年の予定となったということが11月22日に国土交通省から新たに発表されたところです。中部横断自動車道開通は防災や地域振興など多くの面での効果が期待され、早期全線開通を待ち望むところです。

反面、52号線の交通量は平成26年12月の時点で約23.8%、現在より1日約3千台の通行量の減少が予測をされておりました。この交通量の減少による52号線沿線の衰退をまだまだ多くの皆さんが心配をしているところです。前回3月の質問の答弁の中で町においてはその衰退の対応策として観光による積極的な誘客や商工業の活性化に向けて関係者が連携して改善に努めるということで現在いろいろと努力をされていることも承知しております。総合戦略アクションプランにおいてもその具体的施策内容の中で道の駅、和紙の里、ゆばの里など特徴的な施設の魅力アップが取り上げられております。現在ゆばの里も指定管理者の経営努力により、ゆばの知名度は徐々に上がってきており、最近ではゆばを目的に訪れるお客さまも増加してきております。

私はゆばの里が静岡や京浜、関西方面から身延町を訪れる皆さまの南の玄関口だと信じております。玄関だからこそ入ってくる人、出ていく人により印象を与えなければなりません。身延に入ってくる人は、これから身延を巡っていただくために「身延に着いたよ」とほっとして、ゆったりとそこで体や気持ちを癒していただき、それから国道52号を北上して身延山を巡り、また下部温泉から300号を利用して本栖湖へ、または中富から52号を通過して長野方面へと利用していただくことができると思います。その玄関口として町内の観光案内所的な役割もゆばの里が果たすと期待をしております。身延を巡ったお帰りには身延で十分楽しんだことをそこで一服しながら思い出していただき、身延を巡った余韻に浸っていただき満足した気持ちでお帰りいただけるようなスポットとして、次に身延に来るときは身延の玄関はこんなところだよと、そのゆばの里に立ち寄り目的を持って、また再度身延に来ていただけるような複合施設として整備活用することが国道52号線に利用者を誘導し、またさらに玄関口である豊岡をはじめ52号線沿いの地域の活性化を促し沿線の衰退防止に役立つものと思っております。

このような観念からこれから何点か私の思いを申し上げますので町のご見解をいただきたいと思えます。

まず第1点目として非常にアルカリ度が高く素晴らしい泉質であるといわれている大城川湯平温泉があります。以前にも大城川湯平温泉の活用についてご提言申し上げ実現をさせていただいておりますけれども、さらに大城川湯平温泉をゆばの里に誘引してゆばの里に足湯として整備をする。そしてドライブで疲れた体を足湯に入って癒していただくということができない

かと思うわけでございますけども、ご見解をお願いいたします。

○議長（野島俊博君）

柿島観光課長。

○観光課長（柿島利巳君）

お答えします。

本町の観光エリアを観光者等が周遊する場合、南部町からゆばの里へのルートが本町の南の玄関口となります。この場所にあるゆばの里の魅力アップは本町の観光にとって重要であると考えます。総合戦略におきましても、その魅力アップが計画されているところです。その中の1つの事業として、本年度インバウンド対応による観光案内看板の改修事業を進めているところです。さらなるゆばの里の魅力アップのための周辺整備として地域資源である大城川湯平温泉の活用も重要な要素と考えますが、設置方法や経費面等において課題もありますので温泉の活用も含め、ゆばの里の総合的な魅力アップについて検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（野島俊博君）

柿島君。

○4番議員（柿島良行君）

ゆばの里から大城川湯平温泉まで距離も結構、2キロぐらいはあると思います。場所も大城川沿いということではいろいろな課題もあろうかと思っておりますけれども、非常にお客さまに喜ばれる施設になると思いますので前向きな検討をさらにお願いたします。

次に人が集まるところには、先ほどの同僚の質問の中にも1億円のトイレの話がございましたけれども、人が集まれば必ずトイレというのは付きものだと思っております。今、ゆばの里が開いているときには中にあるトイレが使えますけれども、ゆばの里が開いていないときには使えるトイレはございません。やはり人を寄せるためには自由に使えるトイレを整備することが絶対条件になるのかなと思っておりますが、このことについていかがでしょうか。

○議長（野島俊博君）

柿島観光課長。

○観光課長（柿島利巳君）

お答えします。

現在ゆばの里近辺においてのトイレの整備につきましては、身延山総門と山門に公衆トイレが設置されております。町内各観光エリアにおきましては各観光拠点施設内や施設の敷地内にトイレや駐車場が設置され、施設利用に合わせてトイレが利用されている状況であります。利用に際しましては特に制限等はなく、ある程度自由に利用できている状況です。本町の南の玄関として、まずゆばの里が設置されております。大勢の方に利用していただくためには、施設の利便性を向上させていかなければなりません。トイレも含め施設の利用の向上に向け今後の状況を確認する中で検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（野島俊博君）

柿島君。

○4番議員（柿島良行君）

ありがとうございます。よろしく願いたします。

続きまして、これもトイレと同じように必須条件になると思いますけれども、疲れたな、ちょっと一服しようか、コーヒーでも飲んでいくか、大体そういう気持ちに休憩所に入ると思っています。今ゆばの里の中に食堂、ゆば料理を中心にした食堂がありますけれども、もっと簡単に利用できる、気楽に利用できる軽食喫茶等の飲食できる施設を整備することも必要だと思っておりますが、これについてはいかがでしょうか。

○議長（野島俊博君）

柿島観光課長。

○観光課長（柿島利巳君）

お答えします。

現在ゆばの里には施設内にゆば定食等の食事処が1カ所あります。ここはゆば関係の専門店として営業しています。この専門店の中に軽食喫茶を設置となると、ゆばの里としてのイメージに合うのかも考慮する必要があります。また駐車場の一面にアイスクリーム等を販売する施設があります。軽食喫茶となりますと施設に立ち寄ったときなどに気軽にということでは現在アイスクリーム等を販売している施設を改修などしてでも可能ではないかとも考えますが、できるだけゆばの里の店内に入っただき、お買い物を楽しんでいただきたいとも思います。新たに設置となると場所、費用、維持管理等も考慮しなければなりません。いずれにしても現在、指定管理者として企業組合身延ゆばの里とよおかが事業を行っていますので、整備に関しましては指定管理者等と協議し連携を取っていきたいと思います。

以上です。

○議長（野島俊博君）

柿島君。

○4番議員（柿島良行君）

提案があと2点ぐらいあるんですけども、次の提案はゆばの里の隣接地には旧豊岡小学校校庭があります。最近では愛玩犬を連れて家族でレジャーを楽しんでいる人たちも多く見受けられるようになっております。犬と人が一緒に休憩できる施設の整備を考えます。そのために旧豊岡小学校校庭を活用して、小規模でいいですから犬と人が一緒に休憩できるドッグランを整備し、その他の場所を芝生広場として自由にくつろげる場所としたらどうかということを提案します。いかがでしょうか。

○議長（野島俊博君）

柿島観光課長。

○観光課長（柿島利巳君）

お答えします。

旧豊岡小学校のグラウンドは現在、地域の祭りなどで使用される程度で年間を通してほとんど利用されていない状況です。場所的にはゆばの里に隣接しています。最近ではペットの犬を連れて旅行などをする方もよく見かける光景ですが、身延町あるいはゆばの里への誘客としてドッグランや芝生広場の設置が必要なかどうか。あるいは設置費や維持管理経費、衛生面、関係者や地域の皆さまの意見などを確認する中で今後、検討していきたいと考えます。

以上です。

○議長（野島俊博君）

柿島君。

○4番議員（柿島良行君）

今のことは、誘客と同時に今ほとんど使われていない旧豊岡小のグラウンドの再活用にも結び付くと思います。よろしくご検討をお願いしたいと思います。

最後に中部横断道を利用するお客さまに横断道を走りながら身延を再発見・再認識していただけるために先ほど言いましたように静岡、京浜、関西方面から北に向かって横断道を走るお客さまを南の玄関口、中野にできます南部インターでおりにていただいて52号を通過、また中野のほうへ出ていただく、あるいは本栖湖のほうへ出ていくという目的のために中部横断自動車道から身延におりることを誘導するために南部インターチェンジの静岡寄りに大型看板を設置して身延町を再認識して「そうだ、身延へ寄ってはいかがか」と、そこで52号へおりにていただくというふうなために大型看板を設置することを提案するわけですが、これについてはいかがでしょうか。

○議長（野島俊博君）

柿島観光課長。

○観光課長（柿島利巳君）

お答えします。

静岡方面から中部横断自動車道を利用したお客さまの身延町内への誘導看板の設置についてですが、国土交通省の説明では南部インターまでの開通はトンネル工事の進捗が順調な場合、平成30年度開通との説明です。これに間に合うよう必要性、設置場所、経費関係等、関係者等と協議して対応していきたいと思います。

以上です。

○議長（野島俊博君）

柿島君。

○4番議員（柿島良行君）

私、今まで5項目ほど提案をさせていただきましたけれども、やはり南の玄関口でありますゆばの里が身延を訪れる方に安心して休憩できる複合施設として活用され、交流人口が増えることを期待しての提案でございます。

最後に総まとめとして交流人口を増やすことを目指している望月町長に、総まとめとしてこのへんのご見解をお伺いします。

○議長（野島俊博君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

午前中の答弁でも申し上げましたとおり本町には玄関口になる場所というか、方面がいくつもありますのでバランスのいい誘客を図るように調整をしてまいりたいと考えております。

ゆばの里につきましても町の特産品でありますので活性化が図られますよう今後、関係機関等と検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（野島俊博君）

柿島君。

○4番議員（柿島良行君）

ぜひ観光課長の検討するというふうなご答弁をいただき、町長からも前向きな答弁をいただ

いたわけでございますけども、やはり身延へ来ていただく、桜の里等と同じような目的でそれらをなお生かすためにもこのようなことをぜひ検討するというで終わらなくて、検討しながら実施に向けて努力するというような形でもよろしく願いをいたしたいと思っております。

それでは続きまして次の質問に入らせていただきます。

2点目の質問は、ふるさと納税についてでございます。

ふるさと納税制度は多くの自治体において工夫を凝らしながら積極的に活用されている状況でございます。本年6月の新聞報道によりますと平成27年度の県内のふるさと納税額は前年に比べて4.4倍に増加したと報道されております。当身延町においては前年比金額で91万1千円の増額であったということが報じられております。

そこで身延町のふるさと納税の現況についてお伺いしますが、よろしく願いいたします。

○議長（野島俊博君）

佐野政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

お答えします。

ふるさと納税制度につきましては平成20年度から実施をしております。平成27年度までの8年間のふるさと納税の総額は278件、3,954万8千円をいただきました。一番多いときは平成25年度で34件、639万6千円。最少額は平成26年度25件、367万4千円でございます。平均としましては35件で494万4千円をいただいた形になります。平成27年度は40件、458万5千円をいただきました。

以上でございます。

○議長（野島俊博君）

柿島君。

○4番議員（柿島良行君）

今、平成27年度458万円のふるさと納税があったということでございますが政策室長、当然ふるさと納税が身延町へ入ってくるという反面、これは制度ですから身延町からよその市町村へ出ていく納税もあろうかと思っておりますけれども、このふるさと納税の良いところは納税した金額に応じて税金が還付されるということでございますが、これは町にとってマイナスの要素になるわけで、例えば458万円の納税があつて500万円の減税をした場合には42万円の町の損失になるわけですね。このへんは今、身延町の状況としてはどんな状況になっているか分かりますか。

○議長（野島俊博君）

佐野政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

単年度ということで例を申し上げます。平成26年の税額控除額でございますが、182万9千円でございます。それでふるさと納税額は429万円。差額は246万1千円ということで、このときはまだふるさと納税の金額が多かったということです。平成27年度につきましては税額控除が466万9千円ということで、それに対してふるさと納税額が506万4千円。返礼品を設けましたので返礼品は22万7千円かかりました。合計しますと差額につきましては16万8千円ということで、とんとんという形になってきている状況でございます。

以上でございます。

○議長（野島俊博君）

柿島君。

○4番議員（柿島良行君）

現況について、ありがとうございました。今、大体とんとんだということでございますけども、やはり税収というのは年々、納税者の減少等によって減ってきていると思いますけども、そういうところを補完するためにも、よそからの皆さんからいただく納税は非常に価値があるというふうに思っているわけでございますが、このふるさと納税を積極的にPRすることによって必然的に身延町の良いところをPRできると、町のPRになると思っておりますけれども、今、身延町でふるさと納税に関してのPRはどのようなPR施策を行っているのか、お伺いします。

○議長（野島俊博君）

佐野政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

本町で行っていますふるさと納税のPRでございますが、ホームページにふるさと寄附金というバナーを設定してあります。そのバナーをクリックすると身延町ふるさと応援団員募集というところへ移動することになっております。内容につきましては「ふるさと応援団としてふるさと納税制度を活用した寄附を身延町にさせていただける方を募集しています」という言葉を表示し、またふるさと納税制度の説明と電子申請サービスおよび特典を掲載させてもらっております。ホームページという形で、PRをさせていただいております。

○議長（野島俊博君）

柿島君。

○4番議員（柿島良行君）

PRについてホームページというのは今、一番流行っているPRの方法でございますが見た人が、あるいは納税した人がまたPRしていただけると大変ありがたいと思っております。

総務省においては、ふるさと納税に対する高額の品物や換金性のある返礼品の自粛を求めていると何回か新聞紙上で報道もされておりますが、実態は各自治体においてふるさと納税の制度がある以上、それを工夫を凝らした特典を考えてふるさと納税の獲得が自治体間の競争になっている状況があるように思えます。

そこで今、身延町のふるさと納税者に対する特典、先ほどちょっと返礼品の金額を差し引いてというお答えがありましたけれども、返礼品については今は現状、何を使っているのか教えていただけますか。

○議長（野島俊博君）

佐野政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

今言われましたようにふるさと納税制度は、納税者が自発的に納税をして税額の控除を受けられる制度でございます。しかし納税者に特典を与え、ふるさと納税を増やしていくことが数年前から始まって増えております。

本町ではふるさと納税者への特典は本来の趣旨から外れるのではないかとということで控えておりましたが、平成27年2月から設けさせていただき身延町の特産品セットを寄附の金額によって贈呈をさせてもらっております。3万円以上の場合は1回贈呈、10万円以上の場合は

2回贈呈、30万円以上の場合が3回贈呈、50万円以上の場合が今4回贈呈というようなことで贈呈をさせてもらっております。また寄附をいただいた方すべての方には湯之奥金山博物館、木喰の里微笑館、なかとみ現代工芸美術館、この3施設の観覧の無料券を贈呈させてもらっております。

以上でございます。

○議長（野島俊博君）

柿島君。

○4番議員（柿島良行君）

今、返礼品の特産品セットという話がありましたけれども、入場料無料というのは身延に来ていただかなければ使えませんので身延へお客さんを引っ張る一翼を担っているかと思えますけれども、今、人口減少が非常に進んでいて問題になっているわけでございますけれども、先ほども言いましたけども、こういう中でこれから税収が伸びるというのは非常に考えにくくなっている現状であると思えます。

そこで先ほども話がありましたけども、町からよそへ出ていくふるさと納税もあるし、よそへやる納税者の中にはやはり今言ったような返礼品を目的として、あっちのほうがいいな、こっちのほうがいいなという方もおられると思うんですね。それで私は身延から生まれ育って、町長の言ではありませんけども、生まれてよかった 育ってよかった でも住めないよ、よそへ行ってしまったという方も大勢いるわけでございます。またそういう中でご両親を身延の自宅に置いて若い人たちがよそで生活をされているという人も大勢いると思えます。そういう人たちは心の底には必ずふるさとである身延を思う心、身延へたまには帰りたいなという思い、これは相当強いものがあると思えます。そういう方、それから先ほど入場券の話がありましたけれども、ふるさと納税をした人がこれが身延にあるのかと。特産品セットもそうですけども、贈ったことによって身延にこんなものがあるのかというような認識を持って身延町を訪れたいくなるようなPR活動、これは積極的に続けていかなければならないと思えますけども、先ほどの返礼品とした特典についても特産品だけ、品物だけでなく町の数多くある観光、あるいは山、川、田畑等、自然環境を生かした特典を工夫し、さらにふるさと納税額のプラスの増加を目指すことが大切だと思いますけれども、これからもっともっと納税額の増加を目指すことが必要だと思っておりますけれども、このことについて町の見解、あるいは今後の取り組みについて計画があれば伺いたいと思います。

○議長（野島俊博君）

佐野政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

このふるさと納税制度につきましては、主に都会の方や町外の方が本町に寄附をしていただくことを目的としております。また先ほども議員さんのほうからも触れましたが、身延町の町民の方も町内や町外へ寄附することにより町税の寄附金の控除が受けられております。これによりまして少なくとも本町の町税も減少しております。26年と27年、先ほど言いましたが町税の税額控除が284万円も増えているという状況でございます。このように単純に計算していきますと平成28年、本年は町税の寄附金控除が昨年より増加してしまうのではないかと、ふるさと納税額との差額が、納税額のほうが少ないではないかというような予想もしております。

ふるさと納税制度は先ほど議員さんが言われましたとおり、生まれ育ったふるさとに貢献できる制度でございます。また自分の意思で応援したい自治体を選ぶことができる制度として創設をされております。本町ではこれまでと同様にホームページでの周知を行うとともに先ほど言われましたとおり同窓会、同級会へ参加するときは身延町へのふるさと納税の呼びかけを行っていただきたいと思います。

また平成29年度からの実施を目指して、町内にある品物の提供につきまして特産品セットだけではなく広く募集をしたいと考えております。また品物だけではなく幅広い種類の町内の資源などの活用を図り、納税者が納税金額により選択ができるような形で今、流行のインターネットサイトを活用して全国に発信してPRをしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野島俊博君）

柿島君。

○4番議員（柿島良行君）

ただいま、ふるさと納税の収入額と税金の還付額が逆転するかもしれないというふうな説明でしたよね。これ逆転したら何にも効果がありませんので、そのへんのPRも町民に対しても現実を知っていただきながらやっていく必要があると思いますけれども、いずれにしても少しでも町へ入る収入が増えることを願っているわけでございます。ぜひ今後とも増額に向けた取り組みをよろしくお願い申し上げます。

最後の質問になりますけれども、私、飯富病院組合の議員もさせてもらっておりまして飯富病院の件について町のお考えをお伺いしたいと思います。

飯富病院は昭和29年に開院以来、一部事務組合の公立病院として長い間、地域住民の医療福祉の推進に大きく貢献をしてきております。これからも公立病院としてしっかりとした健全経営の中で地域の皆さまから信頼され、頼りにされる病院として町民の皆さまの命を守り健康づくりを推進し、福祉を増進する役割はさらに大きく期待をされるところであります。

飯富病院が平成27年3月に総務省からの公立病院改革の推進についてという通知をもとに飯富病院改革プランを策定し現在、改革に取り組んでいる。さらには県内13公立病院中、累積赤字がないのは5つの病院だけで飯富病院も累積赤字がなく27年の患者数は人口減少、高齢化等のあおりを受けて減少しているわけでございますが、全体から見るとわずかですが、その中で100万円を超える純利益を出している、飯富病院が経営努力を続けていることも承知をしているわけです。

このような状況の中で飯富病院では27年3月の総務省の通知の内容をもとにして、去る10月25日付けで組合長である身延町長宛てに提出した飯富病院運営事業についてという提案文書が私の手元にあるわけでございますけれども、この町長宛ての飯富病院からの飯富病院運営事業についてという文書については、町長ならびに関係課長等は承知をしておりますでしょうか。

○議長（野島俊博君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（穂坂桂吾君）

10月25日、文書と同日の日なんですけど飯富病院事務長がその文書をもって中富のすこやかセンターに来所され、私とその文書を受領いたしました。のちに財政課長へコピーを送付し

たところでありまして、また町長に対しましても財政課長のほうから説明をしておりまして、その文書の提案内容については承知をしております。

以上です。

○議長（野島俊博君）

柿島君。

○4番議員（柿島良行君）

この文書を承知でいただかないと次の質問ができないわけございまして、今、課長の答弁のとおり承知しているということでございますから、この提案文書の内容は先ほど言った通知をもとにして総務省からの地方公営企業繰出金について地方交付税の算定基準に基づき病院事業の独立採算を維持し病院改革を推進するため町から病院への繰出金の算定基準を見直し、総務省の地方交付税の算定基準に沿った繰出金額の積算基準額に合わせた繰出基準として見直しをするよう求めているものであります。この飯富病院からの事業運営費の繰出基準の見直しの提案について、町のご見解はいかがでしょうか。

○議長（野島俊博君）

村野財政課長。

○財政課長（村野浩人君）

お答えをいたしたいと思います。

飯富病院が提案し求めていますのは、交付税額を確定するために用いられる積算により算定された額を病院への繰出金として繰り出してほしいと言っているものであります。

現在わが国では国民の身近な行政サービスの大半を各地方自治体が提供しております。しかしながら地方自治体がおかれている地勢や都市の形成過程などによって行政サービスの財源である税収入は団体間で大きな開きがあります。こうした状況によってどの地域に住む国民にも一定の行政サービスが提供されるよう交付税制度が設けられております。

本来、地方の税収とするべきところ国税として国が代わって徴収し一定の合理的な基準によって配分する。いわば国が地方に代わって徴収する地方税であり、地方の国有財源であります。地方交付税の用途は地方公共団体の自主的な判断に任されております。国が用途を制限したり条件を付けたりすることは禁じられております。飯富病院では先ほどの一定の合理的な基準、いわゆる交付税の配分額を求める算定基準に病院の経費割合が算出されているものでその額の繰り出しを求めているものであります。地方税であり一般財源でありますので特定な財源ではありません。また公立病院では公営企業であり独立採算が原則となっております。しかし現在において早川町、身延町、飯富病院の三者間において協議をし身延町分として公債費負担分の8割、約5,640万円と診療所5カ所分の1カ所200万円で1千万円、合わせて6,640万円を繰出金として補助しております。

以上でございます。

○議長（野島俊博君）

柿島君。

○4番議員（柿島良行君）

今、財政課長からの地方交付税に対するお考え、よく分かりましたけれども、この地方交付税が町に交付されるときに総務省の地方交付税算定基準というものがあるんですけども、交付されるときに交付金額の内訳というんですか、その交付金の算定の内容については交付された

ときに詳細に町で分かるようになってきているのかなど。例えば今の飯富病院に限れば病院に関連した交付税はいくらなんだよと。向こうから来るときに分かる仕組みになっているんでしょうか、お伺いします。

○議長（野島俊博君）

村野財政課長。

○財政課長（村野浩人君）

お答えいたしたいと思います。

交付税の算定には対費用額で算入をされるものと補正係数で算入されるものがあります。補正による係数で算入されたものにつきましては、金額の算出はこちらではできておりません。

以上でございます。

○議長（野島俊博君）

柿島君。

○4番議員（柿島良行君）

あと1点、飯富病院のこの運営事業についての提案文書は27年3月の総務省からの公立病院改革推進についてという通知をもとにして、それを参考にして作成されている文書でございますけれども、このような通知は飯富病院を公立病院として擁している身延町とか早川町に対しても同じような通知は発出されているんでしょうか。

○議長（野島俊博君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（穂坂桂吾君）

今回、飯富病院からの文書の中に平成27年3月31日付けの公立病院改革の推進についてという総務省自治財政局長通知があるという記載がありましたので、私のほうではインターネットを検索する中で入手したというのが実態でございます。

○議長（野島俊博君）

柿島君。

○4番議員（柿島良行君）

分かりました。ありがとうございました。なぜ聞いたかと言いますと飯富病院のこの中身はほとんどそれに基づいた部分で改善とか見直しを提案している、こう認識しておりますのでお聞きいたしました。

私もこの病院からの提案文書、何回か読んだわけでございますけれども、飯富病院が文書の中で記述している地方交付税、このまま算定基準に基づいた金額が町へ入っているはずだという前提のもとでつくられているように思われるんです。今、財政課長から地方交付税についての説明をいただきましたけれども、地方交付税についてそもそも双方の理解、あるいは認識は相当かけ離れているのかなど、大きな相違があるなということを感じるわけでございます。

そこで公立病院として思うわけでございますけれども、過日、広島の尾道市に公立みつぎ病院という病院があるんですけども、そこに研修に行きました。ここはその公立みつぎ病院を中心に市と一体となって医療や福祉の充実に努めており、この面では全国をリードする素晴らしい町になっているわけでございます。

飯富病院も組合立の公立病院として、これからますます高齢化するであろう町民の健康と医療、そして町の福祉を担う重要な役割があると思いますので、将来にわたり効率的に経営をし

運営ができるように町と病院の関係者が十分に協議・検討し、地方交付税の算出基準や地方交付税の中身、あるいはそれに基づく病院への繰出基準について同じ認識で理解をし、今後の対応を図っていく機会を積極的に双方で持つようにし同一認識、理解の中で公営公立病院としての経営が図られるよう努力する必要があると思います。ぜひこのようなちぐはぐなことが発生しないような形の中で、認識をしていただくようなご努力をお願い申し上げまして私の質問を終わります。

○議長（野島俊博君）

柿島良行君の一般質問を終わります。

議事の途中ですが、ここで暫時休憩とします。

再開は午後2時10分とします。

休憩 午後 1時55分

再開 午後 2時10分

○議長（野島俊博君）

休憩前に引き続き、議事を再開します。

次は通告の8番、渡辺文子君の一般質問を行います。

渡辺文子君の質問を許します。

登壇してください。

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

私は今回4点について質問をしたいと思っています。

今回の一般質問、最後ということをお願いをいたします。

新町長になって、やっぱりビジョンということで皆さん、いろんな立場から同じような質問がありまして、私も同じような質問をさせていただいたんですけども、やっぱりどういうまちづくりをするのかというところがこれからやっぱり大切になってくるということで重複している質問については、なるべく違う観点からしたいと思っていますのでお願いいたします。

一番最初にまちづくりのビジョンということで、私、常々お年寄りとか子どもたち、そして障害を持つ人たちが暮らしやすい町というのは誰にとっても暮らしやすい町だというふうに思っけて、そのために今までいろんな努力をしてきています。この町長のこれを見せていただいたときに、町民が元気で幸せに暮らせる福祉優先のまちづくりを進めますということで、なかなか今までこの福祉優先のまちづくりという言葉が聞けなかったものですから、福祉優先のまちづくりができたなら本当にいいなという思いで、そのために協力できるところは一緒になって頑張っていきたいなと思っています。

ただ、今の国の社会保障制度というものが改悪される中で町民の生活というのはやっぱり大変な、暮らしにくい状況、そして子どもたちは子どもの貧困とかやっぱり町民全体、国民もそうなんですけども町民全体が暮らしにくいこの世の中であってどういうふうにかこの福祉優先のまちづくりを進めていくのかということで具体的にお聞かせいただきたいと思っています。

○議長（野島俊博君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

ご質問にお答えしたいと思います。

私が町民が元気で幸せに暮らせる福祉優先のまちづくりを進めると申しあげました思いは昨日の芦澤議員のご質問にもお答えしたところでございますけども、身延町にはいろんな計画がございます。この計画のもと具体的な施策の立案にあたっては今後、職員にその認識を共有してもらいながら町民の生活課題を十分把握した上で効果的な事務事業を実施していきたいと思っています。

なお、すでに総合戦略の事業として独自の施策を多数打ち出して、もうすでに実施しています。今後も必要な施策は積極的に導入してまいりたいという思いであります。

以上でございます。

○議長（野島俊博君）

渡辺さん。

○11番議員（渡辺文子君）

子育て支援で保育園から小学校、中学校までの入学金とかやっぱり今までにない福祉の施策が数々出てきたということで保護者の方たちも給食費半額補助とか、今までにない施策ということでとても町民は助かっているというのが現実だと思うんですけども、ただ子育てだけでなくお年寄りの問題とか介護の問題とか障害者の問題とかいろいろやっぱり課題が私はあるのではないかなというふうに思っているんですけど、そういう面で高齢者福祉とか、それから介護福祉とか、介護の問題はもう負担が重くなるというような、特に後期高齢者の医療も負担が重くなるというような目に見えてそういうものが出されているわけですけども、そういうことに対してもやっぱり昨日の町長の答弁の中でも国ではなくて身近で一番分かっているのは町だから町民の生活実態をきちっと把握するというふうに力強いお言葉をいただいたんですけども、そこだと思っんですね。やっぱり一番身近な行政である町が、町民がどういうことで悩んで、どういうことで苦しんで、どうしてもらいたいのかということをやったり、私たちもそういう声をこういうところで届けたりするんですけども、行政として把握をして、それに対してどういう施策を展開していかねばいけないのか、この町で。そういうことをやっぱり課題としているんな施策が考えられると思うんですけど、町長のこの福祉優先のまちづくりの具体的に子育て支援ということで、障害者の昨日お聞きをしたんですけども、あとの分野ではどういったような施策がこれからされようとしているのかなということでもちょっとお聞きしたいと思いますけど。

○議長（野島俊博君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

身延町は高齢化比率43%と申しあげましたけども、非常に高齢化の高い自治体でございます。よく耳にするCCRCという言葉があると思いますけども、国でいうCCRCは都会の高齢者を元気にうちに地方へ行っていただいて、地方で活躍をしたあと地方の施設でということでございますけども、本来それは都会に施設が足りない、逃げの施策といいたいまいしょうか、私はそう思っております。本町においてもすでにこの地形的な面からいって、ここが都会というわけでもないんですが、地方という部分、要は各集落に孤立した方々、孤立と言うんでしょうか、孤独でいらっしゃる方々、高齢の夫婦、そういう方々がおりますので、できれば私とすれば身

延町版のＣＣＲＣみたいなものを関係機関と連携して、検討をまずしてまいりたいと。これは総合戦略の中でも位置づけとしております。

それとぬくもり事業といひまして、やっぱり買い物不便、病院に行くにもいろいろなバスなんかもあるんですけども、そういう方々の手助けをするような事業を町民の税から、提案予算ということで実は採択をしたものもあります。これも今、一生懸命具体的な動きをつけようとして検討しているところであります。

あと消費生活相談員というのがございまして、県のほうにも消費生活センターがございまして、実はこれ法律が改正になりまして5万人以上の市であればそういうセンターを置きなさいと。各町村においても相談員を設置しなさいという法令なんですけども、実際のところ今、町村で独自で設置しているところはございません。それぞれ、例えば富士五湖であれば吉田とか、ああいう大きな市の中へ各まわりの町村が乗かって消費生活の相談員を設置していると。実は身延町は峡南の広域で置いたらどうかということで提案をしたんですが、それぞれ峡南5町も生活圏が実は違ひまして、南部はどうしても静岡方面との消費生活の関連があります。富士川と市川三郷は甲府方面、南アルプス方面。そういうことであまりうまく調整ができなかったものですから、ただやはり身延の場合は高齢者も多い、そしていろいろな面で詐欺的なものも多いということで独自に置くことを決めまして現在、観光課のほうに臨時職員として配置して今年度は勉強にお願いしていただいで資格と言うんでしょうか、そういうものを身に付けていただいでいます。来年度以降はその給料が半額、国から負担されまして7年間みていただいでという事業ですので、これを町独自で置くことに決定しております。

あと重度心身障害者につきましては、窓口無料化をいち早く身延も手を挙げさせていただいて、県のほうもそういう形で動いてこの4月から同じ歩調になりましたけども、県が15歳に達した年度、本町は18歳と健常者と同じ形でやらせていただいでおりますし、障害児の通所支援利用者負担金、数的には少ないんですけども県の場合は第2子以降かつ3歳未満ということで対象にしているんですけども、うちの場合は3歳以降も、就学前までの期間を含めて、なおかつ第1子から助成対象としているということで厚く措置をさせていただいております。

一応、あと子宮頸がんの予防接種の副作用で苦しんでいらっしゃる方がいらっしゃいますけども、それも身延が一番早く助成と言ひましょうか、そういうことをさせていただいております。県内でも1、2を争うような制度が用意されていると私は自負しております。

以上でございます。

○議長（野島俊博君）

渡辺さん。

○11番議員（渡辺文子君）

重度心身障害者の窓口無料というのを本当に早くにやって、それは私は評価しています。子どもたち、それから障害者、やっぱり高齢者の問題ですね、さっきＣＣＲＣとおっしゃって、私たちも議会として那須町、別荘地で有名な那須町のＣＣＲＣを視察に行ってきたんですけども、やっぱり国の言うようなものってやっぱり、特にこういう田舎ではお金を持っていないと利用できないなんていうことはとてもできないところで、本当に町独自のＣＣＲＣというのが必要かなというふうに思っているんですけども、ただ、今の年寄りたちは本当は自宅で、住み慣れたところで最期までいたいと。だったらそういう施設に行くのではなくて、みんなが自宅で最期までいられるようなことをまず考えて、それでもやっぱり介護力がない人たちがいっば

い出てきますからね、ひとり暮らしとか。そういう方たちが支えきれないということであればそういう人たちはそういうところで身近なところにそういうものがあって、空き校舎とかね、地域にそういうものがあって地域でいられるということであればまた別なんでしょうけども、やっぱりお年寄りの願いというのは地域に最期までいたいという思いなので、ぜひそこをまず私は叶えるべきではないかなと思っているんですね。そこで無理な人たちはＣＣＲＣで地域でみると。そういうような順番が私はあるのではないかなというふうに思っています。やっぱり町民の暮らし、命や暮らしを守るという私、決意がやっぱりこの一番身近な町の町長としての決意が私は必要だというふうに思っているんですね。国ではいろんなさっき言ったように社会保障がいろいろ改悪されていく中で、結局住民負担が重くなっていくような暮らしにくいような世の中に今なっているし、これからも良い傾向はなんか話を聞いている限りでは、なかなか暮らしやすいというふうにはいかないと思うんですけども、やっぱりこの町の住民は私たちがこの町で守るといような、そういう私は町長の決意をお聞きしたいというふうに、この福祉、全体的にまちづくりのビジョンにおいてもそうなんですけども、特にこの福祉においては厳しい今、現実の中でやっぱり町民の命や暮らしをこの町が守るといような決意をぜひ私はお聞かせいただきたいと思います。

○議長（野島俊博君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

そういう気持ちは十分持っております。ただし、やはり町にも予算の中でやれるものとやれないもの、そしてよく自助・互助・共助・公助という言葉が使われますけども、その段階段階でその役割というものがあると思っていますので、町がやるべきこともその中で何が一番、町民の幸せにつながるかということからの順番をみながら施策を導入していきたいというふうに考えております。

○議長（野島俊博君）

渡辺さん。

○11番議員（渡辺文子君）

その中でやっぱり一番重要なのは住民の声をきちっと聞くということだと、昨日の同僚議員の質問でもありましたけども、私ここが一番、今まで欠けていたのではないかなというふうに思っていますので、やっぱり住民の声というのを一番大切にしながら、私たちもそういう声をこういうところにあげていきますけども、やっぱり行政としてもそういう声を極力聞くような努力をしていただきたいと思います。

それから2点目に教育の充実の具体化という点にいきますけれども、このまちづくりのビジョンを考えると私、一番基本は住民がいて、そして学校があって商店があって病院があつてという、そういう基本的なものがビジョンの根底にあって、そしていろんな福祉の施策とかいろんなものがあって暮らしやすい町になると思うんですね。ただでも今回、昨日の町長の答弁で後期統合計画は必要な策であったということをお聞きして、そういう判断なのかなというふうに思ったんですけども、やっぱり押さえていかなければいけないのは保護者や住民の方たちが反対をする、それから保護者たちが同意もしていないのに強引に進められてしまった計画によって、今、1中になつていろんな混乱が起きているということの中で教育環境の整備というふうにここに挙げられていますけども、先ほどの質問にもありましたけども、やっぱり義務

教育は地域のシンボルとして拠点として学校があって、その学校を中心に地域って拠点として成り立っていたという長い歴史があったんですね。特に学校がなくなってしまった地域の方たち、それからこれからなくなってしまいう地域の方たちの思いというのは私は本当に、私自身がすぐ目の前に下部小学校、中学校があってその音楽が聞こえてきたのが、中学校のが聞こえてこなくなった、子どもたちの声が聞こえてこなくなった。今は小学校の子どもたちの元気な声が聞こえるけども4月にはもうそれがなくなってしまうんだなと思うと本当に喪失感というか、一生懸命頑張ったんですけども結局駄目だったということで喪失感というか、その地域の人たちもやっぱりそういう思いは同じだと思うんですね。本当に子どもたちから学校をなくさないでほしいというそういう声とともに保護者や地域の方たちの声も無視してしまって進められてしまった、その計画のもとに今あるんですけども、その中で教育環境の整備というふうには町長はおっしゃって、教育の充実を図りますというふうにありますけども、どのような教育環境の整備をしてこの身延の教育の充実を図っていくのか、ちょっとその点をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（野島俊博君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

私自身が1中3小については、昨日も申し上げましたとおり私が副町長に来たときの前年の12月議会で条例が決定しておりますので、私はそれを尊重いたしますということでございます。学校が地域からなくなるということはこの統合を賛成した人も反対した人もおそらく本意ではないと思っています。これが人口がしっかりあって、子どもたちが各地域にいて学校運営が成り立つのであれば誰もが統合なんてことは絶対言わなかったと思います。そういう中で現状を見た中で私は議会の判断だと思っています。

そういう中で今1中になりまして、今後、今回もいろんな議論がありますけども、その建設の場合、その場合どちらに建てるかというようなこともございますし、小学校も来年は4校ですか、再来年3校になります。教育環境の整備というのはそういう大規模になったからといって、さっきも川口議員がおっしゃっていましたが部活動の数ですか、そういう問題もありますけども、やはり学校の中での教育の濃さだと思っています。行政ができる中では今年から中学生にはタブレットを全生徒に貸与ということでICT教育とか、教材についても今年度から中学生は公費で1万円を全額負担、これは教科書以外の教材費ですけども、小学生については6千円を予算として入れておりますし、あと英語教育なんかもこれは保育園から小学校、中学校という形でALTを配置して行っております。

いずれにしても今後、今日も話がありましたけども、教育の施設については、総体的に29年度計画を立てて、一番良い環境が整うよう到来年度、また計画を立てますのでその中でまたいろんな意見をお聞きしながら計画に反映させていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野島俊博君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

今、学校が成り立たないというふうにおっしゃったんですけども、子どもたちもこのままでいい、それから保護者もいい、統合しないでほしいという中でそういう判断をしてしまったとい

うのはやっぱり私は違うんじゃないかなというふうに今でも思っていて、地域の方たちもせめて小学校は残してほしいという声がいまだにあるということで、本当に学校というのは地域のシンボルなんだなということを改めて感じています。それは新しい町長に言ってももう決まったことなので仕方がないですけども、でもそういう経過があってそういう反対の声を無視しながらきて、そういう結果が今あるということは言っておかなければいけないかなというふうに思いました。

最後に新校舎建設検討委員会、先ほども教育長からこの新聞記事が違うよというお話も伺いましたけども、来年度、策定に着手する学校施設の総合整備計画に位置付けながら前向きに考えていくという答弁だったんですけども、やっぱり今、遠くまで通っている子どもたちや保護者にとったら本当に毎日毎日大変な思いで通っているということで、整備計画の中で全体としてそれを位置付けるのではなくて、私は決まったとしても何年もかかることで、その間に子どもが卒業してしまったり、どんどん子どもたち代わってしまっているわけですから、私はそんな来年なんて言わないで早急に、そのことだけでも手をつけていくべきではないかなというふうに、子どもたちが毎日毎日大変な思いをして通学や生活をしているということを考えると本当に早くそれはしていただきたいというふうに思っているんですけども、それについて町長は答弁の中で教育委員会と相談をしながら一番の方法で検討するというふうに昨日もおっしゃっていますけども、子どもにとって住民にとって一番の方法って何かというふうに考えた場合にやっぱり今ある大変な思いから少しでも早く解放してあげることではないかなというふうに思っていますので、これを早くすべきではないかなと思いますけども、そのことについて町長どういうふうにお考えでしょうか。

○議長（野島俊博君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

渡辺議員さんと私も実際は考えている目標としているところはきっと同じだと思っております。児童生徒の教育環境の整備・充実を図ることというのは絶対大切なことで、できるだけスピーディな方がいいということは分かります。よりよい環境を整える責任が教育委員会と私にはあります。教育委員会で協議・調整し鋭意努力してまいりますということはもうすでに申し上げましたけども、教育委員会と私は総合教育会議というものが発足していますので、そういう席なども利用しながら検討については進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（野島俊博君）

渡辺さん。

○11番議員（渡辺文子君）

保護者や子どもたちが毎日毎日大変な思いをして通学をしているという現状は、把握をぜひしていただきたいと思います。

では2点目ですね、町立小中学校の統廃合問題ということで教育委員会にいくつかお尋ねをしたいと思います。

スクールバスの運行についてということと保護者の不安ということにどう答えるかということなんですけれども、これはちょっと個別な問題になってしまうんですけども、常葉保育所から下部小学校に入学した方で家を古関に引っ越してしまったということで、そこから区域外に

なるということなんですけども、今回、通学について教育委員会のほうから区域外通学で、今22人でぴったりなんだけれども、もし誰か転校してきたり入ってきたりすると誰かが補助席を使わなければいけないというようなことで、誰が使うかということは親同士で決めてくださいと言われたということで、その家族やそれからその話を聞いた方からもそれはあんまりではないかということで相談があって教育委員会とも話をしたんですけども、やっぱり私、今まで中学校も補助席は使わないでほしいということで極力使わないということで、これからやっぱり統廃合する小学校は補助席は使わないようにということで、私は使わないというふうな思っていたんですけども、もし22を超してしまったら補助席を使わなければいけないのかということを確認したいと思うんですね。例えば1人増えたら小さい車でも用意をして補助席を使わないで安心して登下校できるような形を考えるのが私は教育委員会ではないかなと、その仕事が教育委員会にあるのではないかなというふうに思っているんですけども、どうも教育委員会の言い方は区域外通学だから、それはもう親が責任持って送り迎えをしてくださいというようなことを、親御さんから聞くとそういうふうに言われたということで、ちょっと同じ町内の子どもたちに対してそういう対応の仕方はまずいのではないかなというふうに思ったんですけども、教育委員会ではどういうふうなことでそういうふうに対応されたのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（野島俊博君）

鈴木教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

今のご質問の内容につきましては今、議員さんもおっしゃられましたようについ先ほど議員さんもお見えになって相談を受けた案件のことだと思います。まさに実務についてどうしておこうかと、来年に向けてどのような体制でいこうかということでもあります。課長のほうから答弁をさせますのでよろしくお願いをいたします。

○議長（野島俊博君）

笠井学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

ご質問の件につきましては、先ほども議員さんおっしゃったとおり11月18日の金曜日の夕方ですね、学校教育課に来られたときに教育長、それから学校統廃合推進担当の伊藤主幹同席のもと細かい事情等についてご説明をさせていただきお答えをしたところであります。

来年の4月から新下山小学校へ通学する児童のうち通学支援、スクールバス等で登下校するその対象となる児童は原小学校と下部小学校の学区内に居住、住所を有する児童になります。同じように身延清稜小学校、身延小学校、大河内小学校においても同様の基準によります。

先ほど区域外の変更ということなんですけども小学校の場合は指定校ということで、その学区ごとに指定校を決めております。その指定校変更が認められ、下山小学校へ通う児童は保護者の責任で通学させることが原則となります。中学校においても区域外就学をする生徒については原則は保護者責任となります。しかし特例としましてスクールバスの運行の経路内、運行する経路内の乗降場所まで保護者が送迎していただいて、その指定の乗降場所から学校間はスクールバスの利用を認めております。これは保護者から申請をしていただきまして、特に支障がなければ個別の事例として教育委員会では認めているところであります。これは同じ学校へ通う児童生徒に可能な限り支援や便宜を図りたいと、そんなふう考えているところからです。そ

れからスクールバスの固定席利用についても同様の考えを持っております。

今回の事例につきましては、下部地区から2便を運行するわけなのですが、これも同じ乗降場所で違うバスに乗る、そういう手配までしながら検討をして、今の状況ではご利用いただけるということで保護者とも確認を取っているところです。ただし年度の途中、もしくはこれから4月までの間に万が一、児童等がこの学区内に入ってきた場合にはまた協議をしなければならないですよと、そのような説明をしたところでもあります。このご質問の事例はあくまでも個別の案件ということでありますので個人情報等にも関わってくる部分もあります。これについてはまた個別の対応をさせていただきたいということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（野島俊博君）

渡辺さん。

○11番議員（渡辺文子君）

もちろん個別はいいんですけども、町の姿勢として指定校変更ということでそういうような措置を取ったということなんですけども、ただ今まで古関から下部小学校までは親が送ってこれたけども、親の都合で向こうに行って指定校変更したからきたんだけども、下部小学校から下山小学校に変更するというのは親の都合ではないではないですか。仕事の関係でそれ以上は送っていけないということなので、指定校変更だからうんぬんということは私、なんかあんまり冷たい言い方ではないかなというふうに思っているんですね。もちろんいろいろ便宜を図ってくれるというのは分かっているんですよ。ただ、今まで下部小学校にいて、そして親が送ってこれたけども、今度、下山小学校に行った場合に親がそこまでは行けないということで、そういうときに指定校変更だからもし増えた場合には、ほかの親と一緒に協議をして、もしかしたら誰か補助席に座らなければいけないみたいなことを言われると、私はあんまり、ちょっとかわいそうではないかなというふうに思って質問をしたんですけども、やっぱり教育委員会の責任としてきちっと、補助席に座るという判断ではなくて、もう1台、車を用意するかして子どもたちが安全で登下校できるような対策を立てる、それを考えるのが教育委員会の仕事で、親にそういう場合にはみんなで集まってどうしますかということを決めさせるようなことでは私はないんじゃないかなと思うんですけども、そのことについてはどうなんでしょうか。

○議長（野島俊博君）

笠井学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

繰り返しになりますが学校を定めております。指定校変更ということで申し出がある児童等は当然、何件もあります。そこをたまたまスクールバスが通っていなければ保護者がすべて対応しなければならない。全体的な児童生徒の通学支援ということを考えますと条例なり規則なり、規則に定まった部分でやるというのが原則と教育委員会では考えています。それで原則から外れる部分、先ほど説明したとおり乗れるんだから乗ってくださいと。利用してくださいということでできます。その基準で補助席を使うような人数になった場合には、またほかの保護者とも協議する中で、補助席を使わないであればピストン輸送なり、もしくはそういう別の方法を考えられるとは思いますが。ただ教育委員会として、それを特例で認めた方にこうしますということは言えない部分だと思います。重々、同じ学校に通う、また身延町内の児童生徒の通学支援については議員さんおっしゃるとおり教育委員会でも十分支援なり便宜を図りたい、保護者の要望に沿うような形を検討したいということで今、考えているところであります。ご理

解いただきたいと思います。

○議長（野島俊博君）

渡辺さん。

○11番議員（渡辺文子君）

乗れるんだから乗るけど、乗れないんだったら乗らせないよということなんですか、私そのところがよく分からなくて。だけど今までやっぱり登下校を一緒にやっていたわけだから、そのところは教育委員会の仕事として、きちっとその子も一緒になって乗れるように、その子以外では22人、もっともっと増えたら、それはあんまりないかも分からないけど、増えたら、教育委員会は当然としてそれは考えるということでしょう。けども指定校が別だから、変更だから、それはみんなと相談しないとどうするか分かりませんみたいなそういう言い方で、やっぱり子どもたち一人ひとりを大切にしていると私は思えないんですけども、もう時間がきてしまったので、このまま話をしても私は埒があかないな、ただそういうちょっと冷たい対応は違うんじゃないかなということを書いて次の質問に移りたいと思います。

先ほど町長にも質問をしたんですけども、新校舎の。同じ質問なんですけども、今、毎日毎日大変な思いをしている子どもたちや親たちの思いを考えるとやっぱり来年から始まる計画と一緒に考えるのではなくて、このことだけで早急に結論を出して考えるべきだと私は思っているんですけど、教育委員会としてはどういうふうにお考えなんでしょうか。

○議長（野島俊博君）

鈴木教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

芦澤議員とか、それから赤池議員もですね、ほかの議員さんもおっしゃっていたわけがございますけども、そのときに私が先ほども申し上げましたように基本的な考えはお知らせをしたとおりでございます。教育委員会の合議という形で結論が出たわけでございます。先ほど言ったのがすべてでございますので、今、議員さんがおっしゃっている、例えばその計画より前の部分、なんと云ったらよろしいでしょうか、その計画をはみ出た部分でなんとか先にできないかというご質問でございますけども、それはこれから先ほど言ったように総合整備計画を立てる中で総合的に考えていくということをご理解をいただきたいと思います。

○議長（野島俊博君）

渡辺さん。

○11番議員（渡辺文子君）

分かりました。それとあとさっきちょっと言い忘れてしまったんですけども、保護者の不安の中に現の身延中学校の液状化で昨日、同僚議員に答弁をしていたんですけど、これ私もいつも心配をして質問を今までずっとして、質問の答弁の中でいるんなところを調査して、武道館とか身延高校とかいろいろ調査をしたということなんですけれども、やっぱり当の身延中学校はしていないということですよ。来年度からの計画の中でしていくということなんですけども、やっぱりこれも私、危機感がないんじゃないかなというふうに思うんですけども、いつ起こってもおかしくない、断層が近くにあるということでやっぱり親の不安もそこにあるんじゃないかなと思っているんですね。だからああいうお願いが出たと思うんですけども、そういうことを考えたら本当に一刻も早く調査をして新中学校が建つにしても何年もきつかかるでしょうから、その間あそこに身延町じゅうの中学生を集めているわけですから本当に子ども

たちの安全ということを考えて一刻も早く現場の調査をして、どういうふうな対応を取るかということを考えていかなければいけないと思っていますんですけども、それは私、危機感がちょっと足りないのではないかなと思いますけども、それについてどうでしょうか。

○議長（野島俊博君）

笠井学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

校舎の安全性、また液状化の危険性については渡辺議員さんも前回の議会で一般質問、それから今回では芦澤議員さんからご質問がありました。そのときお答えしたとおり繰り返しになりますけど、液状化の危険度については直接その建物が建っているところのボーリング調査等を行って地質や地下水の測定などを行い検討しなければ判断がつかないと、数十メートル離れただけでも状況が違くと。また校舎、鉄筋コンクリート造なんですけどコンクリートの劣化、これもコア等を抜きながらその材質等も詳細な調査をすることが必要であると、そんなような話を専門家から当然聞いております。そういうことも踏まえまして、来年度身延中に限らず身延小学校のボーリング調査もデータを調べたんですが実際は見当たりません。そんなこともあって身延小、身延中、隣接しています。それから身延町内全体の学校施設の安全性、液状化の問題等について検討していきたいと、そんなふう考えているところです。

○議長（野島俊博君）

渡辺さん。

○11番議員（渡辺文子君）

それにちょっと質問したいと思ったんですけども、ちょっと時間がないのでそれは安全のことですから早急にしていただきたいということでお願いをして次の質問に移ります。

安心して医療を受けるために国民健康保険制度の充実をということで質問を3番目にしたいと思います。

国保ですね、高齢者や病気やケガや障害で働けない人とか失業者や不安定労働者、そういう人たちなど特に所得が低い人たちが入っている、集中している制度ということで私もいくつか相談を受けた中でお金がなくて具合が悪くても病院に行けないと、負担が心配で病院に行けないという人が何人かいました。本町の病院は身延山にしても飯富にしてもお金がないと受診できないよという病院ではないですけども、でもやっぱりお金を持っていない人にとったら行きたくても行けないというのが現状だと思うんですね。そういう意味では健康保険税や窓口負担の軽減、それは保険料減免は77条の減免で法律的に認められて法定軽減とか申請減免とかあります。それから窓口負担も44条減免ということでそういう制度はあるんですけども、なかなかそれが使われていないということで、周知不足もあるんだとは思いますが、実際問題、具合が悪くても行けないという人たちがなかなか役場には来ないと思うんですけども、私たちのところにはそういう相談があるということで、もっとやっぱり町民の方たちが分かるような周知をしたり、そういう制度があるということを知ってもらわないとひどくなったら命までも奪われるという事例がいっぱいありますので、そういうことを町として考えていかなければいけないというふうに思うんですけども、これについて答弁をお願いしたいと思います。

○議長（野島俊博君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

お答えしたいと思います。

保険の一部負担金の減免とか、あと健康保険税の減免、これについて議員さんもおっしゃったとおり国民健康保険法とか、あと地方税法の定めがあります。それを受けて本町では条例、要綱等で細部を定めておりますので、その点については担当課長より説明させていただきます。

○議長（野島俊博君）

熊谷町民課長。

○町民課長（熊谷司君）

それでは医療費の一部負担金の減免についてご説明いたします。

医療費の一部負担金の減免等につきましては、国民健康保険法第44条の規定により被保険者が震災、風水害、火災、その他これらに類する災害により住宅、家財、その他の財産について著しい損害を受けたこと、被保険者の属する世帯主が死亡し、もしくは心身に重大な障害を受け、または入院したこと、その他これらに類する事由があることにより一部負担金を支払うことが困難と認められることとすとなっております。

身延町では平成25年4月1日から身延町国民健康保険一部負担金の減免等に関する取扱要綱が施行されています。具体的な内容といたしましては、病院等にかかったとき被保険者の方は窓口で一部負担金を支払うこととなります。しかし一時的に生活が苦しくなり入院による病院等への支払いに困ったときに利用できるのが一部負担金の減免、徴収猶予のこの制度です。被保険者本人から申請が必要となり、要綱の基準に照らし合わせて承認の適否を決定しています。申請制度を取っていますが、災害罹災者には担当者が制度について案内をし、こちらから声掛けをしております。また保険税が滞納している世帯にも世帯状況把握のため担当者が訪問する場合がありますが、その際も一時的な生活困窮者と判断されたケースなどでは制度の案内をしております。

事業周知の重要性につきましては十分承知しておりますので、今後身延町としてどのような広報活動が効果的なのか検討し、必要な方にはこの制度を安心してご利用いただけるよう積極的な広報活動に取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○議長（野島俊博君）

渡辺さん。

○11番議員（渡辺文子君）

健康保険税の減免は結構、甲府とかいろいろなところで使っていると思うんですけども窓口負担、44条減免というのは県内でもないのではないかなと思うんですけども実績はあるんでしょうか。

○議長（野島俊博君）

熊谷町民課長。

○町民課長（熊谷司君）

平成25年の4月から施行されていますが今現状では身延町では実績はありません。

以上です。

○議長（野島俊博君）

渡辺さん。

○11番議員（渡辺文子君）

せっかくこういう制度があって、先ほど風水害以外のことにも使えるように、もうちょっといろんな、風水害以外に無職になってしまったとかそういうような困ったときに使える制度にしたり、それからやっぱり周知をしないと、良い制度だけど分からなければ使えないということがあるんですけども、なかなか周知が私は足りないというふうに思うんですけども、今後努力はしてくれと思うんですけど、どういうふうにしていってくれるのかなと思うんですけど。

○議長（野島俊博君）

熊谷町民課長。

○町民課長（熊谷司君）

おっしゃるとおりに今まで周知活動も足りない部分はあるわけですけども・・・。

○議長（野島俊博君）

停電のため暫時休憩とします。

休憩 午後 3時00分

再開 午後 3時02分

○議長（野島俊博君）

それでは休憩前に引き続き、議事を再開します。

熊谷町民課長。

○町民課長（熊谷司君）

それでは引き続き、ご説明いたします。

先ほど申しましたが、災害罹災者には担当者が制度についてのご案内をしています。実例としまして国保ではありませんが、平成25年にはこの制度、後期高齢者医療保険制度の中でも同じ制度がありますので、そちらのほうをご紹介して2の方が使っているというような事例もありますので、今後こういう情報を広く収集する中で対応していきたいと思います。併せて広報活動、広報紙、あるいはホームページで周知のほうは図っていききたいと思います。

以上です。

○議長（野島俊博君）

渡辺さん。

○11番議員（渡辺文子君）

風水害はそういう制度が使えると思うんですけども、そうではなくて生活困窮減免みたいな、そういうものが44条、77条に使えるかどうかということなんです。風水害だけではなくて、やっぱり生活困窮で保険税を払えないとか窓口負担ができないという方が今、増えていくということなんですけども、それをやっぱり町として考えていかなければいけないんじゃないかなというふうに私は思っているんですけど、それについてはどうなんでしょうか。

○議長（野島俊博君）

熊谷町民課長。

○町民課長（熊谷司君）

身延町国民健康保険一部負担金の減免等に関する取扱要綱の減免等の事由、第4条の第3項の中に事業または業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したときという規定がありますので、そういう規定が設けられているものだと判断いたします。

以上です。

○議長（野島俊博君）

渡辺さん。

○11番議員（渡辺文子君）

そうではなくて、ただ単に生活困窮という場合もありますよね。事業を失敗したとかそういうことではなくて非正規とかそういうことで、何しろ所得がないというようなことでそういうところまでちょっと広げていかなければいけないではないかなという、そういう時代なんではないかなというふうに思うんですけど、そこはどうなのでしょう。

○議長（野島俊博君）

熊谷町民課長。

○町民課長（熊谷司君）

この制度はあくまでも一時的な救済ということで減免については3カ月、延長が3カ月、徴収猶予については6カ月ということになっています。その間に自分の生活を改善していただける可能性がなければ恒久的なものだと判断され、そのほかの福祉政策等のほうにご案内をするような形になると思いますのでよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（野島俊博君）

渡辺さん。

○11番議員（渡辺文子君）

それはそうなんですけども、それ以外だったら生保にいけということなんですけども、でも3カ月でも6カ月もとりあえず今、お金がなくて行けないという人たちがいるわけですから、そういう面で必要なのではないかなというふうに思っているんですけども。

○議長（野島俊博君）

熊谷町民課長。

○町民課長（熊谷司君）

基準に照らし合わせて、とりあえず免除、減額、徴収猶予という中で基準生活費にいくつを掛けたときというような内容になっていますので、それに合わせてまずは徴収猶予から始めていただいて減免というところになった中で、その中で一緒に考えていくということになると思いますので、よろしくご理解をお願いします。

○議長（野島俊博君）

渡辺さん。

○11番議員（渡辺文子君）

やっぱりとりあえず役場へ行って相談してお金がないけど、とりあえず病院に行きたいということで役場に相談に来られるような、そういうような体制というか周知も含めてしていただかないと本当にお金がないから命を失ってしまうということになりかねないので、そのところは周知も含めて来やすいような対応はしていただきたいと思います。最後に周知も含めて。

○議長（野島俊博君）

町民課長、いいですか。

町民課長。

○町民課長（熊谷司君）

先ほど申しましたように事業の重要性については十分承知しておりますので、今後の周知等はしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

以上です。

○議長（野島俊博君）

渡辺さん。

○11番議員（渡辺文子君）

最後の町営の温泉施設について、高齢者の利用を無料にということで質問をいたします。

下部の温泉会館とそれから身延の門野の湯ですね、これは今年の9月決算議会の中で有料にしたら高齢者の利用の減少ということで数字が出ていて大変な状況だなというふうに思ったんですね。やっぱりお年寄りの中で今まで少ない年金の中でお風呂に行くのを楽しみにしていたけれども、今、温泉に入れなくなってしまったという声も何件か聞いている中で、やっぱりせっかくある施設は利用しないともったいないと思うんですね。そういう意味では福祉優先のまちづくりということで町長掲げていますので、高齢者に対して安心して温泉につかってもらえるようなことで、ぜひまたもとに戻して高齢者無料にさせていただきたいという高齢者の声があったものですから私もそうだなというふうに思っていて、これをまた提案したいと思うんですけどもいかがでしょうか。

○議長（野島俊博君）

佐野身延支所長。

○身延支所長（佐野昌三君）

お答えいたします。

高齢者保養施設門野の湯、ならびに下部温泉会館の使用料は平成27年4月に改正されました。改正の内容のうち高齢者の使用料については、70歳以上は無料であったものを200円に改正したものであります。改正の理由は燃料費の高騰、運営費の増大などではありますがそれに加えて町の監査におきましてもかねてから使用料の見直しのご意見をいただいております。こともあり、平成26年12月議会において条例改正の議決をいただいたものであります。

使用料変更の周知は広報みのぶ平成27年2月号で事前に行っておりますが施設に勤務する者の言わば現場の声を聞きますと使用料改正当初のころには有料となったことによるご批判も頂戴したこともあるということでございます。また有料化1年経過後の利用実績では両施設ともに使用料収入は増、利用者数は減という状況でありました。しかしながら現在は現場におきましてはそうしたご批判もほとんどないということや、ほかの自治体のサービスの状況を見ましても高齢者の利用料金を一般利用者料金より低く設定した中での有料で、かつ利用回数の制限付きという形であったり、無料の場合でも対象者を非課税世帯の高齢者と限定しているなどの例が多いのに対しまして本町の場合は70歳以上の町民をすべて対象とし年間を通して1回200円で入浴でき、かつ休憩室も合わせて利用できることとしていることを考えますと本町のサービス内容はそれらと比較しても遜色ないレベルにあると思われれます。また議会での議決をいただいたということは大変に重いことでもあります。その議決からまだ1年余りしか経過していないこと等の状況を総合的に考えまして、当分の間は現在の形でのご利用をお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（野島俊博君）

渡辺さん。時間がもうありませんので。

○11番議員（渡辺文子君）

やっぱり門野の湯にしても温泉会館にしても営業をできるような建物ではないわけですよね。そういう意味ではやっぱりこの町に住むお年寄りがお風呂に、温泉にタダで入れるということ、70歳以上の方が入れるということで、その受益者負担ということで審議をされたんですけども、やっぱり負担できない方たちが少なからずいるということを考えてとやっぱり1年しか経っていないというのはありますけれども、もとに戻すように無料化に向けて私は検討をしていただきたいと思っておりますけれども、町長このことについてはいかがでしょうか。

○議長（野島俊博君）

町長、短くお答えください。

○町長（望月幹也君）

では時間のようですから短めに答えさせていただきます。

先ほども課長が言いましたけども、まだ有料化して1年余りということで、もうしばらく利用状況の推移とか、また利用客のお声、また高齢者の声なども聞きながらまた検討する時期がまいるかと思えます。そしてほかの検討というか、高齢者に対する利点みたいなものも今後検討できる余地もあるんじゃないかと思えますので、総体的に考えさせていただきたいと思えます。

以上です。

○11番議員（渡辺文子君）

以上をもって私の質問を終わります。

○議長（野島俊博君）

渡辺文子君の一般質問を終わります。

以上で本日の議事日程は終了しました。

本日はこれもちまして散会とします。

ご苦労さまでした。

○議会事務局長（佐野勇夫君）

相互にあいさつを交わします。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時15分

平成 2 8 年

第 4 回身延町議会定例会

1 2 月 7 日

平成28年第4回身延町議会定例会(3日目)

平成28年12月7日

午後 1時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議案第94号 身延町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について
- 日程第3 議案第95号 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第4 議案第96号 身延町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第97号 身延町甲斐黄金村・湯之奥金山博物館条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第98号 身延町下部リバーサイドパーク条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第99号 平成28年度身延町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第8 議案第100号 平成28年度身延町介護保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第9 議案第101号 平成28年度身延町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議案第102号 平成28年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第11 議案第103号 平成28年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算(第4号)
- 日程第12 議案第104号 平成28年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第13 同意第7号 身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区管理会委員の選任について
- 日程第14 同意第8号 身延町大河内地区財産区管理会委員の選任について
- 日程第15 発議第2号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書
- 追加日程第1 議案第105号 平成28年度身延町一般会計補正予算(第6号)

2.出席議員は次のとおりである。(13名)

1番	赤池	朗	2番	田中	一泰
3番	広島	法明	4番	柿島	良行
5番	芦澤	健拓	6番	松浦	隆
7番	河井	淳	8番	福與	三郎
10番	川口	福三	11番	渡辺	文子
12番	伊藤	文雄	13番	深澤	勝
14番	野島	俊博			

3.欠席議員は次のとおりである。

9番 草間 天

4.地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(20人)

町	長	望月幹也	教	育	長	鈴木高吉				
総務課	長	笠井祥一	会	計	管	理	者	竹ノ内強		
政策室	長	佐野文昭	財	政	課	長	村野浩人			
税務課	長	佐野和紀	町	民	課	長	熊谷司			
福祉保健課	長	穂坂桂吾	観	光	課	長	柿島利巳			
子育て支援課	長	望月由香里	産	業	課	長	遠藤基			
建設課	長	水上武正	土	地	対	策	課	長	埜村公文	
水道課	長	望月真人	環	境	下	水	道	課	長	羽賀勝之
下部支所	長	佐藤成人	身	延	支	所	長	佐野昌三		
学校教育課	長	笠井喜孝	生	涯	学	習	課	長	高野博邦	

5.職務のため議場に出席した者の職氏名(2人)

議会事務局長 佐野 勇夫
録音係 大村 隆

開会 午後 1時00分

○議会事務局長（佐野勇夫君）

相互にあいさつを交わします。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（野島俊博君）

本日は大変ご苦労さまです。

草間議員から欠席の届け出が提出されていますので報告します。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第3号により執り行います。

日程第1 諸般の報告を行います。

本日の説明員として地方自治法第121条の規定に基づき、出席通知のありました者の職氏名につきましては、先の会議で一覧表として配布したとおりです。

また本日は追加案件1件が提出されています。

本日は議案第94号および議案第97号から議案第104号までを各常任委員会に議案付託表のとおり付託を予定しています。このため所属議員は質疑は大綱のみに留めてください。また議案第95号、議案第96号、同意第7号、同意第8号および発議第2号は委員会付託省略議案のため本日、採決を行う予定です。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第2 議案第94号 身延町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定についてを議題とします。

質疑はありますか。

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

もともなる農業委員会等に関する法律というものが改正されたことによってこの条例が制定なんですけれども、農業委員会等に関する法律の資料をいただきまして、ちょっと見てみている問題があると思うんですけども、農業委員の選出方法が公選制から市町村長による任命制に変わったということが大きな改革の1つだというふうに思っているんですけども、これはどういう理由でこういうふうに変ったのか教えていただきたいと思います。

○議長（野島俊博君）

執行部どうですか。

遠藤産業課長。

○産業課長（遠藤基君）

お答えいたします。

どういう理由でということですが、今まで農業委員につきましては選挙制と、それから選任制、いわゆる議会の選任とか農協とかそういった代表の推薦の併用で行われたわけで

ございますが、選任制にしたことによって、その専門性とか、そういった地域の密着性とかそういうことに対して適正な人選をすることを目的として今回はそういった形で大きな法律の改正になったということでございます。

○議長（野島俊博君）

渡辺さん。

○11番議員（渡辺文子君）

この資料によると地域の農業をリードする担い手が透明なプロセスを経て確実に就任するためにこういうふうに変えたとあって、この言っている意味が私よく分からなかったものですからどうして変えたのかなと。公選制というのは昔から農業委員というのは公選制ということで農家の代表機関として農業委員会の性質というか性格を保障する基本的な制度だというふうに私は思っていたんですね、公選制というのは、それが今回変えられたというのはどこか不都合なところがあって、上のほうの確実に就任するために変わったと、ここに理由が書いてあるんですけども、いまいちどうしてなのかというのがちょっと分からないんですけども、もうちょっと詳しく分かるように説明していただきたいと思います。

○議長（野島俊博君）

遠藤産業課長。

○産業課長（遠藤基君）

分かるようにというご質問なんです、この今までの選出方法については公職選挙法で、いわゆる選挙をして選ばれてくるということでございます。今回、任命制といいましても町長が独断で任命するわけではないです。この任命につきましては、あとで出てくる推進委員もそうですが、やはり農業委員会の委員の選任に関する規則というものをまた別に定めます。今までも選挙であれば当然本人が立候補したり、また立候補するに当たっても各種団体から、地域から推薦を受けたりという形でもって選出されたわけでございます。今回の町長の選任制になりましても当然のことながらこの応募につきましては、いろいろなものを使いながら募集をかけるわけでございますけども、応募にあたりましては町内の個人、または団体からの推薦を受けた者とか、それは当然推薦証書もあります。そして農業者が組織する団体からの推薦もございまして、そして一般公募の方もあります。またこの委員の選任につきましては、認定農業者の割合を決めまして、半数が基本ですが半数を目標に、農業に精通した認定農業者を選任してほしいというような法律にもなっておりますので、そういったことで地域の農業をリードする担い手が透明なプロセスを経て任命というようなところにつながっていくと考えております。

○議長（野島俊博君）

他に質疑はありますか。

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

私はこの説明があったときの全協を欠席いたしましたので、詳しい話がよく分からなくてこれを一生懸命読ませてもらったんですけども、まず認定農業者の資格基準、これがどんなふうなものなのか、それから農業委員と、それから最適化推進委員を選ぶことになるわけですけども、これは兼任可であるというふうに取り扱われました。それから農業委員の定数12名になるということなんです、これは説明の最後から2ページ目でしたか、3項の3というところには市町村長が条例で定める推進委員の定数は12名ですよ。定数の上限基準というふうには

あって、100ヘクタールに1人の割合で配置できるというふうになっているわけですが本町の農地面積は現在何ヘクタールくらいあるのかということ。

それからこの推進委員の報酬が日額7千円というふうになっていて、これ18日以上務めると完全に農業委員を超えるわけですよ。そのへんの計算方法というか、これはどういう基準で7千円というのは、もちろん上から来たからこういうふうになったということになればもう仕方のない話なんですけども、その点についてお伺いいたします。

○議長（野島俊博君）

遠藤産業課長。

○産業課長（遠藤基君）

まず認定農業者につきましては、農業委員会へその農業の営農につきましてその計画を立てながら認定農業者の資格を得ているものでございます。いわゆる営農の面積要件とかいろいろありますけども、ただ今、手元に資料がありませんのでのちほどお示しをしたいと思います。

それから推進委員さんの上限につきましては、この法律によりますと身延町にある農地は2,400ヘクタールということになりまして、このお渡ししました資料でいきますと推進委員の定数は政令で定める基準に伴い条例で定めるということがあります。これは100ヘクタールについて1名ということなので身延町の上限は24ということになります。しかしながらこの12名にしたというのは、全協でもお示しをしましたが、今までも農業委員さんにつきましてはいわゆる最適化という言葉を使っているわけですが、担い手への集積とか集約化、それから耕作放棄地の発生防止、解消、新規参入の促進は必須ではなかったですがその仕事をやっておられました。新しい法律になりますと今度必須要件になりまして、その部分についてカバーするために推進委員さんを置くということなので、やはり地域に精通した、農業に精通した人を選ぶべきだろうということで、現役の農業委員さんの小委員会、それから総会等、4回ほど設けました。今現状は20名いる農業委員が14人になってしまいます。そうすると地域に精通した人が少なくなってしまって、いわゆるカバーするエリアが大きくなってしまいます。したがって、どの程度推進委員さんがいればこういった農業委員さんが今までやっていたことが、必須になった仕事がかバーできるかということで、いろいろな話し合いをした中で12名ということになります。この12名というのは、いわゆる旧町の例えば中富地区であれば、西嶋、大須成、原、曙、それから静川。それから身延地区であれば下山、身延、大河内、豊岡。下部でいけば下部、それから久那土、古閑、ここに必ず1名いけば、ある程度よく、なおかつこの推進委員さんにつきましては農業委員会が委嘱します。したがって農業に精通した人を農業委員会としてその役目を担っていただける人を選任できるということで12名でということの定数にしたわけでございます。

それから報酬につきましては、農業委員につきましては今までもこれは年額で報酬を払っていたわけですが、近隣ですでに南部町、それから富士川町でも条例は制定されているわけですが、農業委員さんと一緒に行動しますがやはり農業委員さんは議決がありまして農業委員会の総会で3条、4条、5条とかいろいろな許可権を議決する立場があります。推進委員さんにはその立場がありませんけども、やはり農業委員さんと一緒になって現地調査とかいろいろ指導していただく。例えば月1回は出る可能性があるという中で活動日が12日ぐらいが適切な日数ではないかということも踏まえまして、1日当たり7千円ということで近

隣の町村と合わせていただいたという経過でございます。

以上です。

○議長（野島俊博君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

認定農業者の資格基準というのが、今、資料がないということなのでこれは後回しでいいんですけども、私がよく分からないのは今まで農業委員会という農地法のいろんな申請に対して調査をしたり、その許可を出すというふうな感じていたんですが、今後はこの農業委員会の役割がずいぶん大きくなったとか広がったというような感じがすると、それから農業委員とそれから推進委員がそれぞれ、例えば兼任する場合にしても別々である場合にしても14名と12名ということで1つの塊があるわけです。2つ。それぞれの塊でいろんな、例えば農業委員会、それから利用推進委員会というふうな形でやるのか、それとも推進委員も農業委員会の中に入っているような活動に携わっていくのか、そのへんがちょっとこの説明資料ではよく分からなかったものですから、その点についてお伺いします。

○議長（野島俊博君）

遠藤産業課長。

○産業課長（遠藤基君）

お答えいたします。

農業委員につきましては、先ほど申し上げました現行では20名ということで農地法に伴っているいろいろな許可権を、総会でもって議決をしております。そのほかに今までの法律では先ほど言いましたように必須ではありませんが任意業務ということで担い手への農地の集積とか集約化、それから耕作放棄地の発生防止とか解消というものは、そういった許可権ばかりではなくて通常の業務の中で地域に入って、そういった、先ほど言った認定農業者の指導とか、それから耕作放棄地については農業委員会の会長でもって早くそのへんは解消しなさいというような通知を差し上げたり、あと耕作放棄地の洗い出しとかそういったことも農業委員の役目でやっておられました。

今回の法律に基づきますと、今後はその最適化という言葉を使うんですが、その最適化については必須要件になっていて農業委員と、それから最適化推進委員さんが一緒にその業務をやるということになります。したがって今まで20名だったものが農業委員会14人、それから最適化推進委員につきましては12人で、26人で今後はカバーすることになりますので、より厚くそういった行政に対してのいろいろな指導、それから仕事ができるということになることとなります。

ただ農業委員会には、その推進委員さんは議決権がありませんので、その中に入って行くことはできないわけですが、ただ先ほど言いましたいろいろな許可要件の中で現地調査と一緒に農業委員さんで行います。その場合にどうしても説明の中でもって、議決をするにあたって説明が必要な場合にはやはりその農業委員会に入っていて現地の調査とか、その結果を説明していただくこともあるということですので、そのへんは農業委員、そして推進委員さんが別々に行動をするわけではなくて一体的な考え方でもってそれぞれの役目を担っていただくということになります。よろしくお願ひします。

○議長（野島俊博君）

他に質疑はありますか。

川口君。

○10番議員（川口福三君）

今の芦澤君の質問と同じような質問になるかもしれませんが、この組織は、農業委員の場合は会長、会長職務代理、それから委員という組織があってこの最適化推進委員というのは結局、この農業委員会の下部組織というような感覚になるわけですか。

○議長（野島俊博君）

遠藤産業課長。

○産業課長（遠藤基君）

先ほどちょっと申し上げましたけども、最適化推進委員さんにつきましては農業委員会が総会で委嘱をしていきますので、いわゆる下部組織というよりは農業委員会の委員という形になりまして、議決権のない方になりますけども、農業委員会の一員だということで考えていただければよろしいかと思います。

○議長（野島俊博君）

川口君。

○10番議員（川口福三君）

そうすると農業委員の場合はいわゆる会議を設けたりするから、もちろん情報は共有するわけですが、この適正化推進委員の場合はそうしたいわゆる横の委員同士のつながりというか情報の提供、また話し合いをする機会というのはあるわけですか。

○議長（野島俊博君）

遠藤産業課長。

○産業課長（遠藤基君）

お答えします。

推進委員さんの会をつくって会長、副会長という組織はありません。しかしながら、先ほど言いましたように総会ではなくて別に、いろいろそういった農業行政についての打ち合わせをする場合には農業委員会を開催して農業委員会の委員さんと一緒に推進委員さんもそういったいろいろな意見を述べるような会議はもたれると考えております。

○議長（野島俊博君）

川口君。

○10番議員（川口福三君）

そうすると結局、この推進委員の場合は先ほど説明の中で各地区旧村単位1名というような形で置くことになっているんですが、その場合、結局農業委員会からその地区の調査とかという場合、その地区の推進委員だけが要請を受けて行かれるというような形を取るのか、それとも推進委員全員が出てくるのか、そのへん伺います。

○議長（野島俊博君）

遠藤産業課長。

○産業課長（遠藤基君）

まだこの推進委員の関係につきましては、どのような運用をするかは具体的に決まっているわけではありませんけども、私のイメージとしましては現在の農業委員会の現地調査につつま

しても複数でもって運用するということになっておりますので、例えば旧中富の西嶋に案件があれば西嶋地区の推進委員さんに集まっていたいて、農業委員会の委員さんとそれから推進委員さんにご意見をいただく機会を設ける中でやっていくということになると思いますので、その地域だけに出ていけばいいというものではなく、最低でも各それぞれの旧町単位の中でもってそれぞれのご意見をいただきたいと考えております。

○議長（野島俊博君）

他に質疑はありますか。

（ な し ）

他に質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第94号の質疑を終わります。

日程第3 議案第95号 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題とします。

この議題につきましては全員、常任委員会、すべての人にありますのでよろしくお願いたします。

質疑はありますか。どうですか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第95号の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第95号は委員会付託省略議案のため本日、討論・採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって議案第95号は直ちに討論・採決に入ることに決定しました。

これから議案第95号の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第95号 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第96号 身延町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第96号の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第96号は委員会付託省略議案のため本日、討論・採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって議案第96号は直ちに討論・採決に入ることに決定しました。

これから議案第96号の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありますか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第96号 身延町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、議案第96号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第97号 身延町甲斐黄金村・湯之奥金山博物館条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

この質疑につきましては、全員協議会で申し上げましたとおり本案は教育厚生常任委員会に付託しています。

したがって、所属議員は詳細な質疑は委員会でよろしくお願いいたします。

質疑はありますか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第97号の質疑を終わります。

日程第6 議案第98号 身延町下部リバーサイドパーク条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

この質疑につきましても全員協議会で申し上げましたとおり、本案は教育厚生常任委員会に付託しております。

所属議員は、詳細な質疑は委員会でよろしくお願いいたします。

質疑はありますか。

川口君。

○10番議員（川口福三君）

このリバーサイドパークのテニスコートを廃止してイベント広場ということですが、これはただ更地にしておくのか、それともあとイベント広場として芝でも張るのか、そういった説明がなかったんですが、再度説明をお願いします。

○議長（野島俊博君）

高野生涯学習課長。

○生涯学習課長（高野博邦君）

現状、平らな土の盤になっております。イベント広場としても現状と同様の状態で使うことを想定しています。

以上です。

○議長（野島俊博君）

他に質疑はありますか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第98号の質疑を終わります。

日程第7 議案第99号 平成28年度身延町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

この案件につきましては、全員協議会で申し上げましたとおり連合審査となっておりますので詳細な質疑は連合審査でよろしくお願ひいたします。

質疑はありますか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第99号の質疑を終わります。

日程第8 議案第100号 平成28年度身延町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第100号の質疑を終わります。

日程第9 議案第101号 平成28年度身延町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

この件につきましては、教育厚生常任委員会に付託しております。

詳細な質疑は委員会でよろしくお願ひいたします。

質疑はありますか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第101号の質疑を終わります。

日程第10 議案第102号 平成28年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)を議題といたします。

この件につきましても教育厚生常任委員会に付託しておりますので、所属議員は詳細な質疑は委員会でよろしくお願いたします。

質疑はありますか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第102号の質疑を終わります。

日程第11 議案第103号 平成28年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算(第4号)を議題といたします。

本件は、総務産業建設常任委員会に付託しております。

所属議員は詳細な質疑は委員会でよろしくお願いたします。

質疑はありますか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第103号の質疑を終わります。

日程第12 議案第104号 平成28年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第4号)を議題とします。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第104号の質疑を終わります。

お諮りします。

日程第13 同意第7号 身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区管理委員会委員の選任について

日程第14 同意第8号 身延町大河内地区財産区管理委員会委員の選任について

は人事案件のため質疑・討論を省略し、採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、同意第7号および同意第8号は質疑・討論を省略し、直ちに採決に入ることに決定しました。

これから同意第7号を採決します。

同意第7号について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって同意第7号 身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区管理委員会委員の選任については

身延町大崩152番地、佐野馨、昭和6年9月14日生まれ。身延町大島2073番地22、依田喜美雄、昭和19年11月18日生まれ。身延町大島1211番地、片田健彦、昭和22年7月21日生まれ。身延町帯金3903番地1、鈴木厚、昭和25年11月28日生まれ。身延町帯金2734番地、鈴木克昌、昭和27年1月1日生まれ。身延町大島1483番地、若林浩氣、昭和28年3月6日生まれ。身延町帯金3549番地12、松野拡、昭和32年10月17日生まれ。

以上7人の委員について同意することに決定しました。

次に同意第8号を採決します。

同意第8号について、原案のとおり同意することについて賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって同意第8号 身延町大河内地区財産区管理委員会委員の選任については身延町角打959番地、乗松洋一、昭和18年11月20日生まれ。身延町帯金659番地1、吉野賢造、昭和20年5月20日生まれ。身延町大島971番地、片田善男、昭和24年10月4日生まれ。身延町上八木沢99番地、佐野治仁、昭和24年12月29日生まれ。身延町和田2814番地、雨宮邦夫、昭和25年7月25日生まれ。身延町帯金2782番地、早川志高、昭和29年11月3日生まれ。身延町角打2216番地2、佐野昇、昭和30年8月21日生まれ。

以上7人の委員について同意することに決定しました。

日程第15 発議第2号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書についてを議題とします。

質疑はありませんか。

(なし)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で発議第2号の質疑を終わります。

お諮りします。

発議第2号は委員会付託省略議案のため本日、討論・採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、発議第2号は直ちに討論・採決に入ることに決定しました。

これから発議第2号の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

渡辺君。

○11番議員(渡辺文子君)

地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書について反対討論いたします。

地方議員が厚生年金に加入することは各自治体が年金保険料の半分を負担することになり、その財源は町民の税金です。議会として住民に意見を聞き、住民にオープンにして議論すべきことで安易に賛否を決める性質のものではないと思います。

常勤でない地方議員の年金制度のあり方については、国民誰もが安心して暮らせる年金制度

を確立する国民的議論の中で検討されるべきことで、単に議員の年金のみの議論で済まされるものではないと思います。国民的議論も合意もされていないもとで意見書を提出すべきではないと考え反対をいたします。

○議長（野島俊博君）

次に原案に賛成者の発言を許します。

討論はありますか。

赤池君。

○1番議員（赤池朗君）

賛成の立場で。

今、町村では議員への立候補者が減少し無投票当選が増加するなど住民の関心や地方議会議員のなり手が大きな問題となっています。そういう意味も含めまして、議員を志す新たな人材確保にもつながると考えておりますので賛成します。

○議長（野島俊博君）

次に反対討論を許します。

討論はありますか。

（ な し ）

討論がないので、討論を打ち切ります。

これから発議第2号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 多 数 ）

挙手多数。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

議案第94号および議案第97号から議案第104号はお手元に配布した議案付託表のとおり所管の各常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって付託表のとおり各常任委員会に付託します。

お諮りします。

本日、補正予算1件が提出されました。

この案件を本日の日程に追加し、審議することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、追加された案件は本日の日程に追加することに決定しました。

追加日程第1 議案第105号 平成28年度身延町一般会計補正予算（第6号）の提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

それではご指名をいただきましたので、追加提案議案第105号について提案理由を説明申し上げます。

平成28年度身延町一般会計補正予算（第6号）についてであります。

平成28年度身延町の一般会計補正予算（第6号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ324万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ87億2,359万9千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額、ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条、地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。

平成28年12月7日 提出

身延町長 望月幹也

なお、本議案の詳細につきましては財政課長より説明を申し上げますのでよろしくご審議の上ご議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（野島俊博君）

次に議案第105号の詳細説明を求めます。

村野財政課長。

○財政課長（村野浩人君）

それでは議案第105号 平成28年度身延町一般会計補正予算（第6号）につきまして詳細説明をさせていただきます。

4ページをお開きください。第2表 地方債補正であります。

合併特例事業債を300万円増加するものであります。これは2款1項9目まち・ひと・しごと創生事業費の青少年自然の里改修工事自主設計業務委託料に充当するものであります。

歳入であります。7ページをお開きください。

19款1項1目繰越金24万円につきましては、前年度からの繰越金であります。

21款1項1目町債に300万円を計上いたしました。第2表 地方債補正で説明させていただきました青少年自然の里の改修工事实施設計業務委託料に充当するものであります。

次に歳出を説明させていただきます。8ページをお開きください。

2款1項9目まち・ひと・しごと創生事業費に324万円を計上いたしました。青少年自然の里の改修工事に伴う実施設計業務委託料であります。

以上で議案第105号の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上ご議決をくださいますようお願い申し上げます。

○議長（野島俊博君）

引き続き質疑を行います。

本案は総務産業建設常任委員会に付託し、連合審査を予定していますので質疑は大綱のみに留めてください。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第105号の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第105号はお手元に配布した議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思いますがこれにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、付託表のとおり総務産業建設常任委員会に付託します。

以上で本日の日程はすべて終了しました。

これをもちまして、本日は散会とします。

ご苦労さまでした。

○議会事務局長(佐野勇夫君)

相互にあいさつを交わし終わります。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

散会 午後 1時45分

平成 2 8 年

第 4 回身延町議会定例会

1 2 月 9 日

平成28年第4回身延町議会定例会（4日目）

平成28年12月9日
午後 1時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 諸般の報告
日程第2 委員長報告
日程第3 議案第94号 身延町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について
日程第4 議案第97号 身延町甲斐黄金村・湯之奥金山博物館条例の一部を改正する条例について
日程第5 議案第98号 身延町下部リバーサイドパーク条例の一部を改正する条例について
日程第6 議案第99号 平成28年度身延町一般会計補正予算（第5号）
日程第7 議案第100号 平成28年度身延町介護保険特別会計補正予算（第4号）
日程第8 議案第101号 平成28年度身延町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
日程第9 議案第102号 平成28年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）
日程第10 議案第103号 平成28年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算（第4号）
日程第11 議案第104号 平成28年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第4号）
日程第12 議案第105号 平成28年度身延町一般会計補正予算（第6号）
日程第13 請願第1号 請願書
日程第14 請願第3号 所得税法第56条廃止意見書の提出を求める請願書
日程第15 委員会の閉会中の継続調査について
追加日程第1 発委第1号 身延中学校新校舎早期建設を求める意見書（案）

2.出席議員は次のとおりである。(13名)

1番	赤池	朗	2番	田中	一泰
3番	広島	法明	4番	柿島	良行
5番	芦澤	健拓	6番	松浦	隆
7番	河井	淳	8番	福與	三郎
10番	川口	福三	11番	渡辺	文子
12番	伊藤	文雄	13番	深澤	勝
14番	野島	俊博			

3.欠席議員は次のとおりである。

9番 草間 天

4.地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(20人)

町	長	望月幹也	教	育	長	鈴木高吉				
総務課	長	笠井祥一	会	計	管	理	者	竹ノ内強		
政策室	長	佐野文昭	財	政	課	長	村野浩人			
税務課	長	佐野和紀	町	民	課	長	熊谷司			
福祉保健課	長	穂坂桂吾	観	光	課	長	柿島利巳			
子育て支援課	長	望月由香里	産	業	課	長	遠藤基			
建設課	長	水上武正	土	地	対	策	課	長	埜村公文	
水道課	長	望月真人	環	境	下	水	道	課	長	羽賀勝之
下部支所	長	佐藤成人	身	延	支	所	長	佐野昌三		
学校教育課	長	笠井喜孝	生	涯	学	習	課	長	高野博邦	

5.職務のため議場に出席した者の職氏名(2人)

議会事務局長 佐野勇夫
録音係 大村 隆

開会 午後 1時00分

○議会事務局長（佐野勇夫君）

相互にあいさつを交わします。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（野島俊博君）

こんにちは。

冒頭ですが赤池広報編集委員長よりカメラ設置の申し出がありましたのでこれを許可します。

それでは、本日は大変ご苦労さまです。

草間議員から欠席の届け出が提出されていますので報告します。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第4号により執り行います。

日程第1 諸般の報告を行います。

本日の説明員として地方自治法第121条の規定に基づき、出席通知のありました者の職氏名につきましては先の会議で一覧表として配布したとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第2 委員長報告。

議案第94号、議案第99号、議案第103号、議案第104号および議案第105号は総務産業建設常任委員会に付託したので委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員会委員長 広島法明君、登壇してください。

広島君。

○総務産業建設常任委員長（広島法明君）

それでは総務産業建設常任委員会審査の報告をさせていただきます。

（以下、総務産業建設常任委員会報告書の朗読につき省略）

○議長（野島俊博君）

以上で委員長の報告が終わりました。

委員長はその場でお待ちください。

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第94号、議案第99号、議案第103号、議案第104号および議案第105号についての審査報告に対する質疑を終わります。

引き続き請願第3号についての委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員会委員長 広島法明君。

広島君。

○総務産業建設常任委員長（広島法明君）

それでは報告させていただきます。

（以下、総務産業建設常任委員会報告書の朗読につき省略）

○議長（野島俊博君）

以上で請願第3号について委員長の報告が終わりました。

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で請願第3号についての審査報告に対する質疑を終わります。

広島委員長は自席にお戻りください。

次に教育厚生常任委員会に付託しました議案第97号、議案第98号、議案第100号、議案第101号および議案第102号について委員長の報告を求めます。

教育厚生常任委員会委員長 田中一泰君、登壇してください。

田中君。

○教育厚生常任委員長（田中一泰君）

それでは教育厚生常任委員会審査報告をいたします。

（以下、教育厚生常任委員会報告書の朗読につき省略）

○議長（野島俊博君）

以上で委員長の報告が終わりました。

委員長はその場でお待ちください。

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第97号、議案第98号、議案第100号、議案第101号および議案第102号についての審査報告に対する質疑を終わります。

引き続き請願第1号についての委員長の報告を求めます。

教育厚生常任委員会委員長 田中一泰君。

田中君。

○教育厚生常任委員長（田中一泰君）

（以下、教育厚生常任委員会報告書の朗読につき省略）

○議長（野島俊博君）

以上で請願第1号についての委員長の報告が終わりました。

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

（なし）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で請願第1号についての審査報告に対する質疑を終わります。

田中委員長は自席にお戻りください。

これから日程に従い討論・採決を行います。

日程第3 議案第94号 身延町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありますか。

渡辺さん。

○11番議員（渡辺文子君）

議案第94号 身延町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について反対討論をいたします。

この条例案は農業委員会の委員、農地利用最適化推進委員の定数を定めるだけのものですが提案理由にもあるとおり農業委員会法の改正に伴うものです。農業委員会の公選制を廃止し町長の任命制と大きく変更するものです。農業委員会の定数を減らし新たに農地利用最適化推進委員を設けるものとなっています。任命制になると事務手続きが大変になります。任命前に町長は農業者や農業団体等から委員候補者の推薦や募集を行い、候補者名簿を整理・公表し議会の同意を得ることが必要になります。その際、原則として農業委員の過半数が認定農業者でなければならず、委員の年齢や性別等に隔たりが生じないように配慮することも必要になってきます。現在の公選制の農業委員会の業務に特段の不都合はありません。地方分権が叫ばれている中、国からの強制で独立した行政委員会である農業委員会の公選制廃止につながる条例案に反対をいたします。

○議長（野島俊博君）

次に原案に賛成者の発言を許します。

討論はありますか。

広島君。

○3番議員（広島法明君）

議案第94号 身延町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について。

これにつきましては、先ほど渡辺議員の説明もありましたけど時代に即した改正と認め現在の農業事情に即していると思いますので賛成します。

○議長（野島俊博君）

次に反対討論はありませんか。

（ な し ）

反対討論がないので、討論を終わります。

これから議案第94号 身延町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

議案第94号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 多 数 ）

挙手多数であります。

よって、議案第94号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第97号 身延町甲斐黄金村・湯之奥金山博物館条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

渡辺さん。

○11番議員（渡辺文子君）

議案第97号 身延町甲斐黄金村・湯之奥金山博物館条例の一部を改正する条例について反対討論いたします。

この条例は開館時間の変更と入館料のうち砂金採り体験料を大人から幼児まですべての区分から100円値上げをし、それに伴い観覧料、体験料を合わせた共通券も各100円値上げの条例です。金が高騰したという理由ですが教育施設でもある博物館です。安易に値上げをするのではなく施設内でのこれまで以上の努力で利用者の負担は増やすべきではないと思います。

○議長（野島俊博君）

次に賛成討論はありませんか。

柿島君。

○4番議員（柿島良行君）

身延町甲斐黄金村・湯之奥金山博物館条例の一部を改正する条例について原案に賛成の立場で討論をいたします。

まず入館時間の変更の点でございますけれども、これまでの経緯から入館者の状況を見ますと職員の人件費、管理等についてこの原案どおり月を変更することは妥当だと考えております。さらに入館料の問題につきまして、昨今、金の価格が高騰してきているということで砂金採りの体験料につきましては、実際の材料費等を賄うための金額であることから一律の値上げも仕方がないと、金の高騰に合わせて仕方がないと認め原案のとおり賛成いたします。

○議長（野島俊博君）

ほかに反対討論はありませんか。

（ な し ）

反対討論がないので、討論を終わります。

これから議案第97号 身延町甲斐黄金村・湯之奥金山博物館条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

議案第97号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 多 数 ）

挙手多数であります。

よって、議案第97号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第98号 身延町下部リバーサイドパーク条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありますか。

(な し)

討論がないので、討論を終わります。

これから議案第98号 身延町下部リバーサイドパーク条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

議案第98号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第98号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第99号 平成28年度身延町一般会計補正予算(第5号)の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありますか。

渡辺さん。

○11番議員(渡辺文子君)

議案第99号 平成28年度身延町一般会計補正予算(第5号)のうち2款総務費、1項9目まち・ひと・しごと創生事業のしだれ桜苗木植栽に関わる資金をクラウドファンディングで集めて行う事業での11節消耗品の予算ですが1口当たりの価格設定などの問題も含め、このクラウドファンディングによる事業には反対です。

6款農業水産業費、1項3目15節リンケージ農園整備事業について審議の中で空き家に住む人の利用や市民農園的なものという説明がありましたが、空き家に住みたい人の多くは近くに畑がある家をまず希望して探すと思います。この町にお金をかけた市民農園的なものが必要なのか疑問です。

○議長(野島俊博君)

次に賛成討論はありませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終わります。

これから議案第99号 平成28年度身延町一般会計補正予算(第5号)を採決します。

お諮りします・・・失礼しました。

それでは議案第99号、反対討論はありますか。

芦澤君。

○5番議員(芦澤健拓君)

議案第99号 身延町一般会計補正予算(第5号)に対する反対討論を行います。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、15節工事請負費のリンケージ農園整備事業対象農地整備工事および給排水設備工事の120万6千円は、旧大須成小学校下の農地2千平方メートルを20数区画に分けて希望者に貸し出す予定であるという説明を受けました。

なかとみ青少年自然の里をみのぶ自然の里として身延観光推進拠点とする計画というものがありまして、この現地における第1回説明会の帰りの車中でこの計画の自主企画事業の最初に

掲げられている遊休農地を利用して来客に農業体験を提供するという事業内容に相当するもので自主事業としてはっきりと記載されています。したがって合同審査で産業課長が行った説明は事実でないと考えられます。そもそもこの計画全体が最初に県からの無償譲渡があり、その後計画を立てたかのような計画でありまして大変ここにも矛盾があると思います。県から無償譲渡を条件に施設を引き取るために身延自然の里計画がつけられたということなのか、この点も第105号の中で明らかにしていきたいと思います。

このリンケージ農園整備事業の予算も本来ならばみのぶ自然の里計画が議会で承認されたのちに計上すべきものであって、今、補正予算として提出されるのは完全に本末転倒であると思います。またこの農園整備事業がみのぶ自然の里計画の一部であることがはっきりしておりますので2款1項9目のまち・ひと・しごと創生事業費に計上すべきであると思いますが、6款農林水産業費に計上するのは私には目くらましのように思えてなりません。

以上の理由で議案第99号の補正予算(第5号)に反対いたします。

○議長(野島俊博君)

次に賛成者の発言を許します。

柿島君。

○4番議員(柿島良行君)

第6款3項15節リンケージ農園整備事業について賛成の立場で討論をいたします。

本整備につきましては、質疑の中の説明によりますと空き家対策の一環として農機具等も整備し農地を整備して誰でもそこに行けば農業ができるという手軽な農地を整備すると。対象として身延町田舎暮らしの体験施設、空き家での土地バンク等を利用するために身延町に来る人を想定している改修工事でございます。県のリンケージ人口を増やす趣旨の補助金を用いて開設する農園という説明でございます。

今の討論にありましたようにみのぶ自然の里開設に伴うことを前提とした農園整備ではないということを理解しまして賛成いたします。

○議長(野島俊博君)

他に反対討論はありませんか。

(な し)

反対討論がないので、討論を終わります。

これから議案第99号 平成28年度身延町一般会計補正予算(第5号)を採決します。

お諮りします。

議案第99号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

挙手多数であります。

よって、議案第99号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第100号 平成28年度身延町介護保険特別会計補正予算(第4号)の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありますか。

(な し)

討論がないので、討論を終わります。

これから議案第100号 平成28年度身延町介護保険特別会計補正予算(第4号)を採決します。

お諮りします。

議案第100号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第100号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第101号 平成28年度身延町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありますか。

(な し)

討論がないので、討論を終わります。

これから議案第101号 平成28年度身延町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。

議案第101号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第101号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第9 議案第102号 平成28年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありますか。

(な し)

討論がないので、討論を終わります。

これから議案第102号 平成28年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)を採決します。

お諮りします。

議案第102号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第102号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第10 議案第103号 平成28年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算(第4号)の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありますか。

(な し)

討論がないので、討論を終わります。

これから議案第103号 平成28年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算(第4号)を採決します。

お諮りします。

議案第103号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第103号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第11 議案第104号 平成28年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第4号)の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありますか。

(な し)

討論がないので、討論を終わります。

これから議案第104号 平成28年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第4号)を採決します。

お諮りします。

議案第104号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第104号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第12 議案第105号 平成28年度身延町一般会計補正予算(第6号)の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありますか。

渡辺さん。

○11番議員(渡辺文子君)

議案第105号 平成28年度身延町一般会計補正予算(第6号)について反対討論をいたします。

青少年自然の里改修工事実施設計業務の委託料の予算ですが、たしかに現地を見てまず思っ

たことはこれを潰してしまうのはもったいないということでした。しかし何回も説明を受け町長から熱くチャレンジをととも言われましたが、税金を使って行う行政の仕事は十分な準備と確かな体制が必要だと思います。何回説明されても確実性が見えないこの事業に行政をチェックする議員としては賛成することができません。

○議長（野島俊博君）

次に賛成の討論を行います。

討論はありますか。

柿島君。

○4番議員（柿島良行君）

一般会計補正予算（第6号）について賛成の立場で討論をいたします。

自然の里の施設については、なんらかの形で町内において対策や活用を考えていかなければならない現状にあると思います。町では施設の活用について町創生総合戦略推進の拠点として整備活用することとし事業計画を策定し、これまで3回の議員説明会を行い、その説明を受けました。説明を聞く中で町長を先頭に関係職員が強い意気込みで町の創生を目指し町内全域の観光推進や地産作物の6次産業化を創設するなどの拠点として、町全体の活性化の底上げのために活用しようとしている意気込みと関係職員全員でチャレンジしようとしている強い意欲を感じました。

前向きに何か施策を実行しなければ町の創生に向けた活性化はできません。平成31年まで本年度を含む4年間、有利な地方創生交付金を活用することができる準備期間があります。事業を実施する中できめ細かく検証し改善しながら地方創生交付金終了後の独立採算、黒字経営を目指し町長を先頭に全員が本気でチャレンジすることを期待して、この補正予算案に賛成いたします。

○議長（野島俊博君）

次に反対討論はありませんか。

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

議案第105号 平成28年度身延町一般会計補正予算（第6号）に対する反対討論を行います。

この補正予算324万円はまち・ひと・しごと創生事業の中の中富青少年自然の里改修工事実施設計業務に対するもので、9月議会で修正を受けたものです。

そもそもこの予算のもとになるみのぶ自然の里事業計画は昭和62年から県が生涯学習推進の拠点として心豊かでたくましい青少年の育成を狙いとした社会教育施設として経営してきたなかとみ青少年自然の里が利用者が年々減少していることから平成25年9月に県の行政評価アドバイザー会議で自然の里への補助金廃止、教育施設としての廃止が決定されたわけですから、つまり県としては不要な施設になっていたわけです。そんな中で当時、生涯学習課の所管であったので教育厚生常任委員会に所属していた私たちは町や教育委員会とこの施設の今後について話し合ってきましたが、昨年12月に町は県に対して無償譲渡を要望し、県はこの要望に従って無償譲渡することになったということですが、その経過を私たちは一切知らされておりました。

その後、町がみのぶ自然の里を身延観光推進の拠点にするという計画を策定し議会に初めて

説明したのは9月議会に補正予算を提出したときでした。その後4回の説明がありましたが、私には一切理解できませんでした。いくつかの疑問点がありますので列挙いたします。

第1点は本当に町が無償譲渡を申し入れて県がこれに応じたのかということです。前望月仁司町長時代に県が競売にかけていた丸滝のショッピングセンターCOMAの跡地を買い取ったときも前町長が県職員だったことから塩漬けになりそうだったこの物件を押し付けられたのではないかという疑問を多くの人が持っていました。その後、住宅地として造成し分譲されているわけですがいまだ完売に至っていないのが現状です。

11月に行われた町民と議員との懇談会で9月議会に出されたこの計画について説明したところ、町民からまた県から押し付けられたのかという疑問の声が出されました。説明会の中でもこの施設を県に返還するとどうなるのかという質問をしたところ、町長はそのようなことになったら県との関係が悪化する恐れがあるという答弁がありました。もっと細かい内容があったんですが、それは省略いたします。町が無償譲渡を受けなければ県はこの施設の解体作業に余計な出費がかかることとなります。

第2点目はこの計画の内容に対する疑問です。自然の里を町の観光拠点にするということがメインのようですが、なぜこの場所が町の観光拠点としてふさわしいのか。ここからインターネットなどで町内や周辺の観光に関する情報発信をするということらしいのですが、なぜこの場所である必要があるのか、後付けで考えたとは思えません。道路や駐車場などのインフラ整備、宿泊施設としてもなお、お客さまが満足を得られるようなものにするには相当な出費が必要なはずですが。計画では町長の1期目の4年間で黒字経営になるという数字的な資料が出されておりますが、いずれにせよこの施設の維持管理には相当な費用が必要なわけで、今までのように県からの補助金がもらえないという状況の中では町の負担、つまりは町民の負担が増加することになるのは明らかです。

第3点目は今後の経営を指定管理で行うということですが、町が作成したこの計画を受け入れてやってみようということ受託するような業者、またはNPO法人などが実際に表れるのかどうか私には疑問です。

町長はじめ町の職員の皆さんがこの計画に積極的に取り組んでいることは理解できますが、意欲や情熱だけではどうにもならないこともあります。指定管理者が表れない場合、行政があの施設の活用に取り組むこととなりますが、昔から武士の商法という言葉があります。旅館経営を行政が行うことに対しては非常に疑問があります。もっといろいろな疑問もあるのですが時間的な制約もありますので、議案第105号に対する反対討論は以上で終わります。

○議長（野島俊博君）

次に賛成討論はありませんか。

福與君。

○8番議員（福與三郎君）

賛成の立場から討論をいたします。

私は本案の賛否の選択につきましては非常に悩ましいものがございました。そして直近までなかなか決断をするに至らなかったわけでございます。というのは本案を9月定例会においていち早く反対を表明し、しかも多数の議員に反対を呼び掛けたという経緯があったからでございます。

しかしながら9月定例会以降、職員においては議会の指摘を受け観光課を中心に各課横断で

連携し経営計画の見直しに取り組み現実経営に向けての精度を高めてまいっております。そしてまた町長は施設の有効活用を図り、まち・ひと・しごと総合戦略に基づき雇用の創出、観光産業の拡大、さらには交流人口ならびに定住人口の増加を目指し人口減少に歯止めをかける施設にしたいと熱い思いを持って気持ちを表明されたところであります。何もしないで過疎化を待つより難題であってもチャレンジをし、新身延町の建設に向かって取り組んでいこうとする強い決意が示されたところでございます。私はこれを理解することにいたし賛成をいたします。

○議長（野島俊博君）

次に反対討論はありませんか。

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

議案第105号に対する反対討論を申し上げます。

青少年自然の里は平成25年9月、県行政評価アドバイザー会議において教育施設としての廃止とそれに伴う補助金の廃止が決定されました。その後、平成26年12月に県議会において廃止条例が可決され、本年3月31日に施行されて正式に廃止となりました。

われわれ身延町議会議員は、この平成25年9月からこの平成28年9月定例会に提案されるまでの3年の間、県との協議の経過や町の考えを知らせていただけませんでした。11月15日に現地で行われた第1回の説明会資料で初めてその内容、状況を知ったところでございますし、当然、町から県への無償譲渡の要望書の提出や修繕の依頼等も初めて耳にすることはばかりで議案第99号、リンケージ農園等と併せて不明瞭極まりないと私は考えております。

当時の町長は望月仁司町長であり、責任の多くは当時の執行者であった前町長にあると私は考えます。本来なら議会の議決や承認が必要な案件にもかかわらず、県と交渉を進めた望月仁司前町長の議会軽視、また町民軽視の行動に強く抗議すると同時に事実がどこにあるかは私には今分かりませんが、そのことに幹部職員が注意を促さなかったとしたらこれも大きな問題であると併せて訴えるものであります。

議会軽視が大きな要因で9月定例会においても実質否決された案件ですが、望月幹也町長は当時副町長だったからと自らにも責任があると説明会で謝罪されました。その上で町の将来のために先頭に立ち果敢にチャレンジしたいとの考えを示されておられました。同時にこの案件が否決された場合の県との関係を危惧する考えも伺いました。しかし議会軽視、町民軽視についてわれわれ議員が納得する話も町民が理解できる説明も残念ながらありませんでした。

その中で9月定例会で否決された案件を同じ内容で再度提案されたからといって、今回この案件をよしとすることは身延町議会議員としての信念の欠如と議会軽視を黙認し議員の立場を自ら否定することになります。われわれは町民から負託を受けた議員であり、町の将来を見据えた判断をしなければならない立場にあります。間違えても執行部から負託を受ける、執行部選出議員であっては絶対にならないはずで、そのことは町の舵取りを町民から託された町長も同じであり、県との関係を心配するあまり議会軽視、町民軽視の前町長の方針を認めることがあっては決してならないことだと私は考えております。

今回のこの問題について先輩の議員にちょっと聞いてみました。その中で先輩議員からの意見を受けました。そのことをここで発表させてもらいますけれども、地方活性化を進めるにおいて地方行政や議員等の政治に携わる人間が事業を行うことはやめたほうがよい。その事業は事業家にやってもらうべきで、行政や政治家はその事業家が事業を進めるに際して法律的など

の壁がある場合に一緒になってその壁を取り除いてやるのが仕事である。すなわち事業は金でなくアイデアで進めるべきであり、その道のプロに任せるべきである。特定の指定管理者ありきの計画などもってのほかで、そのアイデアが実現できる環境をつくってやるのが行政であり議会の役割である。議会と執行部は両輪のごとく互いに切磋琢磨し、町民目線での町行政の円滑な推進を図ることが求められていると私も考えます。

先ほど福與議員から賛成の討論がありました。私は福與議員に9月定例会で話を伺って反対することを表明したところでございますけれども、ほかの議員にも、一緒に反対した議員にも訴えたい。ご自身の置かれた立場と胸に付けたバッジの重さ、そして議員としての本来の務めを再度認識していただきたい。われわれは町民の負託を受け、この議場に席を置く身であり町民の意思の反映と町の発展に寄与することが責務とされています。町民の声を反映した良識ある判断を議員各位に訴え、私の反対討論とさせていただきます。

○議長（野島俊博君）

次に賛成討論はありませんか。

川口君。

○10番議員（川口福三君）

賛成の立場で討論いたします。

議案第105号はすでにある施設を利用し、県からの交付金によりこれからの町への集客を目的としての議案であります。また執行者である町長も初の事業であると同時に詳細説明をはじめ執行者自らが説明に当たったというケースはかつてない姿勢でございます。こうした執行者をはじめ職員の熱意、またこれからの身延町の発展を考えてこの事業は進めるべきと考えます。万一この事業が中止の場合は町長の説明の段階にもありましたが、県からのこれからの事業に対して交付金をはじめ補助金の削減も考えられるというようなことも言われております。

先々の事業を遂行する意味においてもこの事業は進めるべきと考え、私は賛成の立場で討論を終わります。

○議長（野島俊博君）

次に反対討論はありませんか。

深澤君。

○13番議員（深澤勝君）

議案第105号 平成28年度身延町一般会計補正予算（第6号）について何点か申し上げ反対の討論を行います。

平成28年3月31日をもちまして閉所した県立なかとみ青少年自然の里を身延町単独で維持管理運営するため宿泊施設等を整備・改修する設計業務委託費が今回、補正予算で上程されました。この補正予算は先ほど同僚議員が申し上げましたが本年9月議会に上程、否決された予算を約3カ月後の本12月定例会にまったく同一内容を提案されていること。またこの設計業務に基づきまして事業計画では各部屋の改造修繕および備品等の整備に出費、また職員の配置計画によると経営プランナー1名、施設運営職員4名、臨時職員3名から7名、地域おこし協力隊2名による管理運営を計画されている。これら運営資金は運営する31年までの3年間は地方創生交付金の充当と利用料および町で負担することとしております。しかしながら3年経過後は地方創生交付金は打ち切りとなるため、町の負担が大きくなることが懸念されます。特に自然の里へのアクセス道路は非常に厳しい状況です。また冬季、冬の間の入り客数の確保

が困難ではないかと考えます。したがって、3年経過後の経営が心配されるところでございます。

さらに本町は高齢化や人口減に伴う税収減および地方交付税の削減が目に見えていることを考えます。また管理運営を指定管理者を定めて運営を委託するとしておりますが、その指定管理者の受託の可能性とその妥当性が見通せない状況かと思えます。したがって現時点での補正予算には反対をいたします。

以上です。

○議長（野島俊博君）

次に賛成討論はありますか。

河井君。

○7番議員（河井淳君）

議案第105号 平成28年度身延町一般会計補正予算（第6号）について賛成の立場で討論いたします。

先ほどから同僚議員から出ております青少年自然の里をみのぶ自然の里として観光の拠点として整備を進めるといふ議案でございます。

身延町は観光の部分で非常に大きなウエイトを占めている町でございます。今までは各観光施設が点であったものをこのみのぶ自然の里を中心として面として捉え観光を進めていこうという事業でもございます。そういった意味で賛成をいたします。

○議長（野島俊博君）

他に反対討論はありますか。

（ な し ）

討論がないので、討論を終わります。

これから議案第105号 平成28年度身延町一般会計補正予算（第6号）を採決します。お諮りします。

議案第105号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 多 数 ）

挙手多数であります。

よって、議案第105号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第13 請願第1号 請願書の討論を行います。

まず請願に反対者の発言を許します。

討論はありますか。

広島君。

○3番議員（広島法明君）

請願第1号につきまして反対の立場で発言させていただきます。

請願事項の項目は義務教育の公平な実施の実現のため、また甚大な被害を及ぼした熊本地震を教訓にして町の中央で安全な場所に早急に新中学校を建設する意見書の議決を請願するものですが10月11日付けの中学校新校舎建設検討委員会から教育委員会への提言の中に中期的な展望に立ち町の中央付近に建設することが望ましいとあります。また本定例会の一般質問の

答弁で鈴木教育長も身延中の校舎は町の中央付近に建設する方向で検討する。来年度、学校施設整備計画策定に着手するという意向を示した今、早急に建設を要望するのは時期尚早だと思います。

本年4月に統合して新生中学校としてスタートして間もないのに、早急に新中学校を建設すべきということを論ずるのはいかがなものか。生徒たちに不安を与えないか。もう少し静観してほしいと思っている保護者や生徒も多くいるのではないかと思います。現身延中学校での学習環境や通学も含めた教育環境の良し悪しをしっかりと見極める期間はもう少し必要ではないかと思います。

ある程度の期間が経過してからしっかりと協議し、土地の安全性も十分に確認の上、町の中央付近に新中学校を建設する計画をということでしたら賛成ですが、今の時点で早急に建設を要望することには反対します。

○議長（野島俊博君）

次に賛成討論はありませんか。

渡辺さん。

○11番議員（渡辺文子君）

遠距離通学で大変な毎日を過ごしている生徒、そしてその生活を支えている保護者から熊本地震も踏まえて6月議会に提出されたこの請願書です。町の中央で安全な場所に早急に新中学校を建設してほしいという思いは当然のことだと考えます。

○議長（野島俊博君）

他に反対討論はありませんか。

柿島君。

○4番議員（柿島良行君）

請願第1号 請願書について反対の立場で討論をいたします。

身延中学校の配置および建設については新校舎建設検討委員会が設置検討され、10月11日付け教育委員会に提言が提出をされています。教育委員会では学校施設の総合整備計画を29年度に策定することとしていることが説明ありました。

中学校の校舎についても検討委員会の提言を受け、町の中央付近に建設する方向で総合整備計画の中で検討することとなっています。身延中学校の生徒たちは今、身延中学の仲間として環境をつくりながら楽しく学校生活を過ごしている姿が見られます。しばらく生徒に動揺を与えず見守ることが大切なことだと思います。

中学校の新校舎を町の中央に建設することについて、町では29年度に学校施設の総合整備計画の中で検討を進めるとしていることから請願の趣旨である町の中央に新中学校を建設する意見書提出を求める願意は満たされていると考えます。

よって本請願の採択に反対し、意見書の提出について反対します。

○議長（野島俊博君）

次に賛成討論はありますか。

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

本請願に対する賛成討論を行います。

父母の皆さん、それから生徒の皆さん、それぞれが大変苦しい思いをしているということを

この請願で私たちは読み解くことができます。町の中央にということで早急にそういう建設を求めるということが、例えば仮に今、意見書が出されてもそれではすぐに来年造るとか、2年後に造るとかそういう話にはなりません。今、早急にとってもいろんな手続きがあります。そういう中で考えるとやはり早急にそういう建設に対して取り組んでいただく、そういうことを教育委員会に意見書として提出することが私は必要なことであると思いますし、それこそがこの請願を提出した父母や子どもたちの代表としての私たち議員としての務めであると考えますのでこの件に関しては賛成をいたします。

○議長（野島俊博君）

次に反対討論はありますか。

深澤君。

○13番議員（深澤勝君）

実はこの意見書の提出につきましては、26年9月議会において本議会で早急に町の中央へ建設するよう強く求めると、こういう議決をしているわけです。再度これに早急に建設してほしいと、こういう意見書は議会の意見書をどういうふうに見るか、われわれが議決した部分をもっと重く受け止めていただきたい、こういう思いから反対をいたします。

○議長（野島俊博君）

次に賛成の討論はありますか。

川口君。

○10番議員（川口福三君）

請願第1号について賛成の立場で討論いたします。

今回出された請願書は旧下部地区保護者一同となっておりますが中富の保護者においても同じような気持ちで中学校の校舎建設には期待しております。過日の教育長の本会議での答弁の中で山日に記載された内容とは違うというようなお話も聞きましたが、やはり早い段階に計画をもって校舎建設については進めるべきであると考え、この請願については賛成をいたします。以上です。

○議長（野島俊博君）

次に反対討論はありませんか。

（ な し ）

反対討論がないので、討論を終わります。

これから請願第1号 請願書を採決します。

お諮りします。

請願第1号に対する委員長の報告は、採択とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 同 数 ）

同数でございます。

同数の場合は議長のほうで言いますので、それによって決定いたします。

この場合は、私は今までのことを鑑み中央に建てるということは、これはもう前からの意見でございます。やっぱり議会といたしましてはそのものをしっかりと受け止めてやっていかなければならない、そういうことで私は賛成とします。

したがって、請願第1号は可決とすることに決定しました。

日程第14 請願第3号 所得税法第56条廃止意見書の提出を求める請願書の討論を行います。
委員長報告は不採択とするものです。

したがって、まずこの請願に賛成者の発言を許します。

渡辺さん。

○11番議員（渡辺文子君）

請願第3号 所得税法第56条廃止意見書の提出を求める請願書不採択について反対をいたします。

地域経済の担い手である中小業者の営業は家族全体の労働によって支えられているのに日本の税制は家族従業者の働き分を必要経費として認めていません。これは女性差別にもつながる人権問題です。この問題は単なる税金の問題ではなく一人の人間として働いていることを、働き分を認めてほしいという人権問題だと思います。所得税法第56条を廃止してほしいという請願は採択されるべきだと考えます。

○議長（野島俊博君）

この請願に今度は反対者の発言を許します。

討論はありますか。

柿島君。

○4番議員（柿島良行君）

請願第3号に対して反対の立場で討論をいたします。

請願第3号は納税申告の白色申告者と青色申告者を同等に近い扱いを求めていると判断しています。青色申告は法で定められた一定の帳簿や書類を備え付け記帳し事前チェックを受けるなどの相当の手間がかかり手続きは煩瑣になっています。しかし簡易帳簿の作成をもとに直接申告する白色申告に対して、より公正・公平な納税申告と課税ができる制度だと考えます。

公正・公平な申告と課税制度を守るため、申告手続きの煩瑣等を理由として公正・公平な課税に対し不公平感を与える可能性のある請願第3号について採択することに反対します。

○議長（野島俊博君）

次に賛成討論はありますか。

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

紹介議員でありますけども、この請願を説明するときちょっと私の体調も不良だったことから十分な説明ができなかったということで皆様のご理解が得られなかったかなという反省を含めて賛成の討論をいたします。

この請願の内容は先ほど渡辺議員のほうから説明したとおりでございますけれども、政府は一億総活躍として女性の活躍を成長戦略に位置付け議員の女性の比率、女性の上司の増加、女性起業家への援助、主婦にはもっと働いてもらおうと控除の金額を103万円から150万円に上げるというふうなことまでしております。働き方改革では働く人の立場で進めていこうということで同一労働、同一賃金という考え方も示しております。

そういう中でこの中小企業における働き手、特に女性の、言ってみればおかみさんですよ、おかみさんの働きが十分に認められていないということで、今回のこういう請願が出されております。

先ほど柿島議員からも話がありましたように青色と白色で扱いが違うということで、そのことをということですが、朝から晩までぎりぎりのところで踏ん張っている家族経営者にその人たちに支払う金額を生み出すことができるかどうか。弁護士とか会計士にお願いして青色申告をすることができるかという、そういうこともできない状況もあるということで白色でも青色同様にこのような規定で行えば給与を経費で認めることが可能であるということで、この請願に対して賛成いたします。

○議長（野島俊博君）

次に反対討論はありますか。

深澤君。

○13番議員（深澤勝君）

請願第3号につきまして反対討論を行います。

私は56条は廃止でなく必要であると、こういうふうに思っております。56条では事業主の家族従業者に支払う対価の必要経費の扱いを規制しております。事業主の配偶者に86万円、配偶者以外の家族に50万円の控除としております。しかし57条で税務署長への届け出と記帳義務等を課して青色申告をすることにより給料等を必要経費と認めることから56条は納税義務の公正・公平と租税回避防止を裏付ける条項であると理解しているため反対でございます。

○議長（野島俊博君）

他に賛成討論はありませんか。

（ な し ）

賛成討論がないので、討論を終わります。

これから請願第3号 所得税法第56条廃止意見書の提出を求める請願書を採決します。

お諮りします。

この請願に対する委員長の報告は不採択です。

したがって、提出されているこの請願について採決します。

請願書のとおり採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

請願書のとおり・・・渡辺さん。

○11番議員（渡辺文子君）

不採択に対してどうなのかということを問うているのではないですか。

○議長（野島俊博君）

そうではないです。

○11番議員（渡辺文子君）

請願に対してどうなのかということを問うているのでしょうか。委員長報告に対してではなくて。

○議長（野島俊博君）

請願書に対してということですよ。

いいですか。

○11番議員（渡辺文子君）

分かりました。

○議長（野島俊博君）

ではもう1回言いますね。

この請願に対する委員長の報告は不採択です。
したがって、提出されているこの請願について採決します。
請願書のとおり採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。
(挙 手 少 数)
挙手少数であります。
よって、請願第3号は不採択とすることに決定しました。

日程第15 委員会の閉会中の継続調査について。

総務産業建設常任委員長、教育厚生常任委員長、議会運営委員長、まちづくり検討特別委員長、議会広報編集委員長から委員会において調査中の事件について会議規則第75条の規定によってお手元に配布した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議事の途中ですが、ここで暫時休憩とします。

再開は2時30分とします。よろしくお願いいたします。

休憩 午後 2時20分

再開 午後 2時30分

○議長(野島俊博君)

それでは休憩前に引き続き、議事を再開します。

お諮りします。

ただいま意見書案1件がお手元に配布のとおり追加議案として提出されました。

これを本日の日程に追加することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、意見書案1件を本日の日程に追加することに決定しました。

追加日程第1 発委第1号 身延中学校新校舎早期建設を求める意見書(案)についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

教育厚生常任委員会委員長 田中一泰君、登壇してください。

田中君。

○2番議員(田中一泰君)

平成28年第4回身延町議会定例会追加提出議案

発委第1号 身延中学校新校舎早期建設を求める意見書(案)

発委第1号

平成 28 年 1 2 月 9 日

身延町議会議長 野島俊博殿

教育厚生常任委員会委員長 田中一泰

身延中学校新校舎早期建設を求める意見書（案）

上記の議案を別紙のとおり身延町議会会議規則第 14 条第 3 項の規定により提出する。

提案理由

身延中学校に遠距離通学を行っている生徒の負担の軽減と断層近くに建つ現中学校の危険の解消のため、新中学校の建設に当たっては町の中央で安全な場所に早期に建設することを強く求める。

これがこの議案を提出する理由である。

身延中学校新校舎早期建設を求める意見書

本年 4 月に統合した身延中学校に通学する生徒の中には遠距離通学の生徒がいるが、これらの生徒および保護者の中には遠距離通学による家庭学習の時間の減少に危惧を覚え、スクールバス内での個人学習を行っているがこれにも限界がある。

一方、本年 4 月に発生した熊本地震以降の新聞報道では県内にも糸魚川・静岡構造線断層帯、曾根丘陵断層、身延断層があり 30 年以内に地震が発生する確率は熊本地震より高く、また東海地震が今後 30 年以内に発生する確率は 88% とされ、上記断層にも大きな影響を及ぼすと思われる。

現身延中学校が建つ場所は断層近くにあり、また山梨県東海地震被害調査では液状化危険の高い地域とされている。

築 45 年以上を経過している現中学校では強い不安がもたれ、さらに本町は人的被害、交通施設被害、斜面崩壊、地滑り、ライフライン施設被害の危険度は極めて高い状態にある。

これらの問題点を解決するため、新中学校の建設に当たっては町の中央で安全な場所に早期に建設することを強く求める。

平成 28 年 1 2 月

提出先

身延町教育委員会教育長 鈴木高吉殿

身延町議会議長 野島俊博

以上です。

○議長（野島俊博君）

以上で提出者の説明を終わります。

これから発委第 1 号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上をもって、発委第 1 号の質疑を終わります。

田中委員長は自席にお戻りください。

これから発委第 1 号の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終わります。

これから発委第1号 身延中学校新校舎早期建設を求める意見書(案)についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

挙手多数であります。

よって、発委第1号は原案のとおり可決することに決定しました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件はすべて議了しました。

ここで町長からあいさつの申し出がありましたので、これを許します。

望月町長。

○町長(望月幹也君)

皆さま、大変お疲れさまでございました。

平成28年身延町議会第4回定例会の閉会にあたり、一言あいさつを申し述べさせていただきます。

今定例会に私どもが提案いたしました提出案件につきまして慎重なご審議をいただく中ですべての提出案件につきましてご議決・ご同意を頂戴いたしました。議員の皆さまのご協力に敬意と感謝を申し上げ、お礼を申し上げたいと存じます。

中でも追加提案させていただきました青少年自然の里の改修工事に伴います実施設計業務委託料につきましては、議員の皆さま方からご心配と多数のご意見をいただきました。真摯に受け止め今後の予算執行に当たっては、役場一丸となってしっかりと対応してまいりますので議員の皆さま方には今後ともご指導・ご支援を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

師走に入り今年も残すところ20日余りとなりました。何かと気忙しい日々が続きますので皆さま方には健康に十分ご留意いただきますようお願い申し上げます。閉会のあいさつといたします。ありがとうございました。

○議長(野島俊博君)

町長のあいさつが終わりました。

会議規則第7条の規定によって閉会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、本定例会はこれで閉会することに決定しました。

会期5日間、議員各位には慎重に審議をしていただき無事閉会を迎えることができましたことに深く感謝を申し上げます。

住民福祉の向上、町の活性化等、町の将来を考える気持ちは全町民が同じであると考えております。町および議会がそれぞれの役割の重要性を再認識し、町が抱える多くの課題を積極的に取り組み安心・安全なまちづくりに努めていくことが求められていると思います。

町長をはじめ執行部の皆さまにはなお一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げます。平成28年第4回身延町議会定例会を閉会とします。

大変ご苦労さまでした。

○議会事務局長（佐野勇夫君）

相互にあいさつを交わします。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

お疲れさまでした。

閉会 午後 2時40分

上記会議の経過は、委託先（株）東洋インターフェイス代表取締役薬袋東洋男が録音テープから要約し、議会事務局長佐野勇夫が校正したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、議長により署名する。

議 長

署 名 議 員

同 上

同 上